

別事務手数料一馬克乃至三馬克。之等の手数料は私營保險監督官廳の認可を以てのみ徴收することを得るも既存保險の効果に於ても亦變更することを得。

第四條 年齡證明

- 一 若し保險契約の開始の日に其年齡の六月以上を經過せるときは開始年を満年とす。
- 二 保險契約に基く請求權は被保險者の年齡を官廳の證明書を以て證明せし後初めて會社に對して效力を生ず。

三 保險契約締結の場合に於ける被保險者の年齡が提出せられたる右の證明書に依り誤れる事を發見せるときは保險せる年金の額を、保險契約締結當時被保險者の實際年齡に依り給付すべかりしものと實際上の拂込との關係に依り換算す。

第五條 正當の第三者

保險契約者は契約締結の際若は其後、關係權者としての第三者を會社に對し指定することを得。指定せられたる第三者の保險契約に基く給付に關する權利は保險事故の發生を以て、始めて效力を生ず。保險契約者は夫迄其指定の取消、又は變更に付自由に處分することを得。指定せられたる者は、若し會社が保險契約者の申出に依り、保險證券に、其指定を取消さるることを記入せるときは保險契約に基く請求權に關して即時且つ取消し得ざる權利を取得す。

第六條 質入及讓渡

保險契約上の請求權の質入及讓渡は、若し從來の處分權者が會社に書面を以つて通知せる場合のみ有效とす。

す。

第七條 意思表示

- 一 保險契約者は其住所を變更し會社に之を告げざりしときは、保險契約者に對して爲すべき意思表示は會社の知れる最後の住所に書留郵便を以て送達さるる場合保險契約者に到達すべかりし時に效力を生ず。
- 二 保險契約者が其住居を歐羅巴内に住居する送達全任者を指定すべし。送達全任者を指定せざるか若は中途缺けたるときは、意思表示は會社に最後に通知せる保險契約者の住居に送達することを得。而して該通知が保險契約者に普通送達の場合到達すべかりし時に其效力を生ず。
- 三 保險契約締結の際及後に於いて會社に對して爲す總ての意思表示は書面の形式を以て代表者に到達せる時のみ法律上の效力を生ず。

第八條 無効意思表示

一 保險證券の紛失せしことを會社に通知せるときは、會社をして其喪失を信憑するに足らしめたる場合、會社に於て獨逸官報及會社の認定に依る他の新聞紙上に廣告し二月間内に見出さざるときは權利者の申請に依り、補充證券を作成すべし。

二 費用は申請者の負擔とし前拂とす。

第九條 訴訟期間、裁判籍、時效

一 會社が期間經過に依る法律上の效果の通知の下に書面を以て給付の請求を拒絶後六月以内に所轄裁判所に出訴無きときは會社は給付の義務を免る。

二 代理店が契約を媒介せしものなるときは、保險關係に付會社に爲さるる訴訟は、代理店が媒介の當時定住せし普通の住居地の裁判所に屬す。

三 保險契約上の請求權は五年を以て時效の進行は給付が請求され得る年の終了と共に始まる。

第十條 繼續保險料の拂込

一 繼續保險料は各保險年度の始めを拂込期日とし前拂とす。

二 年拂保險料の拂込が分割拂を以つて合意されたるときは、未拂込部分は猶豫せるものと看做す。拂込方法の変更は新保險年度の開始前遅くも二月前に申請すべし。

三 繼續保險料は、拂込期日より一月内に會社若は保險料領收證を所持せる受領權を有する代理店に拂込むべし。

四 領收證は會社代表者の印刷せるサインあるものとす。

五 會社代表者の同意無き拂込期間の延長は本規定の拘束を免るゝことなし。

第十一條 拂込遲滞、遲滞效果の排除、不消滅

一 繼續保險料を一月の期間内に拂込まざるときは會社は保險契約者に其れ以上の延滞の法律上の效果の通知と共に書留郵便を以て、延滞保險料に拂込期日より百分の五の延滞利子及費用を添へ請求書の受領後二週間の猶豫期間に直接會社に若は請求書に指定せる總代理店に拂込むべきことを請求すべし。

二 保險契約者が猶豫期間の經過後保險料若は負擔せる利子若は費用尙ほ延滞せるときは次の如き效果を生ず。

A 既拂保險料が、年金開始迄拂込むべき保險料の總計額の十分の一より多からざるときは、會社は給付義務を免る。會社は豫告期間に關係なく契約の解除を豫告することを得。

B 若し拂込むべき保險料の合計の十分の一より多く拂込まれたるときは、會社は即時に解除することを得。此場合契約の解除に因り第十二條に依る保險料免除保險に變更さる。若し解除せざるときは、會社は直接に會社に拂込まれたる延滞金を受取り延滞に因る效果を排除すべき義務を負ふ。

三 會社よりなす解除豫告は、若し始めて支拂はざりし保險料と費用追加及び拂込期日の到來する保險料に拂込期日より百分の五の延滞利子及保險せし年金の百分の二の猶豫金を直接會社に拂込みたるときは其の效果を撤回す。

第十二條 保險料免除保險

一 保險契約者は拂込むべき保險料の總計額の十分の一の拂込みと同時に、契約を保險料免除に變更する爲何時にても契約の解除を爲すことを得。

二 變更の申込は保險證券及最後の保險料領收證と共に書面を以て直接會社に之をなすべし。

三 變更は、私營保險監督官廳に提出し且つ監督官廳の認可なくして許さざる、保險技術上の基礎に依てなす。

三 瘵疾附加保險特別約款

第一條 瘵疾附加保險の範圍

一 被保險者が客觀的に證明し得べき疾病若くは身體の負傷に因り全部的又は部分的の收入喪失を生涯に

互つて生ずべきことを推定し得る廢疾。

二 若し被保險者が其從來の生活上の地位若は其他の生活上の地位に於て、其能力及意識が必要なる職業に従事し得る状態に在る以外のものを以て全部的廢疾とす。若し前項の前提の下に尠くとも四分の一以上を充し得る部分的のものを以つて部分的廢疾とす。

三 廢疾の場合には廢疾となれる次の保險年度の始めより廢疾程度に該當する保險料を免除す。同一の時期より同一の程度に於て附加保險の廢疾年金詳言せば三月毎の割拂金を支拂ふ。

第二條 主たる保險との關係

一 死亡保險普通約款は其約款の意義に従ひ廢疾附加保險にも適用す。

二 保險料免除保險及返還金への變更に付いては廢疾附加保險に前項の適用を除外す。同様に最後の保險年度に於ける主たる保險と共にのみ之をなすことを得。

三 被保險者の廢疾に因り主たる保險の全部若は一部の保險料免除が承認されありしときは、保險料免除保險、返還金及前拂は、保險料が其後も總て拂込まれたるものとして計算す。

第三條 廢疾の證明

一 保險契約者が廢疾附加保險に基く請求をなす時は、會社代表者に直接に次の書類を提出すべし。

A 被保險者を現に取扱ひ若は取扱たる醫師の、廢疾の開始、種類、原因、經過及廢疾の基礎たる疾患の豫測し得べき期間、並に廢疾の程度及豫測し得べき期間に關する完全なる報告。

B 最後の保險料領收證並びに保險證券。

二 右の外會社は保險契約者の費用を以つて、必要なる説明を要求し若は自ら之を求め而して其れ以上の醫師の調査を爲さしむる權利を有す。

第四條 廢疾の確定、醫員會

一 會社代表者は廢疾に關する必要なる證明の入手後直ちに廢疾を確定し保險契約者に書留郵便を以つて該決定を送付すべし。其際會社代表者は保險契約者に對し契約者の權利、期間及效力の懈怠等に付き注意を爲すべし。

二 保險契約者が若し會社の決定に對し承認し得ざるときは、廢疾が如何なる程度及何時より存在せしかの事實問題に關して三名より成る醫員會之を決定す。此決定に關する申出は、契約者より指定せし一名の醫員の完全なる住所の通知と同時に、決定の受領後遅くとも六月以内に保險契約者より直接會社に對し之をなすべし。

三 保險契約者の指定せる一名の醫師の外に會社の指定せる一名の醫師及若し當事者が他の醫師を醫員長とする事に一致せざるときは醫員長として被保險者の住居地の行政区劃醫、官廳醫、地方醫を指定す。

四 會社は契約者の申出後遅くとも三月以内に醫員會を招集すべし。會合地は不要の費用を避け且被保險者の居住を顧慮し醫員會之を決定す。

五 醫員長より書類を以つて證明すべき醫員會の決定は會社は其の入手後十四日以内に書留郵便を以つて契約者に通知すべし。該決定は致されたる事實問題に關し終局的にして、該問題に付き法律上の手續を採る事を得ず。

六 醫員會の費用は、若し會社の給付額が醫員會の決定に依つて當初の提案額を超過するときは會社の負擔とし然らざる場合は契約者の負擔とす。但し一萬馬克までの保險金額の場合は其千分の二以上を起ゆる事無し。

第五條 廢疾の程度の変化

- 一 廢疾の程度が變化せるときは第一條、第三條及第四條の適用に依り双方の義務の新たなる確定を生ず。
- 二 新たなる確定は廢疾の變化の發生せる其保險年度の經過に效力を生ず。
- 三 廢疾の承認後被保險者は會社の費用を以つて一年一回限り廢疾の適確なる検査を受くる義務を負ふ。被保險者及其法定代理人は各自に會社若は其代理者に常に眞實を以つて總ての必要なる報告をなすべき義務を負ふ。

第六條 保險料拂込義務

申出ありたる請求に關する終局的決定ある迄は保險料は引續き其拂込を要す。會社の給付義務の開始以後の分に對して拂込まれたる保險料は之を返還すべし。被保險者、更らに四分の三以上の收入喪失となりたるときは其次の月始めより保險料全額支拂の義務を負ふ。保險料の拂込を怠りたるときは、死亡保險普通保險約款に依る效果を生ず。

第七條 廢疾附加保險に基く請求權の喪失

- 一 主たる保險が何等かの原因に依り、契約が終了するか若は變更に依つて保險料免除となるか、或は會社が主たる保險に基く給付の義務を免るる場合の外更らに廢疾附加保險に基く請求權は次の場合之を失ふ。

A 故意又は過失に因り第三條の規定に該當せざるとき、若は保險契約又は決定の基礎を成す書面及證明に於いて重大なる不正報告若しくは變造をなし又は故意に會社の決意上決定的の影響の存し得たりし重大なる事實を偽りたる時、若は惡意の偽購を以つてせしとき。

B 廢疾が若し温帯以外の地に被保險者の居住せしに因るか若は居住中に發生せしものなるか或は戰鬥員としてなると非戰鬥員としてなるとを問はず戰爭に参加せしに因るか若は戰爭参加中に發生せしものなるとき。

C 以下に因り廢疾の發生せる場合

一 内亂一揆の参加若は決闘

二 拳闘、輕業師的若は冒險的練習、追ひ獵、肉片獵、及案内者無き探險旅行及此種の山嶽攀登。

自動車若は自轉車を以つて、競争或は此種のものゝ爲めの練習、或は營業の爲め、眩暈検査を要する乗車。

運動飛行、工業飛行(試運轉)、教習飛行、模範飛行、藝術飛行、職業飛行に因るもの。

三 故意に自ら傷けたるに因るもの、若は責任能力ある状態に於いて自殺を企てたるに因るもの、或は格闘、飲酒癖に因るもの。

四 被保險者若は保險契約者の犯し、又は誘起したる不法行為に因るもの。

D 保險契約者若は被保險者が廢疾の發生後負ふべき義務を、請求後遅くとも一月内に履行せざるとき
二 廢疾年金に付き既に生じたる請求權は變更若は解約に依つて變動することなし。

九 獨逸主要生命保險會社普通保險約款

一 アリアンツ・ウント・スツガルター生命保險會社普通保險約款(一九二六・一二)

前掲と多少重複するところもあるが、古いものも何かの参考にならうと思つて特にその要旨を掲げておく次第である。

- 一 住居及旅行 契約の效力開始より何等の制限なし。
- 二 證券作成費 保険金額の千分の一(最高十馬克)
- 三 飛行危険 職業的塔乗及スポーツ的塔乗に非ざるものに對してのみ危険を負擔す。
- 四 營業手数料 徴收せず。
- 五 利益配當 契約三年後より(但し無配當保險は別)
- 六 癱疾 癱疾となりたる以後保険料を免除す。其後毎年々金として保険金額の一割若くは一割五分を支拂ふ。
- 七 戦時危険 戦争開始前三ヶ月分以上保険料を拂込みたる總ての保險に對し危険を負擔す。戦争開始後毎年保險金額の千分の六を戦時特別保険料として總ての保險契約者より徴收す。但し戦争繼續中に於ける總ての事故に對する保險給付を填補し得る爲めに充分なる填補基金(責任準備積立金)に達するまでとす。
- 八 拂濟保險 第二年月目保險料拂濟後解約返還金の計算に依り、該返還金を一時拂保險料として保險料拂

込濟保險とす。(利益配當付)

- 九 保険料分割拂 半年毎拂、三ヶ月毎拂、一ヶ月毎拂の三種とす。此場合は、半年毎拂は保険料の百分の二、三ヶ月毎拂は同百分の三、一ヶ月毎拂は同百分の五の割増保険料を徴收す。(割増部分に對しては利益配當無し)

一〇 保險契約の無効 契約三年後は、唯契約者及被保險者の惡意の偽購ありたる場合にのみ無効とす。

一一 解約返還金及貸付 二年目保險料の拂込後、繼續保險年度の終りに、事業方法書に依り計算せる填補基金(Deckungskapital)(註、「保險料積立金」又は「責任準備積立金」なる語としては別に Prämie-Reserve なる語あるに特に Deckungskapital なる語を使用せるは、多、意味に差異あるものならん。或は戦時特別保険料の如き特種の填補基金を包含せる總稱語ならんか。故に姑く文字通り填補基金と譯載し置く事とせり。大體「責任準備積立金」と解して可ならん。)の百分の九十とす。但し解約返還金は、三保險年度の經過後、其後毎年〇・五%を増加し、百分の九十八%を最高とす。保險に對する貸付は解約返還金の範圍とし(我國の證券擔保貸付)、利子は、國立銀行の抵當貸付利率を以つてし前拂とす。

一二 自殺 被保險者の自殺は、契約二年後の場合は保險金全額を支拂ふ。但し保險金を得る目的に因らざる自殺なる場合は、二年前と雖も保險金全額を支拂ふ。

一三 傷害 被保險者の傷害に因る死亡の場合は、保險金額の倍額を支拂ふ。此傷害附加保險に對しては、毎年保險金額の千分の一の割増保険料を拂込む事を要す。(割増保険料に對しても利益配當を付す)

一四 保險の延長 第八及第十六に同じ。(總説の説明参照)

一五 復活 契約失效後六ヶ月以内に復活の場合は被保険者の健康證明を要せず。其後の復活の場合は會社の認定により或は之を必要とし或は要せざる事とすべし。復活の場合は保険料の延滞利子及復活費用の追加拂を要す。

一六 保険料拂込期間 拂込期日到来後一ヶ月間とす。拂込猶豫期間は其經過後二週間とす。(猶豫期間中の拂込に對しては延滞利子、手数料及郵税の追加拂を要す) 契約後二ヶ年經過のものは、猶豫期間經過後は、自動的に保険料拂濟保険に変更する。

無診査保険

保険料は傷害附加保険よりも千分の一乃至四高し。削減期間(契約後一定の期間内事故發生の場合に保険金額を削減して支拂ふ場合の其期間を言ふ)無し。無診査保険の最高金額を一萬馬克とす。

定期無料診査

五千馬克(我約二千五百圓)以上の保険に對して三年毎定期無料診査を行ふ。

團體保險

當該各種の保險と同一の利益團體(利益配當關係)にして、特別の協定率とす。

二 ドイツチエー・ヘヤオールド埋葬生命保險相互會社普通保險約款(一九二五・三)

一 住居及旅行 契約の效力開始後何等の制限なし。

二 證券作成費 保険金額の千分の一(最高十馬克)

三 飛行危險 官設飛行線の旅客としての飛行のみ特別保険料を要せず。

四 營業手数料 契約不成立の場合は保険金額の千分の五を徴す(二十馬克乃至百馬克とす)。申込書拘束期間六週間。

五 利益配當 契約二ヶ年後より、一ヶ年分保険料の計算を以つてす。一九二七年は普通生命保險百分の二十五、小口生命百分の十八なりき。

六 廢疾 被保険者が廢疾となりたる以後保険料を免除す。而して保險期間内毎年、保險金額の百分の十迄の年金を支拂ふ。此廢疾附加保險には追加保険料を要す。追加保険料に對し利益配當を附す。

七 戰時危險 戰爭開始前に締結せられたるものは保險金全額に對する危險を負擔す。戰爭開始の際に存在する總ての保險總額の百分の五を割當つ。

八 拂濟保險 契約三年以後に存在する全填補基金の計算に依り得たる解約返還金を一時拂保險料として拂濟保險とす。填補基金が保險金額の半額を超へざる中は、純保險料を百分の十引上げて計算す。若し填補基金が保險金額の半額より多きときは、該當する一回分純保險料を引去りて保險金額の百分の十を引上ぐ。

九 保險料の分割拂 半年毎拂、三ヶ月毎拂、一ヶ月毎拂とし、半年拂は保險料の百分の二、三ヶ月拂は同百分の三、一ヶ月拂は同百分の四の割増保險料を徴收す。(割増保險料に對しては利益配當無し)

一〇 契約の無効 契約後三年を経過せるものは、被保険者又は契約者の惡意の欺瞞の場合のみ無効とす。

一一 解約返還金及貸付 三年分保險料拂込後事業方法書に依る填補基金の百分の九十五を解約返還金とす。保險契約に對する貸付は解約返還金の範圍とし、利子は國立銀行抵當利率最低百分の五とし前拂とす。

- 一二 自殺 被保險者の自殺の場合は、契約一年後のものは保険金全額を支拂ふ。保険金を受取る目的に因らざりし自殺、若くは、重患にして治癒し難き肉體的疾病（精神的疾病に對して云う）に因る場合は、契約一年内と雖も保険金全額を支拂ふ。
- 一三 傷害 被保險者の傷害に因る死亡の場合は保険金額の倍額を支拂ふ。但し傷害附加保険は毎年保険金額の千分の一の追加保険料を要す。
- 一四 保険の延長 第八及第十六に同じ。
- 一五 復活 契約の失効後六ヶ月以内は、被保險者の健康證明を要せず。六ヶ月以後は會社の認定に依り健康證明を要するか否を定む。復活の場合は保険料の百分の五の利子及保険金額の千分の一の追拂金を要す。
- 一六 保険料拂込期間 拂込期日到来後二ヶ月とし、猶豫期間二週間とす（猶豫期間内拂込の場合は保険料の百分の五の利子及費用の追加拂を要す）。若し三年分保険料拂込済のものは、契約失効後自動的に保険料拂済保険に變更さる。（第八と同じ）

無診査保険

特別の利益配當團體とせず。保険料は傷害附加保険よりも千分の二高し。削減期間無し。最高保険金額一萬馬克（我約五千圓）とす。

團體保險

小口保險に對しては特別協定保険料を以つて契約す。

三 フェヤアイニグテ・ペルリニ・シエ・ウント・プロイシ・シ・生命保險株式會社

普通保險約款（一九二七・七・二）

- 一 住居及旅行 契約の效力開始後制限無し。
- 二 證券作成費 保険金額の千分の一（最高三十馬克）
- 三 飛行危險 公設旅客線に依る場合は追加保険料を徴せず。其他は契約者との合意に依る。
- 四 營業手数料 徴收せず。
- 五 利益配當 契約五年後より配當し、毎年累加す。
- 六 廢疾 被保險者が廢疾となりたる以後保険料を免除し、保険期間中毎年々金として保険金額の百分の三十を支拂ふ。
- 七 戰時危險 特別保険料を徴せず。但し戰争事故の爲め特別積立金の窮乏に依り必要なる場合は、總ての戰時被保險者に對し適當の賦課をなす。
- 八 拂済保險 保険年度の終りに於ける計算による解約返還金を一時拂済保険料として何時にても拂済保險とす。利益配當無し。
- 九 保険料の分割拂 半年毎拂、三ヶ月毎拂の二種とし、半年拂は百分の二、三ヶ月拂は百分の三の保険料割増を要す。（割増分には利益配當無し）
- 一〇 保險契約の無効 被保險者及契約者の惡意の偽瞞に因る契約の場合のみ契約を無効とす。

- 一一 返還金及貸付 繼續保險年度の終りに於ける全還補基金より、事業方法書に定めたる手数料を差引たる額を解約返還金とす。保險契約に對する貸付は解約返還金の範圍とし、利子は、國立銀行割引率より百分の一高きものとし、最低率を五分とす。前拂なる事を要す。
- 一二 自殺 被保險者の自殺が契約一ヶ年後なるときは保險金全額を支拂ふ。但し保險金を得る目的に因らざりしもの及び重患にして不治の肉體的疾病に因るものは、契約一年内の自殺の場合も保險金全額を支拂ふ。
- 一三 傷害 傷害に因る被保險者死亡の場合は、保險金額の倍額を支拂ふ。毎年、保險金額の千分の一乃至千分の五の追加保險料の拂込を要す。
- 一四 保險の延長 第八及び第十六と同じ。
- 一五 復活 失効後六ヶ月以内は被保險者の健康證明を要せず。其後は會社の認定に依つて定む。第十一の延滞利子及費用を徴す。
- 一六 保險料拂込期間 拂込期日の到來後一ヶ月とし、猶豫期間を其後二週間とす。(猶豫期間中拂込は利子及費用を徴す)。猶豫期間經過後は自動的に保險料拂込保險に変更さる。

無診査保險

特別の利益配當團體とす。保險料は傷害附加保險と同じ。削減期間無し。最高保險金額二萬馬克とす。

團體保險

希望に従ひ協定す。

四 ヴクトリア・ツー・ベルリン生命保險株式會社普通保險約款(一九二五・四・一)

- 一 住居及旅行 契約の效力開始後制限無し。
- 二 證券作成費 保險金額の千分の一(最高三十馬克)
- 三 飛行危險 時折の旅行飛行の場合は特別保險料を要せず。
- 四 營業手数料 徴收せず。
- 五 利益配當 契約四年後より。毎年累加配當とす。保險料と相殺す。但し特別協定率に依る利益配當無し保險あり。
- 六 痼疾 被保險者の痼疾となりたる以後保險料を免除す。其後保險期間中毎年、保險金額の百分の十五までの金額を年金として支拂ふ。追加保險料を要す。利益配當付とす。
- 七 戰時危險 戰爭勃發前尠くとも八週間前に有效なりし十馬克までの契約は、特別保險料を要せず。但し戰爭事故ある場合は生殘せる兵役義務者たる被保險者に對し、場合に依り追加保險料を徴する事あるべし。
- 八 拂濟保險 三年間分保險料拂込後何時にても、拂込まれたる保險料より保險金額の百分の四を控除したるものを一時拂保險料として保險料拂濟保險に変更す。利益配當を附せず。
- 九 保險料の分割拂 半年毎拂、三ヶ月毎拂とし、半年拂は百分の三、三ヶ月拂は百分の四の割増保險料を要す(割増保險料にも利益配當を附す)此外十ベニツヒの領收證手数料(年拂の場合も同様)を徴す。
- 一〇 契約の無効 契約一年後は、被保險者及契約者の惡意の偽購ありたる場合のみ無効とす。

- 一一 返還金及貸付 三年分保險料の拂込後、解約期日に計算せし填補基金の百分の九十五を解約返還金とす。契約に對する貸付は解約返還金の範圍とし、利率は抵當貸付銀行利率を以つて最低五分とし前拂とす。
- 一二 自殺 契約後二年以上経過せる場合の自殺は、保險金全額を支拂ふ。但し二年以内の場合と雖も、保險金を得る目的に因らざる場合は保險金全額を支拂ふ。決闘に因る死亡の場合は、保險後一年以上経過せるものは保險金全額を支拂ふ。
- 一三 傷害 傷害に因る被保險者の死亡の場合は、支拂保險金額を三種とし、保險金額の千分の一乃至千分の三の追加保險料を徴す。
- 一四 保險の延長 第八及第十六に同じ。
- 一五 復活 年六分の延滞利子及び保險金額の千分の二の割増金を徴す。失效後六ヶ月以内に復活の場合は健康證明を要せず。六ヶ月以後は會社の認定に依つて定む。
- 一六 保險料拂込期間 拂込期日到来後一箇月とし、猶豫期間を其後一ヶ月とす。(猶豫期間中拂込のものは百分の六の延滞利子及費用を徴す)。契約三年後のものにして猶豫期間経過せるものは自動的に保險料拂濟保險に変更す。

無診査保險

特別保險料を以つてす。特別の利益配當團體とす(第五に同じ)。削減期間は、契約後一年内に被保險者死亡の場合は既拂保險料を返還し、二年内に死亡の場合は保險金額の半額を支拂ふ。但し傳染性疾病に因る死亡の場合は右の削減無し。三年以上経過のものは保險金全額を支拂ふ。妊娠に因る死亡の場合は、申込書提出後八ヶ月経過せるものときは保險金全額を支拂ふ。

一〇 紐育生命保險會社普通保險約款

紐育生命保險相互會社は、

被保險者……… 毆に對し、保險金……… 弗也を、……… 年……… 月……… 日に於て、被保險者の生存せる場合に支拂ふ。又若し保險期間滿了以前に、被保險者が死亡したる旨の適當なる證明書を提出したるときは、會社は保險金受取人……… 毆（保險契約者は約款第七條により保險金受取人を變更する權利を留保す。）に對し、保險金……… 弗也を支拂ふ。若し保險期間滿了前に於て、被保險者が全く外部的の急激にして偶然なる事變によりて被りたる身體的災害の直接の結果として、然も其他に何等の原因無くして、該災害を被りたる後九十日以内に死亡せることの、適當なる證明書を會社に提出したるときは約款第二條に定むるところにより、保險金の倍額……… 弗を支拂ふべきことを契約す。

當會社は又被保險者が六十歳以前に於て、全部永久癱疾に陥りたるときは、約款第一條に定むるところにより、被保險者に對して保險期間中毎月（保險金一千弗に付十弗の割合にて）金……… 弗を支拂ひ、且保險料の拂込を免除すべし。

本保險契約は前金を以て第一回保險料として既に領收し、一千九百……… 年……… 月……… 日を最終日となす期間中、本契約の効力を維持すべき金……… 弗の拂込ありたること、及爾後被保險者の生存中、本保險契約成立日より滿……… 箇年間、毎……… 月の上記の期日に、同額の保險料を拂込むべきことを條

件として締結するものとす。

保險料は倍額支拂特典に對する年拂保險料……… 弗、及癱疾條項に對する年拂保險料……… 弗を包含す。被保險者の年齢が滿六十歳に達したる時の保險年度及其後に於ては、癱疾特典に對する保險料は之を控除すべし。

本保險契約は一千九百……… 年……… 月……… 日より其効力を生じ、該日を本保險契約の契約日とす。

第一條 癱疾 特典

一 全部的癱疾——被保險者が身體的災害若くは疾病に因りて全く癱疾となり、之が爲に報酬又は所得を收め得べき如何なる職業にも従事し能はざるときは、該癱疾は之を全部的癱疾と認定す。

二 永久癱疾——次の場合には永久癱疾と推定す。

(イ) 被保險者が、終身間全部的癱疾に陥りたりと推定せらるるとき、若くは、(ロ) 會社が癱疾の證明書を受領する直前引續き少くとも三ヶ月間被保險者が全部的癱疾状態にありたるとき。

三 特典——保險料の拂込に延滞なき場合に於て、被保險者が全部永久癱疾に陥りたること、然も該癱疾は、本保險契約の效力發生後被保險者が六十歳を越ゆる以前に發生したることの適當なる證明書を、當會社本店に於て受領したるときは、次の特典を附與すべし。

(イ) 月手當支拂——會社は上記の證明書を受領すると共に、被保險者に對して、保險金一千弗に付十弗の割合を以て、毎月手當金の支拂を開始し、保險期間中該癱疾の繼續する間、之を支拂ふべし。會社が癱

疾證明書を承認する以前に支拂ふ手當金は會社が此の證明書を承認したる後に於て之を支拂ふものとす。若し癱疾が精神病に基因せるときは、本條の月手當金は之を保險金受取人に支拂ふ。

(ロ) 保險料免除——會社は、前項の證明書を承認したる後、該癱疾の繼續する期間中、保險料の拂込を免除すべし。癱疾承認以前に拂込むべかりし保險料は、本證券の定むる所に從て拂込むことを要す。但證明書の受領後に拂込むべき保險料を領收せるものある場合には證明書の承認の後之を返還するものとす。

四 被保險者が、全部的癱疾に陥りたる後に於て保險料の拂込を怠りたる場合に、被保險者が本約款に規定せる全部永久癱疾に陥りたる旨の適當なる證明書を、保險料延滞の後六ヶ月以内に會社に提出したるときは、延滞保險料に五分の利子を附加して拂込むことにより本保險契約は復活し、保險料の延滞なかりしと同様に本條に規定せる特典に與ふことを得。

五 兩眼の視力を喪失し、又は兩手、又は兩足、又は片手及片足が全く使用に堪へず、然も回復の望みなきに至りたるときは、之を全部永久癱疾と認定すべきことを契約す。

六 癱疾状態よりの恢復——會社は時々、全部的癱疾の繼續に關する適當なる證明を要求することあるべし。但全部的癱疾が、滿二ヶ年間繼續したる後は、年一回を超ゆることなし。右の證明をなすこと能はざるるとき、若くは會社に於て被保險者は、報酬又は所得を收め得べき職業に従事し得と認めたるときは會社は爾後月手當の支給を停止し、且保險料の免除を取消すものとす。

七 本保險契約に基いて支拂はるべき金額は、右に定むる所に依りて支拂はれる月手當金及び免除せられたる保險料のために削減せらるることなし。配當金、保險證券擔保貸付金及解約返還金は、免除せられたる

保險料が正規に拂込まれたりし場合に異なることなし。被保險者死亡の場合に於て本條に定むる特別支拂金に未拂分あるときは、之を保險金受取人に支拂ふ。

八 本癱疾條項は、被保險者の癱疾が自ら加へたる災害、又は戰時に於ける陸海軍務に因りて生じたるものなるときは、之を適用せず。

第二條 倍額支拂

第一頁に掲げたる倍額支拂條項は、若し被保險者の死亡が自殺(精神病によると否とを問はず)、被保險者の犯罪行爲、戰時に於ける陸海軍務、變亂、戰爭或は戰爭に附隨する行爲、潜水艇又は航空機搭乗(旅客として乗りたる否とを問はず)、又は如何なる種類たるを問はず、直接又は間接に身體的或は精神的疾病に因りて、生じたるものなるときは、之を適用せず。會社は法律に抵觸せざる限り、檢死又は死體解剖を爲すことを得。

第三條 剩餘金分配——配當金

本保險契約に對して分配せらるべき剩餘金の割合は、年々之を定む。本契約に對しては第二保險年度末以後毎保險年度末に於て剩餘金の割當をなすものにして、保險契約者の選擇に從て、次の何れかの方法を以て之を支拂ふものとす。

(イ) 現金にて拂渡すこと。

(ロ) 爾後の保險料に充當すること。

(ハ) 配當付拂濟増加保險(癱疾特典又は倍額支拂特典を附與せず)の一時拂保險料に充當すること。

(二) 會社に寄託し、會社が此種の基金に就て發表するところの利率(但年三分の複利を下ることなし)を以て利殖すること。此の金額は何時にても保險年度末に於て拂戻を請求することを得。保險期間満了の際には特に指定せられたる受取人に支拂ふ。

若し何等の選擇なかりしときは、配當金は増加保險の一時拂保險料に充當すべし。保險契約者は、保險料延滞後三ヶ月内に於て何時にても、増加保險を解除して現金を請求することを得。此の場合返還金は割當金額を下ることなし。

配當金は、保險料拂込期間を短縮し、又は保險契約を期限前に満了せしむる爲に、充當することを得。

―選擇(ハ)の増加保險金の解約返還金及選擇(ニ)の寄託金を包含したる本保險契約の解約返還金が本契約に於けると同一の基礎により被保險者の到達年齢に於て、本契約と同一の權利、特權及特典を附與する保險契約に對する一時拂純保險料以上に及ぶときは、何時にても、會社は其後の保險契約日に於て、保險契約者の書面による請求あるときは、配當付拂濟保險契約として裏書し、上記の純保險料を超過する金額あるときは現金を以て之を返還し、爾後は保險料の拂込を要求することなし。上記の解約返還金が、本保險契約の保險金額以上に及ぶ場合に於て、保險契約及其れに基く總ての請求權の正式解除ありたるときは、會社は何時にても本契約の保險金額及上記の解約返還金の保險金額に超過する額より、會社に對する債務を控除した殘額を現金を以つて支拂ふべし。

第四條 保險證券擔保貸付金

滿三ヶ年間保險料を拂込みたる後保險料の拂込に延滞なき場合には、會社は保險契約者に對し、本保險證

券を唯一の擔保書類とする貸付請求に應ず。但其貸付金は之に會社に對する他の總ての負債を加へたる額の年六分の利率による元利合計が當該保險年度の終りに於て、解約返還金の範圍内に止まるべき額を以て限度とす。貸付金に對する利子は年六分の割合を以て、毎年の保險契約日に於て支拂ふことを要す。利子支拂の期日に於て、其の拂込なきときは、該利子は之を貸付金の元本に組入れるものとす。負債の全部又は一部は、會社が該金額を本證券に基く會社の債務より控除する以前に於て何時にても返済するを得。斯の如き負債の辨濟又は利子の拂込なき場合に於ても、保險契約は其效力を失ふことなし。但全負債が解約返還金に等しくなりたるときは本契約は、會社が保險契約者及裏書ある讓受人の、最近の住所に對し、其旨通知したる後一ヶ月を経て其效力を失ふ。

(次に保險金壹千弗に對する最低貸付金額表があり、保險料拂込期間、貸付金額等を書入れてある。表省略。)

第五條 解約返還金

滿二ヶ年以上保險料を拂込みたる後に於て、その延滞ありたる場合には三箇月以内に、又保險料拂込済の場合には、契約日の後三十日以内に、保險契約者は本契約を解除して、

(1) 現金を以て解約返還金を請求することを得。或は

(2) 解約返還金より會社に對する負債を控除したる殘額を保險料として得る配當附拂濟保險に変更することを得。右拂込保險は本證券と同一條件に基き同一の期日に保險金を支拂ふものにして、廢疾條項及保險金倍額支拂條項を附せず。保險契約者は何時にても拂濟保險證券を擔保とする貸付を請求し、又は之を解除

して解約返還金を請求することを得。

(3) 若し解約返還金の請求又は保険料延滞後三箇月以内に於て、拂済證券に變更の申出なき場合には、解約返還金より會社に對する負債を控除したる残額は自動的に保険料延滞の時より、本保険金額に配當金を加へたるものより會社に對する債務を控除したる残額を保險金とする延長定期保険料に充當せらる。若し本契約の期間満了日を期限とする定期保険の保険料に充當して尙餘あるときは、保險期間満了の際に於て、被保險者が生存せる場合に於てのみ保險金を支拂ふところの生存保險の保險料に充當す。延長定期保險及生存保險にありては、保險契約者(被保險者)は、剩餘金の配當、貸付金、解約返還金、廢疾給付、保險金倍額支拂に關する權利を有せず。

解約返還金は保險年度末、保險料延滞の場合には、其延滞になりたる日に於ける責任準備金及(保險金壹千弗に付き壹弗未滿の端數切捨)保險料拂済増額保險金の責任準備金に、未拂配當金を附加したるものより第二年度より第九年度に至る間に於ては保險金額の一分五厘を超過せざる解約控除金を、控除したるものなり。右の責任準備金は、アメリカ死亡表豫定利率年三分を基礎として計算するものにして、(2)に於ける拂済保險金額、(3)に於ける延長定期保險期間、及生命保險金額も亦之と同一基礎により、保險料延滞に陥りたる日に於ける、被保險者の到達年齢に基て算出せらるるものとす。

左に掲ぐる表中(解約返還金表略)の金額は、保險料が延滞なく拂込まれ、且會社に對する負債、保險料拂済増配當金、未拂配當金無きことを假定し、上記の方法に従ひて算出したるものなり。

(次に解約返還金表があり、保險契約經過年數、保險金壹千弗に對する解約返還金額、保險金壹千弗に對

する拂済保險金額、延長定期保險に於ける保險期間及び生存保險金額を書入れてある。表省略。)

第六條 保險證券擔保貸付の場合に於ける定期保險

本保險契約に於ける保險證券擔保貸付には、左に定むる所により定期保險を附すべし。

一 被保險者は會社の要求する所に従ひ、被保險體なることを證明すべき書類を提出せざるべからず。
二 保險料は定期保險契約の締結さるとき、又は更新さるときに於ける、被保險者の到達年齢に従ひて、算出さるべし。

三 保險期間は一ケ年を越ゆることを得ず。但同一條件を以て、年々更新することを妨げず。六十五歳を越ゆるときは、定期保險契約の締結、又は更新を許さず。

四 定期保險金が負債を超過するときは、會社は其の超過部分を削除し、且超過分に對する保險料を返還す。

五 本定期保險は被保險者に對して、當會社の定期保險證券を交付することに因つて其の效力を生ずるものとす。定期保險金は之を負債の相殺に充當するものとす。

(次に定期保險金壹百弗に對する保險料表があり、十五歳より六十四歳に至る年齢、及其れに對する年拂保險料が印刷されてゐる。表省略。)

第七條 その他の特典及約定

年齢—被保險者の陳述したる年齢に錯誤ありたる場合には、保險契約に基きて會社の拂渡すべき金額は、實際拂込みたる保險料を以て、實際年齢に對し契約し得べかりし金額とす。

讓渡—本保險證券を讓渡する場合には正本二通の契約書を作成し一通を當會社本店に提出する事を要す。但し讓渡の效力に關しては、會社は何等の責に任せざるものとす。

保險金受取人の變更—保險契約者は本保險證券が讓渡されざる限りは、何時にても亦何回にても、保險金受取人を變更することを得。保險金受取人の變更は、總て保險證券を添付し書面を以て當會社本店に通知し、保險證券に其の旨の裏書を受くる事を要す。此の裏書を受くるに非れば、其の變更は效力を有せず。裏書を受けたる後は、變更の效力は遡及し、裏書の當時被保險者が生存せると否とに拘わらず、被保險者が上記の變更通知書に署名したる日より其の效力を生ず。但し該裏書以前に、會社によりて爲されたる支拂に關しては、會社は何等の責に任せざるものとす。保險金受取人が保險契約者より以前に死亡せる場合には、當該保險金受取人の權利は、特約あるに非れば、保險契約者に歸屬するものとす。

保險料拂込猶豫期間—保險料が拂込期日、若くは其以前に於て拂込まれざる時は、保險契約者は保險料延滞の責に任ず可きものとす。但し第二回以後の保險料の拂込に付ては、保險料拂込期日後一ヶ月（三十日を下る事なし。）の猶豫期間を與ふ。此の期間中は、保險契約は有効に存続するものとす。保險料拂込猶豫期間内に、被保險者が死亡したるときは、本契約に對して支拂ふべき金額より當該保險年度に屬する延滞保險料を控除し其の殘額を支拂ふ。

保險料拂込—保險料は拂込期日又は其以前に、當會社本店又は當會社指定の代理店又は外務員に於て、社長、副社長、第二副社長、秘書役又は會計役の署名したる正規の保險料領收證に、實際取扱人の副署したものと引替に拂込む事を要す。上記の正式保險料領收證を使用するものにあざれば保險料徴收の權限なきも

のなり。保險料は毎年前金を以て拂込む事を原則とす。但し書面に據る特約ある場合には、半年又は三箇月に分割して拂込む事を得。被保險者死亡したる場合に於て、其の保險年度の保險料に未拂込分あるときは、本契約に基く支拂金より之を控除すべし。拂込まれたる保險料は次回の拂込み期日迄本契約の效力を維持するに止る。但し猶豫期間中は此の限りにあらず。

復活—保險料延滞の後五年内に、被保險者の被保險體なる事を證明する書類を添付して當會社本店に、契約の復活申込書を提出するときは、會社は貸付金に對する利子と、延滞保險料に五分の利子を付加したる額とを領收したる上にて貸付約款に依る負債を伴ひたるものとして契約の復活を承諾す。

保險金支拂方法の選擇—本保險證券の讓渡なき場合に於ては、被保險者、若は被保險者が決定せざりしときその死亡後保險金受取人は、書面を以て當會社本店に通知し、本契約の一部分として後に掲ぐる所の「保險金支拂方法の選擇」中の一方法によりて、保險金の支拂を受くることを得。但該選擇又は選擇の變更は、當會社本店に於て保險證券に裏書を受くるに非ざれば其の效力を有せず。

負債—本保險契約に付て、會社に負債あるときは、保險金支拂の際に之を控除すべし。
自殺—其の精神状態の如何を問はず、保險契約締結後二箇年内に自殺したるときは既收保險料の金額のみを支拂ふ。

其他の條項—本契約書は此保險證券及保險申込書より成るものにして、申込書の謄本は之を本保險證券に添付す。被保險者の爲したる總ての陳述は、詐偽なき限り重要な點に付事實と相違ある場合にのみ告知義務違反を生ずるものとす。被保險者の陳述は申込書に記載しその謄本を本證券發行の際證券に裏書又は添付

したるものに非れば、本契約を無効とし又は本契約に基く支拂を拒絶するの事由をなすものにあらず。被保險者は保險金受取人の同意なくして總ての給付を受け、且總ての權利を行使し、本保險契約に於て被保險者に與へられたる總ての特權を享くることを得。如何なる代理店又は外務員と雖も契約上の效力を左右し、契約内容に關して修正若は變更をなし、又は保險料拂込の時を延期する權限を有せず。

不可抗爭—本保險契約は保險契約締結後二箇年を経過したる後は、保險料延滞の場合、及廢疾特典並倍額支拂特典以外の事項に關しては抗爭することなし。

本保險契約は住居、旅行、職業、若は陸海軍兵役に關して何等制限を設くることなし。但第一條及第二條の場合に此限に在らず。本保險契約に基く總ての支拂は、紐育州紐育市なる當會社の本店に於て行ふ。前記の契約を確證する爲、紐育生命保險會社はここに社長並びに秘書役をして、一千九百……年……月……日本保險證券に署名せしめたり。

社長 何 某
秘書役 何 某

保險金支拂方法の選擇

第一—保險金を、百弗を下らざる範圍内に於て、保險金受取人の請求に由り何時にても、全部又は一部を、返還することを條件として會社に寄託す。會社は此の寄託金に對し毎年公表し、且年三分を下ることなき利子を附す。

第二—一定期間同額分割拂の方法による。

第三—二十年間確定的に尙受取人生存するときは、其生存中同額分割拂の方法による。右の分割拂金額は、分割拂の開始したる日に於ける、受取人の到達年齢によりて決定す。

第一若は第二に基く第一回分割拂は、保險金支拂期日に支拂ひ、爾後契約に従ひ、年一回、年二回、年四回、若くは毎月支拂ふべし。若し被保險者が書面に據りて指定したるときは、第一又は第二に基て支拂はるべき分割拂金額は、保險金受取人の生存中これを讓渡又は他の債務と相殺し、若くは擔保に供することを得ず。

受取人死亡の場合に、第一に基き會社に残された未支拂金額は、一時金を以て支拂ふべし。第二に因る未拂金額、又は第三に因る二十年間確定分割拂金中の未拂金額あるときは、年三分の複利を以て換算し、別に書式に據る特約あるに非れば、一時金を以て、該受取人の遺言執行者若は遺產管理人に對し支拂はるべし。

上掲の選擇に因りて支拂はるべき金額は、年三分の利子收入を豫定して計算せるものなれども、若し會社が或年度に於て該選擇のための準備金の利廻が年三分以上に及びたる旨を發表したる場合には、第二により其年度に支拂はれる金額、若くは第三に於ける二十年間確定分割拂中の其年度に支拂はるべき金額は、之に應じて増加すべし。

保險金の請求、若くは保險契約の解除ありたる場合には會社は各受取人に對し、選擇條項に基く權利と特典とを確證すべき書類を交付す。

分割拂の選擇は、團體若くは組合を受取人とする場合、又は一受取人に支拂はるべき金額が一千弗より少き場合には之を適用せず。

受取人に支拂ふ最小額は、年拂五十弗、年四回拂十五弗、毎月拂十弗とす。分割支拂金の一箇年間の總計は、常に保險金一千弗に付て算出される下掲の表（表略）に示すが如く年拂金額に等しくなるものとす。表中の數字は保險金に比例して適用すべし。

（次に選擇第二表及第三表があり、前者には毎年分割拂の回数及び金額、後者には保險金支拂時の受取人の年齢及毎年分割拂金額が印刷されてある。表省略）

本保險證券の様式に就て

本保險證券は縦四八・五種、横五六・五種の大きさであつて、それを先づ二つに折り更に六つに折つて、縦二三・五種、横九・五種の大きさにして疊んである。疊んだ表面には左記の如き文言が記載せられてあつて、其の裏面の内側の部分には保險金受取人の變更を裏書する爲めの欄を設けてある。

紐育生命保險會社

第.....號

金.....弗也

.....年拂保險料.....弗

注意 被保險者若くは保險金受取人は、保險金又は特典を受取る爲に、代理人を使用する必要なし。紐育ブロードウェイ三四六の本社に、直接通知せば、時間と費用とを省くことを得。

保險金は.....歳に達せるとき、若くは其以前に死亡せるとき支拂ふべし。

保險料は利益配當金が保險料支拂期間短縮に充當せられるに非れば、.....年間拂込むべし。

廢疾特典

不慮の兇變に對する倍額支拂

剩餘金の毎年配當

〔註〕

米國においては、保險契約者と被保險者とは、原則として、同一人である。

一一 メトロポリタン生命保險會社普通保險約款 (一九三四・六)

一 猶豫期間

第二回以後の保險料拂込の「猶豫期間は三十一日」であるから、約款の寛大を以て有名な米國會社に比べて、日本會社の六十日は寛大である。英國六大會社も、カナダ六大會社も悉く一箇月である。猶豫期間内は延滞保險料に「遅延利子を附せず」と定めてゐる。

猶豫期間内に被保險者が死亡したるときは、猶豫期間「一箇月分の延滞保險料を保險金より控除する」旨を規定してゐる。同社の普通保險の保險料は年拂、半年拂、三月拂となつてゐるから、一月分の保險料とは何を指すかが之れだけでは不明瞭であるが、年拂の十二分の一、三月拂の三分の一を指すのではないかと思ふ。

右の規定の趣旨を徹底させるために、拂込期日以前又は猶豫期間内に「保險料が既に拂込まれたる後、その猶豫期間内に被保險者が死亡したるとき、その保險料期間が一箇月を超える場合は、その超過期間に對する保險料の部分は、保險金と共に支拂ふ」旨を規定してゐる。即ち年拂保險料ならば、その十二分の十一を返還するものとし、猶豫期間一箇月分の保險料だけを徴収する趣旨を貫いてゐるやうに思はれる。

従つて、分割拂保險料につき、當該保險年度の未拂保險料は勿論徴收しない。この點は日本會社の多數の約款と大に趣を異にするのであつて、日本會社の規定がややもすれば世人から好評を蒙る一缺點を除いてゐるのである。

尙保險料は保險契約者が拂込んだものであるから、その一部の返還は、別段の規定が無ければ契約者に返還するものと解釋すべきであらうが、茲には「保險金と共に拂ふ」とあるから、保險金受取人に拂渡されるものと解釋する。

二 保險料拂込方法の変更

保險料の拂込方法を年拂、半年拂、又は三月拂に変更せんと欲すれば、「保險契約者より書面を以て請求し、當會社本店の承認を受けること」を必要としてゐる。

その變更の時については「保險證券發行日の各應當日に於て」變更得るものと定めてゐる。従つて例へば本年度の上半期までは半年拂であつたのを、下半期から三月拂に変更するが如きことは出来ない。

保險契約締結の時と、拂込方法變更の時との間に、保險料率に変更のあつた如き場合には「其の保險料率は保險證券發行日に於ける料率」即ち舊料率によるものと明記されてゐる。

三 年齢の錯誤

年齢の陳述に誤りたるときは、當社では單純に「その保險金額はその拂込まれたる保險料を以て、實際の年齢に於て契約することを得べかりし金額とす」と規定してゐる。この場合に日本會社の約款には、不思議な位に複雑な（恐らく實行不能な）規定を持つてゐる。カナダでは六大會社中、五社まで當社と同じ規定をしてゐる。

四 不 抗 争

英米の會社で不抗争といふものは、日本の告知義務違反問題と同一ではないが、主要な點は同一であるから、假りに之を同じものと考へると、「保險證券發行の日より二年間を経過したるときは」不抗争とする旨を定めてゐる。カナダ大會社は悉く二年である。英國大會社は、最初より不抗争とするものと、三年とするものとの二通りある。日本會社の多數は五年である。

これには但書が附いてゐて「痲疾の場合の給付に關する條項、及び傷害に因る死亡の場合に保險金増加支拂に關する條項に關しては此の限にあらず」と規定してゐる。

五 自 殺

契約後一年間だけを免責とする意味で、「保險證券發行の日より一年以内に被保險者が、精神状態の如何を問はず、自己の手又は行爲によりて死亡したるときは、當會社の責任は既拂込保險料額に等しき金額を限度とす。但し利息を附せず」と明記してゐる。英國會社は一年とし、カナダ會社は一年又は二年としてゐる。

日本會社の約款には、免責事項として此の外に、失踪犯罪行爲等を掲げてゐるが、當會社の約款には自殺だけしか規定してゐない。

六 受取人の指定變更

當社の養老保險證券の表面には「満期保險金は The Insured に支拂ひ、死亡保險金は保險金受取人……に支拂ふ」と明記してゐる。この場合の The Insured と S & 文字は、英米法の常として、契約者が被保險者か明瞭でない。日本會社の約款又は保險申込書並に簡易保險法第九條の規定などから見れば、被保險

者と翻譯して置く方が無難であらう。けれども、保險契約の本質に照した判例、また保險契約讓渡の場合などを考へれば、保險契約者と翻譯すべきである。但しこの研究は今こゝには省略する。それから前記の文句にすぐ續いて「保險契約者は保險金受取人を變更する權利を留保す（又は留保せず）」と規定してゐる。

これによつて見ると、満期保險金受取人は一定してゐて變更の問題が起らない。死亡保險金の受取人も先づ最初に契約の際に指定されるのである。それ故に、約款上に規定すべき問題は、死亡保險金受取人の變更に關するものが主であると考へる。

受取人變更權を留保して置かなければ、受取人の地位は確定する。それ故に「變更權を留保せるとき」に於て、而も「保險契約の讓渡のないとき」に、契約者は自由之を變更することを得る。この場合に將來なほ「變更權を留保するや否や」を明白にして置く必要がある。變更は書面を以て會社本店に請求し、「保險證券に裏書」を受けることを要する。四頁にわたる大形の保險證券であるから、その一部に變更記入欄が可成り廣く設けてある。裏書の日に契約者が生きてゐなくとも、「裏書の效力」は請求書の日附に遡つて效力を生ずる。但し裏書のあるまでは「會社に對して對抗力」を生じない。それ故に變更請求書及び保險證券を「會社本店で受取らない内に、會社のなしたる支拂は有效」である。

次に「受取人變更權を留保せると否とを問はず」、「受取人が被保險者より先に死亡したとき」には、「受取人の權利は契約者に歸屬す」るものと規定してゐる。故に契約者は新なる受取人を指定すべき必要を認めるのである。但し保險約款中の規定又は裏書により、別段の定めあるときは此の限にあらず、と定めてゐる。

七 保險契約の讓渡

保險契約の譲渡は當會社所定の用紙に認め、會社本店に届出づるに非ざれば、當會社に對抗することを得ず。當會社は譲渡の效力に關して責任を負ふことなし。

八 契約の解除變更

解約返戻金を受取り、減額拂済保險又は延長定期拂済保險に變更するに當り、その「請求權者」は左の者とす。

- A 受取人變更權の留保せられたるときは契約者。
- B 受取人變更權の留保せられざるときは契約者及び受取人。
- C 保險契約の譲渡されたるときは讓受人。

之を請求し得る場合は「滿二年分以上の保險料が拂込まれたる後」なることを要す。

その手續としては、解除のため又は變更の裏書を受くるために、請求書に保險證券を添へて當社本店に出づることを要す。

現金解約又は保險種類變更の請求は、「延滞せる保險料拂込期日後三箇月以内」たることを要す。その期間内に請求なきときは、之を「自動的に延長定期拂済保險」とす。

解約返戻金は、その請求書が會社に到達したる日より「九十日以内、その支拂を延期」することを得。左記の責任準備金及び一時拂済保險料の「計算の基礎」は、アメリカ經驗表及び年利率三分五厘とす。

八のa 解約返戻金

解約返戻金は左記(1)より(2)を減じ、之に(3)を加へ、更に(4)を減じたるものとす。

- (1) 延滞保險料拂込期日に於ける責任準備金。但し保險金千弗當り一弗未滿の金額は切捨とす。(即ち保險料を拂込みたる年月數によりて計算したる責任準備金である。)
- (2) 第二及び第三保險年度に限り、保險金額の百分の二半を超えざる解約控除金。(従つて第四年目以後には解約控除金を減じない。)
- (3) 利益配當による増加保險金の責任準備金。但し延滞保險料拂込期日に於て計算したる金額とす。
- (4) 當該保險證券を擔保とする貸付金。

八のb 減額拂済保險

利益配當金を當會社に預金とせる場合には、前記の解約返戻金中に此の預金を加ふ。

解約返戻金を以て、被保險者の到達年齢に於ける一時拂済保險料に當てたる場合に契約し得べき、元保險と同一條件の利益配當付保險とす。

この減額拂済保險は延滞保險料の拂込まるべき日に遡りて其の效力を生ず。

この保險は何時にても解約することを得。この場合には解約當時の責任準備金の全額より、當該保險證券を擔保とする貸付金を控除せる殘額を、解約返戻金とす。

八のc 延長定期拂済保險

延長定期拂済保險の保險金は、左記(A)(B)の和より(C)を減じたるものとす。

- (A) 元保險の保險金額。
- (B) 利益配當による増加保險金、及び利益配當を當會社に預金とせる金額。

(C) 當該保險證券を擔保とせる貸付金。

延長期間は解約返戻金を以て、被保險者の到達年齢に於ける一時拂純保險料に當てたる場合に契約し得べき、利益配當無の定期保險の期間とす。

元保險の満期まで延長して尙剩餘金あるときは、之を以て其の満期日を満期とし、被保險者の到達年齢に於て一時拂純保險料に當てたる場合に契約し得べき、利益配當無の生存保險を附加す。

延長定期拂濟保險の效力發生の日、その解約返戻金、並に元保險の解約返戻金に關する規定は、減額拂濟保險の場合と異なることなし。但し延長定期拂濟保險に変更したる後には、保險證券擔保貸付は行はれない。

九 復 活

保險料の不拂のため失効したる契約は、解約返戻金を支拂つたとき及び延長定期拂濟保險の期間經過したるときを除き、契約者は「何時にても復活」を請求することが出来るのであつて、何年以内といふ制限が無

この場合には、當會社の満足する健康證明書を提出するを要す。延滞保險料には年六分の遅延利子を附す。失効の際に存在せし保險證券擔保貸付金、及び復活の日に至るまで年六分の利率による其の利息の合計が、復活の際に於ける解約價格の範圍内にあるときは、保險證券擔保貸付金として之を繼續することを得。

一〇 保險證券擔保貸付

「二年分の保險料を拂込みたる後」は、何時にても保險證券擔保貸付を請求し得るが、延長定期拂濟保險に変更したる後は此の貸付を爲さない。當社では自動的不沒收の手段として延長定期拂濟保險の方法を採用してゐるのであつて、自動的保險料振替貸付の規定を約款に持つてゐない。

貸付請求權は前述の契約解除變更權者と同じ。

利率は年六分とし、保險年度末までを一期として貸付けの方法を採つてゐる。貸付金の限度は、貸付金及び當該保險年度の未拂保險料、並に當該保險年度末に至るまで此等に對する年六分の利息の合計額が、當該保險年度末に於ける解約返戻金を超えざることを限度とす。此の限度内に於ては幾回にても繰返して貸付を求めることが出来る。而して此の限度に達したる上にて、期限に至り返却せざるときは、保險契約は消滅するが、當社に於ては其の一箇月前に借主に對し（その判明せる最後のアドレスに宛てて）豫告を發することにしてゐる。

保險料振替貸付のときは問題はないが、現金貸付のときは、貸付請求の日より九十日以内、會社は貸付を延期することが出来る。

貸金の全部又は一部は何時にても返還するを得。

死亡又は満期により保險金を支拂ふべき場合には、此の貸金は保險金より控除す。

一一 利 益 配 當

利益配當に關しては左の如く規定してゐる。毎年十二月三十一日現在に於て利益配當額を計算し、之を翌年五月一日以後に於ける保險證券發行應當日に支拂ふものとす。

利益配當は保險契約者に於て、左記四種の方法の何れかを選択することを得。

A 現金配當。

B 次期の保険料に振替。

C 利益配當付にて保険金の増額。

D 會社に預金、但し年利三分五厘以上にして當社の決定する利息を附す。此の預金は保険金支拂と同時に又は毎年の保險證券發行應當日に支拂ふべし。

利益配當の支拂日の後三箇月以内に契約者が其の支拂方法を選択せざるときは、之を保險金増額に當つ。増加保險は何時にても之を解約することを得。この場合の返還金は當初其の購入に當てたる金額を下ること無し。

減額拂濟保險に對する利益配當は、保險金増額に當つべきものとす。

利益配當は第三保險年度の終に於て初めて之をなすを通例とす。

一二 保險金支拂方法の選擇

保險金の全部又は一部は左記三方法の何れかの選擇に應じて支拂ふ。

第一選擇法——保險金は會社が預り、これに年三分五厘の利息を附し、利息は定期に（毎年一回、二回、四回又は毎月拂とし、之を各期末に）支拂ひ、元金は一定期間の満了又は受取人死亡のとき一時に支拂ふ方法。

第二選擇法——保險金を一定年数の確定年金として、毎年一回又は二回拂にて（毎期の初に）支拂ふ方法。

(註) ここに一年ないし三十年にわたり、毎年一回又は二回拂として計算した年金表が掲げられている。この場合に若し期間一年の年一回拂といえは、すなわち保險金一時拂である。

第三選擇法——保險金を一定期間（十年又は二十年に限る）の確定年金として毎年一回（毎期の初に）支拂ふ外、尙ほその期間經過後に受取人が生存するときは、終身年金として之を繼續する方法。

(註) ここに受取人の年齢に應じて、十年又は二十年拂の年金表が掲げられている。

第二方法の確定年金及び第三方法の確定年金部分の内にて、受取人の死亡以前に未だ支拂はざりしものあるときは、之を年三分五厘の複利にて換算したる金額を、一時金にて支拂ふ。但し別段の支拂方法を特約したるときは此の限にあらず。

第二方法を年四回又は毎月拂にて、又第三方法を年二回、四回又は毎月拂にて、受取らんと欲する者あらば、相當價格に換算して其の請求に應ず。

前記三種の支拂方法を通じて年利三分五厘を保證すと雖も、若し當會社が此等の選擇方法に關し保有せる資金につき年三分五厘を超ゆる利子を支拂ふ場合には、次期の支拂金額を之に應じて増額す。

保險金支拂方法選擇書に解約權を有する旨を指定せられたる者より解約の申出あるときは、第一方法の預金は利息と共に返還し、第二方法の確定年金及び第三方法の確定年金部分にして未拂額は一時金に換算して之を支拂ふ。但し第三方法の生殘年金の部分は換算することを得ず。利息及び年金計算は年三分五厘の利率によるものとす。解約權を有せざる受取人は解約又は權利讓渡をなすことを得ず。

前記三種の支拂方法の選擇は書面を以て當社本店に爲すことを要す。選擇は、被保險者の死亡以前にありては保險契約者及び保險金受取人が連署にて爲すべきものとす。但し受取人變更權を留保せる場合には契約者のみにて足る。若し被保險者の死亡以前に選擇權の行使なきときは、受取人が之を選択し得るものとす。

保險契約の讓渡ありたるときは、前記の選擇權者は選擇權を失ひ、その以前に爲されたる選擇は效力を失ふものとす。

利息又は割賦金の一回の支拂額は十弗以上たることを要す。

保險金受取人を會社、組合又は協會とする保險契約に對しては、保險金支拂方法の選擇を認めず。

一 保險金支拂方法の選擇あるとき、保險金支拂の事由發生したるときは、當保險證券は會社に返還せしめ、之に代へて當社は補充證券を發行す。補充證券の日附は保險金支拂事由發生の日とし、證券面に支拂方法を記載す。

一一 英國主要生命保險會社普通保險約款

一 プルテンシヤル保險會社

普通保險約款

- 一 保險金支拂 資格、年齢、死因に關する適當の證明を提出すれば直に保險金を支拂。
- 二 自殺 契約後一年内に被保人が自殺、決闘又は刑の執行により死亡したるときは失効す。但し保險契約が有價的に善意を以て讓渡せられたるが爲に第三者の取得したる利益に關しては此の限にあらず。
- 三 職業 被保人が酒類販賣業、又は生命若くは健康に特殊又は異常の危險を含む職業に従事するときは、豫め會社の承認を得且つ割増保險料を支拂ひたるに非ざれば、保險契約は失効す。但し善意の第三者の利益を害することなし。
- 四 軍務 軍人以外の被保人にして、戰爭、騷擾、又は戰間的活動に於て陸海軍の軍務に服したるときは、予め會社の承認を得且つ割増保險料を支拂ひたるに非ざれば、保險契約は失効し、拂込保險料のみを返還。但し善意の第三者の利益を害することなし。
- 五 外國居住又は旅行 約款に條項なし。後記の營業案内を見よ。
- 六 保險料拂込猶豫期間 一箇月。
- 七 不可抗爭 三年後。但し詐欺又は約款違反の場合は此の限にあらず。

- 八 決算 約款に條項なし。後記の營業案内を見よ。
 - 九 解約價格 三年後には拂込保険料總額の四分の一以上、五年後には同三分の一以上を返還。但し割増保険料は計算に加へず。また利益配當を現金にて受取りたるときは相當減額。料濟保險への變更を認む。
 - 十 保險證券擔保貸付 約款に條項なし。後記の營業案内を見よ。
 - 十一 不沒收 前項に同じ。
 - 十二 復活 繼續保險料の拂込期日後十二箇月以内に、健康證明書を提出し、危險職業に關する條件に違反せず、且つ延滞保險料に利息を添えて拂込むときは、契約の復活を認む。利率は會社の定むる所による。但し六箇月以内の復活の場合には保險金百磅（千圓）につき五志（二圓五十錢）を超えざるものとす。
 - 十三 虚偽の陳述 契約の申込に際して虚偽の陳述をなし、又は重要な事實を隠秘したるときは、保險契約は無効。但し三年經過後は不可抗争とすること。前記の第七項を参照。
 - 十四 保險契約の讓渡 會社本店に通知するを要す。
 - 十五 保險金支拂方法の選擇 約款に條項なし。
 - 十六 酒類 約款に條項なし。前記の第三項を見よ。
- 附記
- 一 年齢制限 無し。無診査保險は原則として五十歳までとす。
 - 二 最高保險金額 制限無し。無診査保險は短期のものは無制限とし、一般には一萬圓を限度。
 - 三 女子 保險料を割増せず。

- 四 高額契約 保險金一萬圓以上の保險に對しては特に安き保險料率を課す。
- 五 陸海軍人に對し、全保險期間を通じ、平時より若干の割増保險料を附加して契約する方法あり。若し割増保險料を支拂はざるときは、前記約款の第四項と同一の取扱。
- 六 決算 毎年決算し、毎年契約者に利益配當。一九三〇年には終身保險は保險金百磅につき二磅十二志、養老保險は同二磅六志を配當。
- 七 外科手術給付 (Surgical Fees Benefit) 普通保險の終身又は養老の被保人にして保險金額合計一萬圓以上に及ぶ者が、外科手術を受けたるときは、手術料として保險金一萬圓毎に六百三十圓、看護料として同三百十五圓を限度として、實際之がために要する費用を、直に受くることを得。之に關する條件は營業案内に記載。

營業案内の記載事項

會社の保險約款中には記載してゐないが、會社が實地に行つてゐる事として營業案内中に記載せる事項を、茲に記す。

- 一 外國居住及び旅行 保險契約は當初より全世界自由 World Wide の條件。保險申込人が不健康地又は熱帶地方へ赴く意圖ある場合に限り割増保險料を課す。
- 二 決算 毎年行ひ、毎年利益配當をなす。
- 三 料濟保險 解約返戻金の代りに之を認む。利益配當無し。
- 四 保險證券擔保貸付 解約價格の九割以内、利率は年五分。

五 不没收 失効契約は一年以内に復活を認む。保険料の自動的拂込を爲さず。

二 サン生保會社

普通保險約款

一 保險金支拂 保險事故の發生、被保人の年齢、受取人の資格を證明すれば直に支拂。保險事故發生後三箇月以内に其の通知を受けたるときは、事故發生日より保險金支拂日まで保險金に對する利息を會社が支拂。

二 自殺 條項なし。

三 職業 約款に制限なし。

四 軍人以外の者の軍務 制限なし。

五 外國居住及び旅行 制限なし。

六 猶豫期間 月掛は十日、其他は三十日。

七 不可抗爭 條項なし。

八 決算 毎五年。

九 解約價格 保險料三年分以上拂込みたる者に認む。料濟保險料は利配付。

十 保險證券擔保貸付 解約價格の範圍内にて。

十一 不没收 二年分以上保險料の拂込まれたる契約は自動的に一年間効力を持續す。其の一年經過後に於ては、延滞保險料及び利息を控除したる上、其の當時の解約價格を以て料濟保險（利配無）に変更。

十二 復活 前項の契約に對し一年内に、年五分の利息を添えて保險料を拂込むときは、健康證明を要せずして復活。利息は最少限一志（五十錢）。

十三 讓渡 會社本店に通知を要す。

十四 保險金支拂方法の選擇 約款に條項なし。

十五 酒類 條項なし。

附 記

一 年齢制限 無し。無診査保險は五十歳まで。

二 保險金額制限 無し。

三 女子 割増を課せず。

營業案内の記載事項

一 禁酒者 尋常終身保險又は二十年以上有限拂込終身保險の被保人にして、一年以上保險契約を繼續し且つ全く禁酒せる者に對しては保險料を輕減す。この請求をなさんと欲する者は、一年以上全く禁酒者なりしこと、並に、常に謹直且つ節制の性質なりしことの陳述書に署名するを要す。

二 無診査保險 有診査保險と同一の取扱。診査は五十歳以上の申告者又は特別の事情ある者に限り行ふ。

三 リーガル・エンド・ジエネラル保險會社

普通保險約款

一 保險金支拂 資格、年齢、事故發生の證明あれば直に支拂。

- 二 自殺 一年以内の自殺は無効。但し善意の第三者の利益を害することなし。
- 三 職業 約款に制限なし。
- 四 軍人以外の者の軍務 制限なし。
- 五 外國居住又は旅行 制限無し。
- 六 猶豫期間 月掛は十四日、其他は三十日。
- 七 不可抗爭 保險約款は當初より不可抗爭とし、且つ當初より全世界自由。
- 八 決算 約款に規定なし。營業案内によれば五年毎に一回とす。利配付契約は將來契約せず。
- 九 解約價格 二年分の保險料拂込後（十年以内拂込の契約にありては一年分）に於ては、解約價格は拂込保險料の三分の一以上を保證す。保證額には年々の解約價格の保證額及び料濟保險金額を記載せる附表を添付する。
- 十 保險證券擔保貸付 解約價格の九割五分まで。
- 十一 不沒收 延滞保險料及び貸付金並に其の利子の總額が、最初の延滞保險料の拂込日に於ける解約價格に達するまでは、保險契約は自動的に効力を持續す。利子は其の時に於ける保險證券擔保貸付に對すると同率とし、半年毎の複利計算。
- 十二 復活 約款に規定なし。
- 十三 讓渡 會社本店に通知を要す。無手数料。
- 十四 保險金支拂方法の選擇 規定なし。

十五、酒類

附記

- 一 年齢制限 無し。無診査保險は五十歳まで。
- 二 保險金制限 各個の事情による。無診査保險は二万五千圓まで。
- 三 女子 割増なし。
- 四 特別料率 五千圓以上の契約に對して。

四 パール保險會社

普通保險約款

- 一 保險金支拂 保險事故の發生、死亡原因、被保人の年齢、受取人の資格に關する適當の證明を提出すれば直に支拂。
- 二 自殺 契約後一年内に自殺すれば契約は失効す。但し善意の第三者が有償的に取得したる利益が舉證せられ、會社が之を適當と認めたるときは、其の範圍内に於ては有効。
- 三 職業 條項なし。營業案内を見よ。
- 四 軍人以外の者の軍務 條項なし。營業案内を見よ。
- 五 外國居住又は旅行 條項なし。營業案内を見よ。
- 六 猶豫期間 三十日。
- 七 不可抗爭 條項なし。

- 八 決算 條項なし。營業案内を見よ。
 - 九 解約價格 保險料三年分を拂込みたる後は、第二年度以後に拂込みたる普通保險料の三割以上を返還。
 - 十 保險證發給保貸付 條項なし。
 - 十一 不沒收 解約價格が延滞保險料及び貸付金並に利子より大なるときは、保險契約は一年間（又は一年以内の一定期間）有効。右期間内に保險料を拂込まざる時は、右期間満了の時に契約は失効。
 - 十二 復活 延滞保險料に年五分の利息を添えて拂込むときは、二年以内には復活を認む。登録手数料は二志六片。健康證明書を要す。
 - 十三 讓渡 會社本店に通知を要す。
 - 十四 保險金支拂方法の選擇 條項なし。
 - 十五 酒類 條項なし。
 - 十六 仲裁 保險契約につき爭議あるときは、當事者双方の一致したる（又は一八八九年の仲裁法の規定により選任せられたる）一名の仲裁人の仲裁に附す。その決定は最終とす。
- 營業案内の記載事項
- 一 外國居住、旅行及び職業 保險契約締結の際に被保人が歐洲以外の旅行又は居住を企圖せる場合、又は酒類販賣業若しくは危險職業若しくは歐洲以外の旅行又は居住を必要とすべき職業に従事せる場合を除きては、全世界自由の條件を以て契約し、外國居住又は其後の職業に關し制限を加ふることなし。
 - 二 軍人及び船員 平時に於ては軍人及び船員は（航空従事者を除き）職業による割増保險料を要せずして、

世界中何れの地方に於ても其の職業に従事することを得。戰時に於ては事情に應じて定むる一定の割増保險料を請求す。但し平時より保險金千分の五の割増保險料を支拂ふときは戰時割増を要せず。

- 三 決算 毎年之を行ひ、毎年利益配當をなす。
 - 四 料濟保險 解約返戻金の代りに之を認む。元保險契約に附加せられし増加保險金を加算す。爾後は利配無の契約とす。
 - 五 保險證券擔保貸付 解約價格の範圍内にて之を認め年五分とす。
- 五 ノリッチ・ユニオン生保會社
- 普通保險約款

- 一 保險金支拂 年齢、資格、事故發生の證明を提出すれば直に支拂。
- 二 自殺 契約後一年内の自殺を除く。但し善意の第三者の利益は予め書面を以て之を會社に通知せるときは此の限に在らず。
- 三 職業 制限なし。
- 四 軍人に非ざる者の軍務 制限なし。
- 五 外國居住又は旅行 制限なし。
- 六 猶豫期間 三十日。
- 七 不可抗爭 契約は不可抗爭とす。
- 八 決算 約款に條項なし。營業案内を見よ。

- 九 解約價格 保險料三年分拂込後に之を認む。料済保險に變更したるものは爾後利配無とす。
- 十 保險證券擔保貸付 之を認む。
- 十一 不沒收 解約價格を以て延滞保險料及び貸付金並に其の利子（複利法による）を支辨し得る限り、契約は自動的に其の効力を繼續す。
- 十二 復活 約款に規定なし。營業案内を見よ。
- 十三 讓渡 手数料五志を添えて、書面二通を會社本店に送附すべし。
- 十四 保險金支拂方法の選擇 規定なし。營業案内を見よ。
- 十五 酒類 規定なし。

附 記

- 一 年齢制限 記載せられず。
- 二 保險金制限 無制限とす。但し會社の保有額は二十五萬圓を限度とし、超過額は再保險す。
- 三 女子 配偶者ある女子にして子供を産みたること無き者に對しては、保險金の百分の一の割増保險料を一時拂にて拂込ましむ。
營業案内の記載事項
- 一 決算 五年に一回。
- 二 保險證券擔保貸付 解約價格の九割五分まで。
- 三 保險金支拂方法の選擇 終身年金又は十年乃至二十五年の確定年金とする以外に、保險金を以て料済保

險にあてたる終身保險を認む。

六 レフュージ保險會社

普通保險約款

- 一 保險金の支拂 保險金の請求には、死亡證明、死亡原因其他必要なる書面を提出するを要す。
- 二 自殺 契約後一年内に被保人が自己の手にて死亡したるときは、精神状態の如何を問はず失効。
- 三 職業 被保人が酒類販賣業に従事すれば契約は失効す。但し會社の承認を得て割増保險料を拂込み、又は保險金減額支拂に同意したるときは此の限にあらず。尙ほ有効に取得したる善意の第三者の利益は、酒類販賣に従事したることを知りたるとき直に會社に通知し且つ割増保險料を拂込みたるときは、この條件のため害せらるる事なし。
- 四 軍人以外の者の軍務 被保人が會社の同意なくして英本國以外に於て戰爭に従事したるときは契約は失効す。但し善意の第三者の利益は、從軍を知りたるとき直に會社に通知し且つ必要なる割増保險料を拂込みたるときは尊重せらる。
- 五 外國居住又は旅行 制限なし。
- 六 猶豫期間 一ヶ月。
- 七 不可抗爭 三年後には契約は不可抗爭。但 詐欺又は保險約款の條項による場合は此の限にあらず。
- 八 決算 約款に條項なし。營業案内には毎年配當。
- 九 解約價格 三年經過の契約には拂込まれたる普通保險料の二七%半以上、六年以後は同三三%半以上を

返還す。料済保険は利配無し。

十 保險證券擔保貸付 解約拂戻金の九割以内とし、年利五分。

十一 不沒收 約款に規定無し。

十二 復活 最後の延滞保険料の拂込期日より一年内に於て、良き健康及び良き習慣の繼續を證明する書類を提出し、且つ延滞保険料に利息を添えて拂込むときは、契約の復活を承認す。利息は年利五分以内とし、最少限を一志とす。

十三 虚偽の陳述 申込書中に虚偽の陳述あるとき、又は重要な事實を告げざりしときは、契約は失効。

十四 讓渡 會社本店に通知を要す。

十五 保險金支拂方法の選擇 約款に規定なし。

十六 酒類 規定なし。

附 記

一 年齢制限 十六歳乃至六十五歳。

二 最高保險額 事情により異なる。

三 女子 割増無し。

四 軍人 英本國內に於て國防軍に従事せる者には制限なし。國外に於て軍務に服する者は、豫め會社の承認を経て、割増保險料を拂込みたる上に非ざれば、會社は保險金支拂の責に任ぜず。歐洲大戰のとき、當社は開戦前よりの被保人に割増保險料を免除し、之に對しても保險金の全額を支拂ひたり。

五 決算 毎年決算を行ひ、利益配當は保險料を一回拂込みたる者にも直に之を與ふ。前回の配當後に保險料を拂込みたる者に對しては、保險金の支拂に際し中間配當をなす。

六 少額保險 當社は簡易保險をも行ふが、普通保險部に於ても保險金五百圓の契約を千圓の契約の料金の半分にて行ひ、少額所得者の便宜を計る。

一三 加奈陀主要生命保險會社普通保險約款

四四二

一 カナダ・サン生命保險會社

普通保險約款

- 一 不可抗爭 二年後。
- 二 猶豫期間 一箇月(三十日以上)
- 三 復活 適當の健康證明書を提出し、且つ年六分の複利を以て計算したる總ての負債を拂込むときは、失効後何時にても復活することを得。
- 四 解約價格 保險料三年分以上拂込みたる契約に對して、解約返戻金、利配無の料濟保險、又は利配無の延長保險を認む。
- 五 保險證券擔保貸付 保險料三年分以上拂込みたる契約に對し、年六分以内の利率を以て、解約返戻金の範圍内にて貸付をなす。但し當該保險年度の終までの利息を解約返戻金より控除。
- 六 自動的不沒收 二年以上繼續の契約に對しては自動的保險料振替貸付の方法を採用す。即ち、責任準備金より總ての負債を控除したる殘額が必要とする保險料及び其の利息並に貸付手數料を支辨するに足るときは、自動的に保險料振替貸付に充つ。貸付金の利率は年六分の複利とし、貸付に要する手數料は年二分とす。責任準備金の計算については、貸付すべき保險料は既に拂込まれたるものとして取扱ふ。若し前記の殘額が貸付すべき金額の全部に足らざるときは、保險料期間の比例的部分に對して保險契約を有效ならしむ。

七 年齢の錯誤 年齢に錯誤あるときは、其の拂込みたる保險料にて真正の年齢に於て契約し得べかりし額に其の支拂保險金額を變更。

八 讓渡 約款中に條項なし。

九 自殺 契約後二年内は無効とし、保險料は返還。

十 保險金支拂方法の選擇 左記四種の選擇を認む。

- 1 保險金受取人の生存中は三分五厘の利率を以て保險金を會社に預け、その死後に元金を拂渡。
- 2 毎月左記の金額を分割す(保險金千圓につき)
 - 八十四圓六十五錢づつ十二回
 - 四十三圓〇五錢づつ二十四回
 - 二十九圓十九錢づつ三十六回
 - 二十二圓二十六錢づつ四十八回
 - 十八圓十一錢づつ六十回
 - 九圓八十三錢づつ百二十回
 - 七圓四十錢づつ百八十回
 - 五圓七十五錢づつ二百四十回
 - 四圓九十六錢づつ三百回

3 二百四十箇月間毎月同額の確定年金を支拂ひ、爾後受取人の生存する限り尙ほ同額を支拂ひ、前記三種の方法とも、その利子収入が三分五厘を超ゆる場合には利益分配をなすものとし、其の支拂金を増額す。

4 保険金の許す限り、任意契約による一定の確定年金を支拂ふ。

十一 居住、旅行、職業制限なし。

十二 飛行危険 保険約款に一般的には制限なし。然し、會社は、飛行家に對し、或は保険料の割増をなし、或は飛行の結果死亡した者には拂込保険料の拂戻をなす事とするを通例とす。飛行危険より生じたる事故に對しては、廢疾給付及び倍額支拂給付を爲さず。

その他の事項

一 年齢及び保険金制限 一歳乃至七十歳の者に契約をなす。保険金の最高限（男子）は左の如し。

終身保険及び其れよりも保険料の高き種類の保険にして利益配當付のものは、

- 二〇歳乃至二四歳 二十萬弗
 - 二五歳乃至五五歳 三十萬弗
 - 五六歳乃至六〇歳 二十萬弗
 - 六一歳乃至六五歳 十萬弗
 - 六六歳乃至七〇歳 五萬弗
- 保険金三段拂の保険は、

二〇歳乃至二四歳 十萬弗

二五歳乃至五五歳 二十萬弗

五六歳乃至六〇歳 十五萬弗

六一歳乃至六五歳 七萬五千弗

變更條項付五年定期保険は 五萬弗

二 女子保険 一般的には女子保険に對する保険料の割増無し。定期保険及び保険金三段拂保険は契約せず。

保険金の最高限は前記の男子保険の二五%とす。獨立の生計を營まざる獨身の女子は二十五年滿期養老又は之よりも保険料の高き保険種類に限る。有配偶の女子は二十年滿期又は其よりも短期の養老保険に限る。

廢疾特典は契約せず。但し自己の勤勞所得にて生計を營める獨身女子には五千弗以下を契約し、其の保険料は前記の男子保険料率の二倍とす。

倍額特典は二十一歳を超ゆる女子に、男子と同一條件にて契約す。但し最高保険金を五千弗とす。

三 小兒保險 十歳以上の者は普通料率を以て契約するが、身體検査を特に嚴重にす。十五歳未滿の者の保険料率は十五歳の者と同じ。保険金の制限左の如し。

- | | | |
|----------|-------|---------|
| 年 齡 | 普通の場合 | 特に選擇の場合 |
| 一〇歳乃至一二歳 | 一千弗 | 五千弗 |

- | | | |
|----------|-------|-------|
| 一三歳乃至一四歳 | 二千弗 | 五千弗 |
| 一五歳 | 五千弗 | 一萬弗 |
| 一六歳乃至一七歳 | 一萬弗 | 二萬五千弗 |
| 一八歳乃至一九歳 | 二萬五千弗 | 五萬弗 |
- 四 弱體保險 保險金削減、年増、又は保険料増額の方法にて契約す。
- 五 分割拂保険料 半年拂は三%、三月拂は四%だけ保険料を増額す。分割拂保険料の其年度の未拂込部分は、支拂保険金より控除せず。
- 六 利益分配 毎年配當とす。配當の方法は現金受取、保険料減額、保険金増額、又は會社への預金となすことを得。預金の場合には三分五厘の複利を保證し、尙ほ超過利廻あるときは之を配當す。
- 七 廢疾給付 六十歳以前に全部永久的廢疾を生じたる證明あるときは廢疾給付をなす。之に二種あり。第一種は廢疾期間中の保険料を免除し、且つ保険金額の百分の一に相當する月手當を支給す。但し保険金額の最大限を二萬五千弗とす。第二種は保険料免除のみにして、保険金の制限を十萬弗とす。廢疾特典に對する特別保険料は、女子は男子の二倍とす。
- 保險證券價格は廢疾給付を受けたるがために影響せらるること無し。死亡又は満期の際は保險金の全額を支拂ふ。四箇月を下らざる期間廢疾の繼續したるときは、之を永久的と推定す。飛行危險は廢疾給付より除外す。
- 八 倍額支拂 六十歳に達する以前に生じたる傷害の結果として九十日以内に死亡したるときは、保險金の

倍額を支拂ふ。保險金の最高限を二萬五千弗とす。

左記の原因によりて生じたる死亡には此の特典を與へず。(一)精神状態の如何に拘はらず自害行為、(二)毒物の攝取、(三)瓦斯の吸入、(四)被保人の法律違反行為、(五)戦争其の他の事變、(六)飛行又は潜水の作業、(七)肉體的又は精神的の疾患、(八)傷害の直接的結果にあらざる傳染病。

傷害は肉體上に目睹し得べき負傷又は打撲傷たるを要す。但し溺死又は内部的侵害による死亡の場合には此の限にあらす。

左記の場合には此の特典は自動的に休止す。(一)被保人が戦時に陸海空軍の任務に服したるとき、(二)解約返戻金を受取りたるとき、(三)減額拂濟保險又は延長定期保險に變更したるとき、(四)被保人が六十歳に達したるとき。

九 俸給振替保險 各種の保險につき契約す。年齢制限は他に同じ。月掛保險料は三月掛保險料の三分の一とす。保險金の最低は一人につき一千弗。有診査又は無診査とし、夫々の規則に従ふ。十人以上の團體なれば、無診査による各自の保險金は一萬弗以下とす。五人以上を使用せる會社商店にのみ適用し、その内一人以上を契約することを得。

十 無診査保險 十七歳乃至五十歳の男子につき五千弗以下を契約す。保險金を増額して一萬弗に至らしむるを得れども、一年二千弗の増額を限度とす。定期保險又は保險金三段拂契約に對しては之を認めず。獨立の生計を營める獨身の女子には二千弗まで契約す。

二 カナダ生命保險會社

普通保險約款

- 一 不可抗爭 二年後。
- 二 猶豫期間 三十一日。
- 三 復活 失効後三年以内に、適當の健康證明書を提出し、且つ延滞保險料及び他の總ての負債に年六分の複利を附して拂込むこと。
- 四 解約價格 保險料三年以上拂込みたる契約には、解約返戻金、利配付の料濟保險、又は利配無の延長保險を認む。
- 五 貸付金 保險料三年以上拂込みし契約には、年六分の複利法により割引きたる金額を、解約返戻金を限度として貸付く。
- 六 自動的不沒收 三年以上保險料拂込の契約に對しては、保險料不拂の場合に自動的に保險料振替貸付をなす。年利六分。
- 七 年齢の錯誤 年齢の錯誤は何時にても訂正を許す。若し此の手續を履ますして、而して年齢に誤あるときは、支拂保險金額は其の拂込みし保險料にて眞正の年齢に於て契約し得べかりし額に變更す。
- 八 讓渡 會社に届出を要す。讓渡の有効なりや否やにつき會社は其の責に任せず。
- 九 自殺 精神状態の如何を問はず自害行爲は、二年度の終まで擔保せず。但し保險料返還。
- 十 保險金支拂方法の選擇 左の五種の選擇を認む。

- 1 保險金は年三分五厘の利率を以て、任意の期間會社に預金す。
- 2 保險金の許す限り、一定金額を賦拂にて拂渡す。
- 3 二年以上五十年以下の期間、年拂、半年拂、年四回拂又は毎月拂として一定金額を拂渡す。
- 4 十年又は二十年間、年拂、半年拂、年四回拂又は毎月拂にて確定年金を交付し、その後受取人の生存中尙ほ之を繼續す。
- 5 保險金を以て當會社の終身年金を買ふ。
1乃至4に對しては毎年利益分配をなす。4の場合には十年又は二十年の確定期間のみ利益分配をなす。
- 十一 居住、旅行、職業制限なし。但し契約後二年内に限り飛行危險を除外す。
- 十二 飛行危險(省略)

その他の事項

- 一 年齢制限 十歳乃至七十歳の者を契約す。
- 二 保險金制限 保險金の最高は無制限。會社の保有制限額は年齢及び保險種類により異なる。一例として利配付契約を掲ぐれば左の如し。(保有額を超える金額は他社へ再保險に附する)

十歳	一萬弗	五十五歳	八萬弗
十五歳	三萬五千弗	六十歳	五萬五千弗
二十歳	六萬弗	六十五歳	三萬弗
二十五歳乃至五十歳	十萬弗	七十歳	一萬弗

- 三 女子保險 料率は男子と同じ。妊娠中又は出産後三月以内の女子は契約せず。廢疾條項及び倍額特典は十八歳乃至四十五歳にして、自己の勤勞所得にて生計を營める獨身者に對してのみ契約す。廢疾條項に對する附加率は男子の五割増とす。廢疾特典は結婚によりて消滅せしむることなし。
- 四 弱體保險 弱體の種類により、保險金削減、年増、保險料割増等の條件を附して契約す。
- 五 利益分配 毎年又は五年に一回之を配當す。配當金は左の諸種の方法にて受取ることを得。
 - 1 現金受取。
 - 2 保險金増額 但し増額の部分は利配無とす。被保人が他の方法を選択せざる場合には、此の方法によるものとす。
 - 3 將來の保險料の減額。
 - 4 年三分五厘の複利を保證して會社に預金、但し利廻が超過すれば特に増額す。預金は何時にても引出すを得。五年一回配當のものにありては、一年を経過して死亡せる者には中間配當をなす。
- 六 廢疾給付 被保人の第六十回の誕生日に最も近く終了する保險年度の完了前に、引つづき四箇月間全部的廢疾の繼續せしことを證明するときは、當會社は(甲)爾後の保險料を免除し、且つ(乙)保險金千弗につき十弗の手當金を毎月被保人に交付し、保險契約満了の際には保險金の全額を支拂ふ。
- 七 倍額特典 其の條項及び保險料については、本書第四六七頁「カナダに於ける倍額支拂特約」参照。
- 八 俸給振替保險 定期保險を除き各種の保險につき契約す。年齢十五歳乃至七十歳。保險金の最低は一人

につき一千弗。保險料は普通保險の年四回拂保險料の約三分の一。有診査又は無診査とし、夫々の規則に従ふものとす。

九 無診査保險 左記の條件に従ふ。

- (a) 年齢制限 男子は滿十五歳以上、保險年齢四十五歳まで。女子は獨立の生計を營める單身者にして、滿十八歳以上、保險年齢四十五歳まで。
 - (b) 保險金制限 男子に對しては左の二の場合を區別す。
 - (甲) 申込人が最近二年内に當會社にて診査を受け、其の後無診査の申込を無さず、而して新契約申込額が既契約高と合せて二萬弗を超えざるときは、當會社は一萬弗以下の無診査契約をなす。
 - (乙) 申込人が最近二年内に當會社にて診査を受けざりしときは、當會社は左の範圍内にて無診査契約をなす。一年に五千弗以下、二年以内に七千五百弗、三年以上の間に一萬弗以下。新契約申込高が既契約高と合せて一萬五千弗を超ゆるときは、無診査契約を爲さず。無診査保險に於ける全部的廢疾の給付は、一箇月二十五弗以下とす。
- 女子の保險金は二千弗以下とす。廢疾給付は無診査保險金額の限度まで之を認む。
- (c) 保險金の減額支拂をなす事なし。保險料率につき特別の條件又は變更を加へず。定期保險を除き他の各種の保險につき契約す。

三 グレート・ウエスト生命保險會社

普通保險約款

- 一 不可抗爭 二年後。但し詐欺及び年齢錯誤を除く。
- 二 猶豫期間 三十一日。
- 三 復活 失効後三年以内に、復活申込の時に於ける日附を有せる適當の健康證明書を提出し、且つ延滞保
險料及び他の總ての負債に年六分の複利を附して拂込むこと。但し解約返戻金の支拂、又は料済保險の許
諾後は此の限にあらす。
- 四 解約價格 保險料三年以上拂込みたる契約には、解約返戻金、利配無の料済保險、又は利配無の延長保
險を認む。
- 五 貸付金 保險料三年以上拂込みたる契約に對し、年六分の利率を以て、解約返戻金より當該保險年度の
終までの利息を控除したる金額を限度として貸付。
- 六 自動的不沒收 三年以上保險料拂込の契約に對し、現金解約價格の盡くるまで、自動的に保險料振替貸
付をなす。利率は年七分。
- 七 年齢の錯誤 年齢に錯誤あるときは、支拂ふべき保險金額は其の保險料を以て真正の年齢に於て契約し
得べかりし額とす。
- 八 讓渡 會社に届出づるを要す。
- 九 自殺 精神状態の如何を問はず、第一年度は擔保せず。

十 保險金支拂方法の選擇 一時金の外左の四種の選擇を認む。

- 1 保險金の全部又は一部を、その預金者の生存中、三分五厘以上の利率にて會社に預けること。
- 2 毎月一定の金額（十弗以上）を其の元利金の盡くるまで受取ること。
- 3 毎年左記の金額を分割拂す（保險金千圓につき）
二百十四圓づつ五年
百十六圓二十錢づつ十年
八十三圓九十錢づつ十五年
六十八圓づつ二十年
若し之を毎月拂（前拂）とするときは左の如し。
九圓七十五錢づつ百二十回
七圓〇四錢づつ百八十回
五圓七十一錢づつ二百四十回
- 4 一定期間（例へば二十年）確定年金を毎年又は毎月支拂ひ、その後受取人の生存中は尙ほ之を繼續
す。

第二回以後の支拂金は、超過利子收入による利益分配を加算す。

- 十一 居住、旅行、職業、癩疾特約及び倍額支拂特約の場合を除き、一般には制限無し。陸海空軍への服役
も無制限とす。保險申込の際に特別の飛行危険の存在せざるときは、最初二年間だけ會社は飛行危険を擔

保せずして、單に保険料を返還す。此の場合に於ても、免許飛行士の操縦せる免許飛行機に料金を支拂ひて乗客として搭乗せるときは、會社は飛行危険を擔保す。

特殊危険の存在するときは、會社は個々の場合にその危険を斟酌し、危険に應じて制限を加ふ。

その他の事項

- 一 年齢制限 一歳乃至六十五歳
- 二 保険金制限 保険金は無制限なれど、會社の保有額の制限を左の如く設く。二十歳に於ては五萬弗。それより次第に増加し、三十歳乃至五十歳は七萬五千弗、それより次第に減少し、六十五歳以上に於て二萬五千弗に至るものとす。
- 三 女子保險 料率は男子と同じ。但し定期保險は契約せず。自己の勤勞所得によりて生計を營める獨身者に限り廢疾特典を契約す。此の特典條項は結婚によりて消滅せしめらるること無し。
- 四 弱體保險 弱體の程度に應じ、年増、保險金削減、其他の方法を契約す。
- 五 分割拂保險料 半年拂は四%、三月拂は六%だけ保險料を増額す。分割拂保險料の其年度の未拂込部分は支拂保險金より控除せず。
- 六 利益分配 當社は利付契約と利無契約とを契約す。利配は毎年又は五年一回とす。配當は左の方法にて受取ることを得。
 - 1 現金配當。
 - 2 保險金増額、但し増額部分は利無契約とす。
 - 3 將來の保險料の減額。
 - 4 配當を會社に預金し、之を以て保險契約を料濟となし、又ニ養老保險として満期に到らしむること。この場合に利率に三分五厘以上を保證す。現在は之を五分五厘とせり。
 - 七 廢疾給付 特別保險料を課して之を契約し、六十歳以前に生ぜし廢疾に保險料免除及び保險金千圓につき十圓の月手當をなす。廢疾給付は廢疾の繼續中（保險の満期まで）之を爲し、之がため解約價格又は保險金を減することなし。全部的廢疾が四箇月繼續すれば（反對の事實の生ずるまで）永久的と看做す。男女共に十五歳乃至五十五歳迄契約し、保險金制限は男子二萬五千弗、女子五千弗とす。特別保險料を課して保險料免除のみの特典を契約す。その條件は前記のものと同じ。保險金制限額は申込人の事情に應じて決定す。
 - 八 倍額支拂特典 六十歳以前に生じたる災害のために災害後三箇月以内に死亡すれば保險金倍額を支拂ふ。十五歳乃至五十五歳の男女を契約す。保險金は男子二萬五千弗、女子五千弗を限度とす。
 - 九 俸給振替保險 終身保險及養老保險に限る。月掛保險料は三月掛保險料の三分の一とす。十人以上の團體に限る。
 - 十 無診査保險 二十一歳乃至五十歳の男子は一年内に五千弗、但し診査後二年以上を経過せる者に對しては一年内に、三千弗以下とす。十五歳乃至二十歳の申込者は二千弗、十五歳未滿は一千弗とす。定期保險は契約せず。

四 マニユフアクチユアラース生命保險會社

普通保險約款

- 一 不可抗爭 二年後。
- 二 猶豫期間 一箇月（三十日以上）。
- 三 復活 失效後三年以内。遅延利子は年六分。
- 四 解約價格 第二保險年度の終又はその以後に於て、解約返戻金、利無の料済保險、利無の延長保險を保障す。
- 五 貸付金 第二保險年度の終又はその以後に於て、當該保險年度の終までの利息（年六分以下）を豫め解約返戻金より控除したる金額の範囲にて。
- 六 自動的不沒收 契約後二年を経過したる契約にして保險料不拂の場合には、解約返戻金より總ての負債を控除したる殘額が保險料よりも大なるときは、自動的保險料振替貸付をなす。利率六分の外に費用として一分を課す。
- 七 年齢の錯誤 年齢に錯誤あるときは、支拂保險金は、其の保險料を以て正確なる保險年齢にて契約し得べかりし金額とす。
- 八 讓渡 本店に届出づるを要す。讓渡の效力に關し會社は其の責に任ぜず。
- 九 自殺 精神状態の如何を問はず、契約後二年以内に被保險者が自己の行爲によりて死亡するときは、保險契約は失效す。

十 保險金支拂方法の選擇。

- 1 五年乃至四十五年間、年拂、半年拂、三月拂、又は毎月拂にて支拂ふ方法。
- 2 十年又は二十年は確定年金とし、爾後その受取人の生存する限り終身年金を支拂ふ方法。
- 3 受取人の生存中その保險金を會社に預ける方法。但し利子は毎年支拂。
- 三方法ともに、超過利子収入は毎年之を計算し、次期の割賦金増加に充つ。第二の方法に對しては確定年金についてのみ超過利子と與ふ。
- 十一 居住、旅行、職業制限無し。
- 十二 飛行危險 規定無し。

その他の事項

- 一 年齢制限 利附契約は一歳乃至七十歳、利無契約は七歳乃至六十五歳。
- 二 保險金制限 無制限。但し保有額制限は年齢によりて差を設け、十五歳三萬五千弗、二十歳乃至五十五歳六萬弗、七十歳一萬五千弗等とす。
- 三 女子保險 料率は男子と同じ。定期保險は契約せず。廢疾特典は男子料率の五割増とし、保險金額五千弗以下とし、勤勞所得にて生活せる獨身女子及び寡婦につき契約す。結婚するも此の特典を失ふことなし。
- 四 弱體保險 年増又は保險金削減、又は缺陷の性質に應ずる特殊方法にて契約す。
- 五 分割拂保險料 半年掛は三分増、三月掛は五分増。
- 六 利益分配 毎年又は毎五年配當とす。現金配當、將來の保險料減額、利配付の保險金増額、又は會社へ

預金の方法を認む。

七 廢疾特典 全部的廢疾四箇月後に始まり死亡又は満期に至るまで、保険料免除及び千圓に付毎月十圓の手當金。

八 倍額特典 六十歳以前に生じたる災害後三箇月以内の死亡には倍額支拂。

九 俸給振替保險 定期保險を除く。五百弗以上。保険料は三月掛保險料の三分の一。

十 無診査保險 男子及び自己の勤勞所得にて生活せる獨身女子、十五歳乃至四十五歳、五百弗乃至五千弗。

五 カナダ・ミューチュアル生命保險會社

普通保險約款

一 不可抗爭 二年後。但し詐欺又は年齢錯誤を除く。

二 猶豫期間 三十日。

三 復活 失効後何時にても健康證明書を提出し且つ總ての負擔を支拂う(年利六分)。

四 解約價格 二年間有効に繼續せし契約に對しては、解約返戻金、利配付料濟保險、利配無延長保險。

五 貸付金 契約二年後、解約返戻金の九割四分以内、年利六分。

六 自動的不沒收 二年後、自動的保險料振替貸付、年利六分。

七 年齢の錯誤 年齢に錯誤ありしときは、支拂保險金は其の保險料を以て眞正の年齢に於て契約し得べかりし金額とす。

八 讓渡 本店に届出を要す。讓渡の效力に關しては會社は其責に任せず。

九 自殺 精神狀態の如何を問はず、一年内の自殺は擔保せず。保險料のみ返還。

十 保險金支拂方法の選擇

1 保險金を會社に預金すること。利率年三分五厘。

2 確定年金の支拂。例へば保險金千圓につき、二年間五百〇八圓六十錢宛、五年間二百十三圓九十九錢宛、十年間百十六圓十八錢宛、十五年間八十三圓八十九錢宛、二十年間六十七圓九十八錢宛、二十五年間五十八圓六十二錢宛。

3 最初十年、十五年又は二十年間は確定年金とし、爾後その受取人の生存中終身年金を繼續すること。右三方法共に、超過利子収入あれば之を受取人に増額支給す。

十一 居住、旅行、職業制限無し。但し契約後二年以内に、飛行機操縦者又は見習者として飛行機に搭乗するには、會社の同意及び特別保險料の拂込を要す。

その他の事項

一 年齢制限 十歳乃至六十五歳を原則とす。

二 保險金制限 無し。但し會社の保有制限左の如し。

1 標準體の男子に對しては年齢により左の如く之を定む。十歳一萬弗、それより次第に増加、二十五歳乃至五十歳六萬弗、それより次第に減少、六十歳三萬五千弗、七十歳七千弗。

2 女子及び利無契約の男子に對しては、前記の約三分の二。

- 三 女子保險 料率其他男子に同じ。但し定期保險は契約せず。尙ほ廢疾特典の項を参照。
- 四 弱體保險 保險金削減、年増、保險料増額、その他事情に應じ特別方法を以て契約す。
- 五 分割拂保險料 半年拂は三分、三月拂は五分だけ増額す。
- 六 利益分配 毎年拂とす。左の方法を認む。
 - 1 現金配當。
 - 2 將來の保險料の減額。
 - 3 保險金増額 利配付。
 - 4 會社へ預金 利率三分五厘。何時にても引出すことを得。或は之を以て保險を料済となし、又は養老保險として満期に到らしむるを得。
 - 5 廢疾給付 六十歳以前に生ぜし廢疾、四箇月以上繼續のものに對し、保險料免除のみ、又は保險料免除と共に月手當十圓（保險金千圓に對し）の給付。之がため解約價格又は保險金に影響を及ぼすことなし。女子に對しては五千弗以下の金額を、自己の勤勞所得により獨立の生計を營める獨身女子にのみ契約す。但し結婚により此の特典を失ふことなし。
 - 6 倍額特典 六十歳以前に生じたる災害後九十日以内の死亡に保險金倍額支拂。
 - 7 俸給振替保險 五人以上にして、一團體の保險料月額八弗以上の場合に、各種の保險につき契約す。保險料は三月掛保險料の三分の一。
 - 8 無診査保險 定期保險及び特殊終身保險を除く。十五歳乃至四十五歳。最初の契約は男子五千弗以下、

勤勞所得にて自活せる獨身女子は三千弗以下、其他の女子は二千弗以下とす。その後毎年一千弗づゝを増加契約し、最高限をそれぞれ一萬弗、五千弗、三千弗に至らしむることを得。特定の外務員に限り無診査の契約取扱を認む。尿の検査を必要とす。但し勤勞所得にて自活せる獨身女子を除く。

六 ロンドン生命保險會社

普通保險約款

- 一 不可抗爭 二年後。
- 二 猶豫期間 三十一日。
- 三 復活 失效後二年以内 遲延利子六分。
- 四 解約價格 三年經過後に現金又は料済保險。原契約に従ひて利配付又は利配無とす。
- 五 貸付金 三年分保險料の拂込まれたる後、年度末の解約返戻金より利息を控除したる金額。年七分以内。
- 六 自動的不沒收 二年後。自動的保險料振替貸付、年利七分以内。解約返戻金より總ての負債を控除したる金額が一年分（又は一箇月分）の保險料に當る限り之を認む。
- 七 年齢の錯誤 年齢が過少に陳述され居るときは、拂込保險料を以て眞正の年齢にて契約し得べかりし金額を保險金とす。若し過大に陳述され居るときは、超過保險料は拂戻す。
- 八 讓渡 會社に届出を要す。讓渡の效力につき會社は其責に任せず。

九 自殺 精神狀態の如何を問はず二年内の自殺は擔保せず。保險料返還。
十 保險金支拂方法の選擇

- 1 會社に預金、利率三分五厘以上。
- 2 確定年金の支拂、例へば保險金千圓につき、二百十四圓宛五年、百十六圓十七錢宛十年、八十三圓八十九錢宛十五年、六十七圓九十八錢宛二十年、五十八圓六十二錢宛二十五年、五十二圓五十三錢宛三十年。

3 十五年間は確定年金とし、爾後受取人の生存中は終身年金を繼續すること。
年金は利率三分五厘にて計算。超過利子收入あれば利益分配をなす。

十一 居住、旅行、職業飛行危險を除き制限無し。

十二 飛行危險(省略)

その他の事項

- 一 年齢制限 普通保險は一歳乃至七十歳。
- 二 保險金制限 制限無し。會社の保有制限額は五十五歳までは五萬弗とし、爾後漸減して五千弗に至る。
- 三 女子保險 料率は男子に同じ。廢疾保險は自己の勤勞所得により獨立の生計を營める獨身の女子に限る。その料率は男子の五割増とす。但し結婚により特典を失ふことなし。
- 四 弱體保險 保險金削減又は年増により契約す。
- 五 分割拂保險料 半年拂は三分増、三月拂は四分増、毎月拂は六分増とす。

六 利益分配 毎年又は毎五年又は据置とす。左の方法を認む。

- 1 現金配當。
- 2 會社へ預金。
- 3 保險金増額。
- 4 將來の保險料減額。
- 5 満期の繰上。
- 七 廢疾給付 六十歳以前に生ぜし廢疾、四箇月以上繼續すれば、廢疾の初に遡りて保險料免除。
或は右に附加して、第四箇月の終より、保險金千圓につき毎月十圓の手當金給付。
- 八 倍額特典 六十歳以前に生じたる災害後九十日以内の死亡に保險金倍額支拂。
- 九 俸給振替保險 五千弗以下とす。無診査の場合には無診査保險に關する一般制限に従ふ。但し一事業の使用人二分の一以上にして、十人以上の申込あるときは保險金を五千弗まで上ることを得。月掛保險料は年拂保險料の十二分の一に對して六分増とす。
- 十 無診査保險 十五歳乃至四十五歳の者につき、二千五百弗以下を契約す。

七 カナダ保險法の標準約款

一九二七年のカナダ(聯邦)保險法第九十一條によれば、同國に營業する生保會社の保險約款は政府の認可を必要とし、その普通約款中には左の規定を必要とす。

(一) 保険料拂込の猶豫期間

初年度の保険料を除き、保険料拂込の猶豫期間は三十日とし、其の期間内は保険契約は完全に有効とす。會社は保険料拂込までの経過日數に對し年六分以内の利息を課することを得。猶豫期間内に於て延滞保険料の未だ拂込まれざる内に保険金支拂の事由發生したるときは、保険金中より延滞保険料及び利息を控除するを得。

(二) 兵役及び其の通知

被保人は會社の同意なくして兵役に服するを妨げず。但し服役後九十日以内に本人又は第三者より其の事實を會社に通知し、且つ會社所定の割増保険料を支拂ふことを要す。

(三) 二年後の不可抗爭

保険の申込に際し被保人のなしたる陳述は、詐欺又は年齢の錯誤の場合を除き、被保人の生存中、約款に定むる一定の期間内其の保険契約の繼續したる後は、不可抗爭とす。但し該期間は二箇年を越ゆるを得ず。

(四) 保険證券及び裏書

保険證券及び其の裏書は當事者間の全契約を構成するものとす。被保人のなしたる陳述は、詐欺の場合を除き、總て representation とし、之を warranty と認むべからず。又斯かる陳述は、申込書に記載し且つ其の全文又は其の主要部分を保険證券に裏書し若くは其の附屬書類として添附するに非ざれば、之を以て保険金請求に對する抗辯に利用するを得ず。

(五) 年齢の過少陳述

被保人の年齢が過少に陳述せられたるときは、其の拂込まれたる保険料により真正の年齢に於て契約し得たる保険金額を以て、其の支拂ふべき保険金額とす。

(六) 失効契約

滿三箇年分の保険料の拂込まれたる後、保険料の不拂により保険契約の失効したるときは、被保人は解約返戻金又は拂済保険又は延長保険に關し選擇權を有す。

(七) 保険證券擔保貸付

滿三箇年分の保険料の拂込まれたる後、會社は保険證券を唯一の擔保となし、年七分以下の利息を以て、當該保険年度末に於ける解約返戻金より、右年度末までの利息及び其の保険契約につき會社に對する其他の負債額を控除したる殘額の範圍内に於て、貸金の請求に應ずべし。

此の場合に被保人は其の保険證券を會社に提出して検査及び裏書を受け、本法附錄様式第G號又は政府の認可を受けたる他の様式に従つて、總ての保險關係者によりて作成せられたる讓渡契約書によりて會社に保險證券を讓渡せしめ、然る後若し被保人の請求あらば保險證券を借主に返還すべし。

被保人より保險證券擔保貸付の請求ありたるとき、會社は三箇月以内其の貸付の猶豫を求むることを得。

(八) 解約返戻金及び貸付金の表

解約返戻金、保險證券擔保貸付金、其の他保險料不拂の場合に利用し得べき各種の選擇（拂済保險、延長保險の類）を數字を以て示したる表を記載すべし。其の表には前記の價格及び選擇が初めて利用し得るに至

る年より始め、少くとも保險契約後二十年の終に至るまで毎年の數字を記載することを要す。解約價格及び貸付價格は保險金千弗を基礎として示すことを得。貸付價格は解約價格に對する割合を以て示すことを得。

(九) 保險金分割拂の表

保險金を分割拂となす場合には、定期金の額を示す表を記載すべし。

(十) 保險契約の復活

保險契約者は失効後二年以内に何時にても契約の復活を請求することを得。但し解約返戻金が支拂はれ、拂濟保險が許容せられ、若くは延長保險の延長期間經過したる後は此の限にあらす。

復活請求の場合には、其の復活申込の時に於て、健康證明書、其他會社の適當と認むる保險可能の證明書を提出し、且つ延滞保險料及び其の保險契約につき會社に對して有する總ての負債に、失効の時より年六分以内の利率を以て年一回の複利計算により算出したる利息を添えて拂込むことを要す。

(十一) 英國會社又は外國會社に對する訴訟

英國會社又は外國會社と契約したる場合に、保險契約上の義務履行を請求する訴訟は、保險契約者の現に居住する州、又は其の死亡前に最後に居住せし州を管轄する裁判所に提起することを得。

(十二) 例 外

被保人が保險申込書に反對の意思を表示せざる限り、保險契約に基きて支拂はるべき金額は、カナダの通貨を以て、カナダ國に於て支拂ふべきものとす。

前記各項の規定又は其の一部にして、一時拂保險料の保險、利益配當無しの保險、定期保險又は年金保險

に對し適用無きものは、保險約款に記載せざるものとす。

本條の規定は簡易保險に之を適用せず。

八 カナダ借額支拂特約

カナダに於ける多數の生保會社が一般に使用せる借額支拂特約を見るに、契約年齢は十五歳以上とし、或る種の危險職業に従事せる者は契約せず、保險金額はやゝ少額の範圍に留め、自社の保有額は五千弗乃至一萬弗として其の超過額は再保險し、保險金分割拂の場合には月額六十弗以内とす。保險金の漸増する種類の保險に對しては此の特約を爲さず。例へば利益分配によりて増加したる保險金の部分に對しては借額支拂を爲さず。

此の種の特約を會社が爲す主たる目的は、傷害保險の領域に入り込むよりも寧ろ、普通の生命保險の販賣を助けんが爲である。従つて外務員もその心掛を以て事に當らねばならぬ。

元保險契約が利配付たると否とに拘はらず、此の特約の爲にする保險料は同一である。保險金分割拂の保險にありては、二十年の確定年金期間だけ借額を支拂ひ、爾後は借額を支拂はざるものとして保險料が計算されて居る。

(一) 借額支拂の條件

被保人の死亡が左記條件の下に生じたることを證明したるときは、會社は保險金に附加して、之と同一金額を之と同時に同一方法によりて支拂ふ。

- 一 保險契約の有効期間内に死亡したること。
- 二 死亡は身體的傷害より直接生じ、且つ他の總ての原因より獨立して生じたること。
- 三 傷害は被保人の第六十回の誕生日に最近き保險年度の初の契約應當日より前に生じたること。換言すれば、保險年齢六十歳に達する以前に生じたること。
- 四 死亡は外部的、急激的且つ偶然的なる手段によりてのみ生じたること。
- 五 傷害の生じたる日より九十日以内に死亡したること。

(二) 例 外

被保人の死亡が左記原因の何れかによりて直接又は間接に生じたるときは、會社は借額支拂の特約による給付を爲さず。

- 一 精神状態の如何に拘はらず、自殺又は自己自ら招致したる傷害。
- 二 被保人の法律違反行爲。
- 三 陸海軍又は警察組織に於ける警察的任務。
- 四 暴動、一揆、又は戦争、又は之に附隨する行爲。
- 五 乗客又は他の資格に於て、一時的たると否とを問はず、航空又は潜水の遠征又は活動に参加。
- 六 肉體的又は精神的の疾患。
- 七 中毒又は傳染。但し負傷と同時に且つ負傷の結果生じたる傳染を除く。
- 八 内然機關より生ずる煙の吸入。

九 肉體の外部に目睹し得べき痕跡を有せざる負傷。但し溺死及び死體檢案により認め得たる内部的負傷を除く。

(三) 自動的消滅

左記の場合には借額支拂の特約は自動的に消滅し、此の特約による割増保險料は爾後拂込むを要せず。

- 一 元保險契約中に存する癆疾條項により、保險金の分割支拂又は保險料免除が、九十日を超えて爲されたるとき。
- 二 解約返戻金を拂戻したるとき。
- 三 元保險契約を料済保險又は延長保險に変更したるとき。
- 四 被保人が戦時に陸海空軍に従軍したるとき。
- 五 被保人が其の第六十回の誕生日に最近き保險年度の初の契約應當日に生存せるとき。換言すれば、被保人の保險年齢が六十歳に達したるとき。

(四) 特約の解除

被保人が書面を以て申込み、會社が其の旨を保險證券に裏書したるときは、此の特約及び之が爲にする割増保險料は、將來に向つて不繼續となすことを得。

(五) 保險料

(省略)

第四編 文 献

外國法の註
釋書及び理
由書

一 外國法の註釋書及び理由書としては、次の如きものを擧げることが出来る。
(一) 獨逸法

E. Bruck, Reichsgesetz über den Versicherungsvertrag, 1908.

Gerhard-Hagen-Manes, u. s. w., Kom. zum deutschen Reichsgesetz u. d. Versicherungs-
vertrag, 1908.

Schneider, Reichsgesetz u. d. Vers.-vertrag, 1908.

Prölss, Erich R., 1935 (Beck'sche Kurz-Kommentare, Bd. 14).

Derselbe, Nachtrag z Beck'sche kommentar, 1938.

卷中なるものとして擧ぐることはある。この中、Bruckのそれが簡約した最もよいものと考えられる。
Derselbeのは最近のことで、この中に注目すべきものがある。なか、Gerhard-Hagen-Manes は特種な註
釋書であるが、あまりよいものとはいえない。

次に、獨逸における普通保険約款の註釋書をみる。

Ritter, Das Recht der Seeversicherung, 2 Bde, 1924.

Raiser, R., Kommentar der Allgemeine Feuerversicherungs-Bedingungen, 1937.

Bruck-Dorstling, Das Recht der Lebensversicherung, 1933.
 等がある。右の中、Raiserのは保険契約の如き大量契約の特異性を分析して著名なることは、ここに改めて説くまでもあるまじ（なほ、Raiser, Das Recht der Allgemeinen Gechäftsbedingungen, 1935）。

獨逸保険契約法の草案に関するものとして、

Begründung zu den Entwürfen eines Gesetzes über den Versicherungsvertrag, 1906.
 (Reichstagsvorlage).

次に、獨逸の保険法令集として次の如き好適のものが一九三八年に出版せられた。

Kersting, Das Recht der deutschen Versicherung, 1938.

これは、總頁八百十頁、本文七百七十頁よりなる手頃の法文集で、私保険、公保険に関するものを集めている。なお、本書は保険に関する一切の法令を集めているところに大なる利用價值をもつものである。第一章保険の監督と保険法、として、保険監督法、保険契約法の外、ライヒ法、ラント法、約款をも分載し、ところどころに註と説明も入つてゐる。第二章職業法として、不正職業防止法等を入れ、第三章は免責法として、民事訴訟法、強制競賣法などを入れ、第四章は保険媒介者及び使用人法として、民法、商法、その他の關係特別法を入れ、第五章は税法關係法規を、第六章は刑法を入れ、第七章は雜としてその他の關係法令を入れてゐる。本書は、私保険のみならず公法的保険に関する條文の外、これらに關聯する他の法律から一切の關係條文を引用してゐるので、大變に便利である。

最後に、Zeitschrift für die gesamte Versicherungs-Wissenschaft (ZVW) がドイツの保険法、普

通保険約款の改正、その他について重要な示唆を與へてゐることは、ここに改めて説くまでもあるまじ。

(II) 瑞西法

F. Osterreich, Das Bundesgesetz über der Versicherungsvertrag, 1915.

Roelli, Komm. zum schweizerischen Bundesgesetz u. d. Versicherungsvertrag, 1914 (Bd. 1), 1932 (Bd. 2).

Roelli, Entwurf einem (Schweizer.) Bundesgesetz über den Versicherungsvertrag. Mit Motiven, 1896.

Guyer, E., Kom. zum Schweizerischen Bundesgesetz über den Vers.-vertrag, 1910.

等がある。右の中、Roelliのは瑞西法に對する原案である。なほ、松本博士によれば、ノートに註釋書があり、大變よい參考書であるといふことである。

(III) 澳本利法

A. Ehrenzweig, Das Gesetz über den Versicherungsvertrag, 1929.

Eckstein, F., Das Gesetz über den Versicherungsvertrag vom 23. Dez. 1917.

がある。なほ、澳本利法草案として、

Motive zu den Entwürfen eines (Oesterr.) Gesetzes über den Versicherungsvertr., 1907.
 (Regierungsvorlage).

がある。

(四) 泰西諸邦

- Justin Godart et André Perrand-Charmantier, Code des Assurance, 1930.
- Guyot, Commentaire de la Loi du 13 juillet 1930.
- Trasbot, Commentaire de la loi du 13 juillet 1930.
- Ancey et Sicot, La loi sur Contrat D'Assurance (Loi du 13 juillet 1930), 1930.
- Projet de Loi relatif au Contrat D'Assurance, Présenté Par M. Justin Godart, (Chambre des Députés), 1925.
- Capitant, H. La Loi du 13 Juillet 1930 relative au Contrat d'assurance, 1930.
- Rapport Lyon Caen, Projet de loi relatif au Contrat d'assurance, (Rapport adressé à M. le ministre de commerce au nom de la commission chargée d'étudier les dispositions législatives auxquelles pouvaient être soumis les contrats d'assurance), 1904.
- Rapport J. Hémar et C. Ancey, Projet de loi relatif au contrat d'assurance, 1925
- 等であるが、右の中、Rapport Lyon Caen のなかの、ヒナン・カーン氏の草案として知られた最後の草案、ヘーネ氏の草案として知られたもの、また、Hémar, J., Théorie et pratique des assurance terrestres, tome 1—2. 1924.
- (五) 日清諸法草案 (一八七四年)
- Avant-Projet Van Hoegaerden et ; Projet de la commission du gouvernement, 1874.

V. Jacob Le droit maritime belge, Tome II, pp. 124—248.

[Commentaire de la loi du 11 juin, 1874—(Des assurances général)]

Namur, Le Code de commerce belge revisé, Tome II, pp. 486—606.

等がある。右の中、最初のは稀観書で入手困難である。Jacob のはその全部をまとめたものでないため、最後のそれによつて補うより外に方法がない。

(六) 瑞典法

Schwedisches Gesetz über den Vers.-vertrag mit dem wesentlichen Teil der Begründung,

1930. (Veröffentl. d. Deut. Vereins. f. Vers.-Wiss. Hrsg. v. Manes, A. Haft. 46).

がある。

(七) 英米法は一九〇六年の海上保険法を除いては、不文法の國であるから、條文の註釋書と云ふものはなし。この海上保険法につき、起草者たる Chalmers 氏の註釋書がある。それ故、判例法その他によつて研究するより外に途はない。

英國には十數種の判決録があるが、その中、半官的と云ふべき權威なるものとして Law Reports があり、タイムズ社の Times Law Reports, マー・シャートン社の Law Journal Reports, 及び The All England Law Reports Annotated. (All E. R.)、マー・タイムズ社の Law Times Reports 等が著名のものである。この中、更に注目すべきは、ロー・シャートン社の All E. R. である。一九三六年に創刊されたものであるが、判決の速報にあつて、輯録判決類にあつて、他のそれらに比して遙かに優れている有益な

資料である。また、米國では George J. Couch, *Cyclopedia of Insurance law* 9 Vols. 1931. などがある。
英國の法令集は以下の通り。

The Statutes Revised, 2 ed., Vols.
Statutes of Merton (1235—6) に始まり、一九〇〇年に至るものを集めた。

C. H. Firth and R. S. Rait *Acts and Ordinances of the Interregnum* 3 Vols. 1911.
内閣戦争による王政復古 (一六四二—一六六〇) までの法令集

Public General Acts, 1901—date.

King's Printer's Edition of Law Reports edition など。
定期的刊行物

(1) Law Reports.

(2) Law Times Reports.

(3) Law Journal Reports.

(4) Solicitor's Journal.

Chitty's *Statutes of Practical Utility*, 6ed., 16 vols. 1235—1910. Annual supplements 1917—date.

The *Statutory Rules and Orders* revised, being the *Statutory rules and orders* (other than those of a local, personal or temporary character) in Force on December 31, 1903.

(1) 13 vols. Annual volumes, 1904—date.

Crais, *A Treatise on Statute Law*, 4 ed. 1936.

Beal, *Cardinal Rules of Legal Interpretation*, 1924.

(2) Maxwell, *Interpretation of Statutes*, 1937.

Ilbert, *Legislative Methods and Forms* (1901).

Mechanics of Law Making, 1914.

Carr. *Delegated Legislation*, 1921.

Halsbury's Complete Statutes of England.

Butterworth's Twentieth Century Statutes.

(3) 紛争中の法律問題。

最後に英國の法律雑誌のリスト。

"Law Quarterly Review." (英國で45年以上出版されている)

"Comparative Law." (Society of Comparative Legislation 発行)

主として英帝國の構成、各國の法制の外、外國の新立法等を中心として編輯して5年。London University

1 Quain Chair 及び Cambridge University の比較法講座も右學會の事業を援助して5年。

"Oxford Studies in Social and Legal History" 及び Groitius Society 後援の Vinogradoff 教授の編輯するもの。

紛争中の法律問題。

"Cambridge Studies in English Legal History."

これは Prof. Hazeltine, の編輯にかかるといふ。

"Annual Survey of English Law."

この英法年鑑は London University, のロンドン経済政治学校教授の共同勞作に成るものである。一九二八年創刊、極めて便利なものである。

"Annual Digest of Public International Law Cases."

"Cambridge Law Journal." (一九三三年創刊)

(八)トルコ法

B. N. Esen, *Le contrat d'assurance d'après la législation turque*, 1938.

がある。これは一九二六年五月二十九日の保険法についての比較法的研究で、トルコにおける保険制度の發達、保険法の指導原理、保険契約の成立、效果、消滅等について書かれている。ピカール教授の保険法研究叢書の一である。トルコの學者の手になる同國の保険法の解説書として、しかも、フランス語でものされてゐるので、われわれとしても、これによつて導かれるところ大なるものがある。

(九)オーストラリア法

Jyske, P. E., *The law and principles of insurance in Australasia*.

がある。

(一〇)ネーデルラント法

Das *Fürnämische Vers.-gesetz* vom 7. Juli. 1930.

Weiskircher, R., *Kom. u. Übersetzung des neuen rñmanischen Vers.-gesetzes vom 7. Juli. 1930*. がある。

(一一)デンマーク法

Lunderg, K., *The Danish Contracts of Insurance Act*, 1930.

がある。

保 險 法

二 次に、保険法の文献としては、左の如きものがある。

(一) 概 論

O. Hagen, *Grundzüge des Versicherungsrechts*, 1923.

S. Gerhard, *Praxis des Privat Versicherungsrechts*.

Kohler, J., *Versicherungsrecht in Dernburgs Bürgerlichen Recht*, VI. Bd., 1910.

Derselbe, *Versicherungsrecht in Ehrenbergs Handbuch des gesamten Handelsrecht*, VIII.

Bd. 1 Abt. (*Allgemeine Lehren*), 1927, 2. Abt. (*Einzelne Versicherungszweige*), 1922.

Kisch, W., *Handbuch des Privatversicherungsrechts*, Bd. II (*Versicherungsgefahr*), 1920,

Bd. III (*Versicherungsinteresse*), 1922.

Bruck, E., *Das Privatversicherungsrecht*, 1930.

Bruck, E., *Reichsgesetz über den Versicherungsvertrag*, 1938.

- Ehrenzweig, A., *Versicherungsvertragsrecht, I (Allgemeiner Teil), Bd. II (Schadensversicherung u. Personenversicherung)*, 1935.
- Gierk, v., *Jurius, Versicherungsrecht, I. Buch, I Hälfte*, 1937.
- Bührin Arch. f. b R. 7.
- Lewis, *Lehrb. des Versicherungsrechts*, 1889.
- Ehrenberg, *Versicherungsrecht*, 1893.
- Cosach, *Lehrb. des Handelsrechts*, §. 161 ff. 1930.
- Lehmann, *Lehrb. des Handelsrechts*, §. 224 ff.
- Manes, *Versicherungslexikon*.
- Campell, U. *Besondere Arten des Versicherungsvertragsabschlusses*. Diss. Lachen, 1931. s. 90.
- Happe, E. *Der Versicherungsbegriff im Lichte der Versicherungspraxis*. Berlin, 1933. s. 79. (Volkswirtschaft. Hrgg. v. Gruntzel. Heft & 8.).
- Oertmann, *Kommentar zum bürgerlichen Gesetzbuch*.
- Staudinger, *Kommentar zum bürgerlichen Gesetzbuch*.
- Motive, *Motive zum dem Entwürfe eines bürgerlichen Gesetzbuches für das deutsche Reich*.

- Oscar, *Kommentar zum schweizerischen Zivilgesetzbuch, Ba. V.*
- Egger, *Kommentar zum Schweizerischen Zivilgesetzbuch, Bd. I.*
- Gierke, *Der Lebensversicherungsvertrag zugunsten Dritter*, 1936.
- Pröls, *Versicherungsvertragsgesetz*, 1940.
- Schloessmann, Ernst Rudolf u. Die Rechtsform in der deut. Lebensvers. Aktiengesells. u. *Gegenseitig*, Berl. 1936.
- Berliner, Ludwig, u. Ernst Pfaffenberger, *Aufwertung von Versicherungsansprüchen mit Durchführungsbestimmungen*. geb. 1926.
- Brunn, Dr. Paul u. Kaskerl, Dr. Walter, *Rechtsfälle zur sozialen Versicherung*. 2. Aufl. (Arbeiter u. Angestellten-Versicherung) 2. Aufl.
- (Sammlg. von Rechtsfällen zum Gebrauch bei Übungen) Brosch. 1927.
- Engel, *Beurteilung von Unfallfolgen nach der Reichsversicherungsordnung*. Langb. 1913.
- Goltz, H. (Bearb. von), *Gesetz über die Beausichtigung der privaten Versicherungsunternehmungen u. Bausparkassen vom 6. Juni 1931*.
- (Stilk's Rechtsbibliothek Nr. 122), 1931.
- Guhl, T., *Das schweizerische obligationenrecht mit Einschluss des Handels, Wechsel u. Versicherungsvertragsrechtes*. Langb, 1933.

- Hoffmann, Dr. F., Reichsversicherungsordnung. 2 BÜch : Krankenversicherung. (Kommentar zur Reichsversicherungsordnung. Bd. II) Kart. 1922.
- Köhler, L. v. u. andere, Reichsversicherungsordnung mit Erläuterungen. 2 Bde. H. Lngb. 1912.
- Richter, L., Sozialversicherungsrecht. Brosch. 1931.
- Rohrbeck, W. (Hrsg. von), Das Recht d. Versicherungsagenten. Ein Nachschlagebuch. Unter Mitarbeit von A. Kersting u. E. Durst. Lngb. 1934.
- Schulte-Holthausen, T., Reichsversicherungsordnung. Buch III Unfallversicherung. 4. Aufl. Leinen. 1929.
- Sieverking, Dr. G., Das deutsche Seeversicherungsrecht : Kommentar zum Zehnte Abschnitt des vierten Buches des Handelsgesetzbuches. 1912. Brosch.
- Stier-Somlo, Fritz, Gesetz über Arbeitsvermittlung u. Arbeitslosenversicherungsgesetz. 2. Aufl. Leinen. 1930.
- Stiersomlo, Reichsversicherungsordnung Handkommentar. Leinenbd. 1930.
- Warneyer, O., Das Privatversicherungsgesetz u. Bausparkassengesetz. Gesetz über die Beaufsichtigung der privaten Versicherungsunternehmen u. Bausparkassen v. 6. Juni 1931. Leinen. 1931.

- Döring, Dr. Jur. Herrmann, Die Luftversicherung : Entwicklung, Recht und Technik. 1928. Kart.
- Herrmannsborfer, Dr. Fritz, Versicherungswesen. Mit 1 Abb. (Enzyklopädie der Rechts u. Staats Wissenschaft, XLIII) 1928. Brosch.
- Herzfelder, E. u. Katsch, F. K., Haftpflichtversicherung. Geb.
- Hilbert, Hans, Technik des Versicherungswesens. (S. G. L.)
- Jannott, K., Betrachtungen über die mathematische Bestimmbarkeit der Schadenreserve in Unfall und Haftpflicht. 1934. Brosch.
- Leyers, F. u. Pottien, J., Die Neuen Allgemeinen Feuerversicherungsbedingungen. Erläutert u. Kommentiert für den Gebrauch der wirtschaftlichen Praxis. 1930. Geb.
- Manes, Alfred, Veesicherungsglossikon. Unter Mitarbeit von 45 Inlandischen u. ausländischen Fahleuten. 3. Aufl. 1930. Lngb.
- Manes, A., Versicherungswesen. System der Versicherungswirtschaft. Bd. I : Allgemeine Versicherungswesen. 1930. Lngb.
- Bd. II : Guter Versicherung. 1931. Lngb.
- Bd. III : Personenversicherung einschl. Sozialversicherung. 1932. Lngb.
- Mayerhofer, J. A., Technik der Feuerversicherung. 1934. Lngb.

- Moldenbauer, P., Das Versicherungswesen. Bd. I : Allgemeine Versicherungslehre. 1925.
- Riebesell, P. (Hrsg. von), Handbuch der Versicherung. Unter Mitwirkung zahlreicher Versicherungspraktiker. 1933. Ingb.
- Rosmanith, G., Mathematische Statistik der Personenversicherung.
(Sammlung Mathematisch Physikalischer Lehrbücher) 1930. Ingb.
- Schack, F., Die Kapitalanlagen der Versicherungsanstalten. Mit 7 Tab. 1931. Brosch.
- Schlochauer, H. J., Der deutschrussische Rückversicherungsvertrag. Eine hist. völkerrechtl. Untersuchung.
- (Frankfurter Abh. zum modernen Völkerrecht, H. 22) 1931. Brosch.
- Schraeder, M., Schulte, F. u. Brucker, L., Die deutsche Krankenversicherung. Ein Kommentar zum 1. und 2. Buch der RVO für die Praxis und den Handgebrauch. 2 Bde. 1931. Ingb.
- Tschelnitz, H., Kreditversicherung.
(Betriebswiss, Bacher, Bd. 15.) 1931. Ganzln.
- Fauteck, Otto, Die sozialversicherung. Bearb. f. Schule u. Haus. 1930. Brosch.
- Gsell, Dr. Emil, Arbeitslosenversicherung in Grossbritannien.
(Zürcher Volkswirtschaftliche Forschungen. Bd. 12) 1927. Brosch.

Henninger, Wilhelm, Die deutsche Arbeitslosenversicherung. Statist. Untersuchgn über d. Notwendigkeit ihrer Neugestaltg. 1929. Brosch.

Knoll, E., Der Neuaufbau der Sozialversicherung : Grundlagen u. Grundfragen der Gesetzes vom 5. Juli 1934 über d. Aufbau d. Sozialversicherung.

(Die Sozialgesetzgebung des neuen Staates, 5), 1934. Kart.

Liek, von, Dr. Erwin, Die Schaden der Sozialen Versicherungen und die Wege zu einer Vesserung. 1927. Geb.

Schmidt, E., Sozialversicherung u. öffentliche Fürsorge. Die ideellen Grundlagen, das Beziehungsverhältnis u. die Gegenwartsfragen, 1932. Brosch.

Trode, E., Grundriss der Sozialversicherung, 1935. Brosch.

Reichsgesetz über den Versicherungsvertrag nebst Einführungsgesetz v. 30. Mai 1908 von S. Brück. 7. Aufl. 1932.

Das Bundesgesetz über d. Versicherungsvertrag v. Fritz Ostertag. (Orell Füssli) 1928.

Schwedisches Gesetz über d. Versicherungsvertrag. Deutsche Ausg. v. d. Schwed. Versicherungsvertrags-Vereinigung in Stockholm. (Mittler & S.), 1930.

Gesetz über d. Versicherungsvertrag... von Leo Geller. Wien 1918. (A. Hölder).

「保険法の整理」の序文に「Gierkの本を参考第一の書(本邦に三冊)のみであるが、從來、」

閑視された保険法について詳細なる解明を與え、その獨法的な内容の發見につとめ、國民性への適合性把握につとめて、必要な法律改正への示唆を發見せんことに努力している。その第一章に保険の沿革を解くに當つても國民性の保険法への干渉に及び、第二章基礎理論中に法典の解釋、法典の概観、ドイツ法文献、外國法及びその文献、保険約款、外國法の適用をのべ、就中、保険約款につき注目すべき見解を明らかにしている。保険契約を中心とし、第三章保險關係として、保險關係の概念、その分類、その特色をのべている。そうして、保險關係の要素としては、保險の思想と特殊協同體の思想とがその中心をなすものであるとしてゐる。第四章は保險者と保險的保護の與えらるべき者とについて説明し、各論的説明は第二分冊以下に於て行はる。

(1) 外國圖書

- Ancey, L'assurance, sa technique, son mécanisme, 1933.
 Alauzet, Traité général des assurances.
 Chaufron, Traité de l'assurance.
 Lefort, Traité théorique et pratique des d'assurance sur la vie, Tome 1—4. (1894, 1894, 1897, 1900).
 Coutau, Traité des assurance sur la vie.
 Laland, Traité théorique et pratique du Contrat d'assurance contre l'incende.
 Roux, Le Contrat d'assurance 2 éd., 1935.

- Sumien, Traité théorique et pratique des assurances terrestres et des opérations de capitalisation et de dépargne 4 é1., 1937.
 Sumien, Manuel de l'assuré et de l'assureur, 1935.
 Paris Le Clerc. Le contrat d'assurance, 1932.
 Picard, Traité général des assurances terrestres en droit français, 1938.
 Planiol et Ripert, Traité pratique de droit civil français, t. XI, de Contrat d'assurance, 1932.
 W. von Esckhout, Le Droit des assurance terrestres. 1928.
 L. Bonneville de Marsangy, Jurisprudence général des assurance terrestres.
 Schaub, J., De la condition juridique de l'agent d'assurance. 1937, Gr. rasin in—8, cart.
 Pineaux, Ch, Assurance et placement, 1939.
 (Coll. d'études sur le droit des assurance. XVII).
 Capitant, La loi du 13 Juillet, 1930 relative au Contrat d'Assurance, 1930.
 Planiol, Traité élémentaire de droit civil.
 Planiol-Ripert, Traité pratique de droit civil français.
 Adamowicz, G., Assurances sur la vie. Paris 1936.
 Baille, J. M. et G. Courau, Texte pratique de la loi du 13 juillet 1930 relative au con-

trat d'assurance, 1933.
 等がその主なるものである。Ancey のは古くは有名な本である。Chaufron のも如し。Coute u u Laland は比較的新しい生命保険法論である。殊にLefort は大變よし。Sumien, Esckhourt, Bonneville, あたりが最近のものとしてはよし。Pineaux のはよし最近出た三五〇頁ばかりのものである。Capitant の本は、餘り大きくはないが一九三〇年の佛法に關するものとして大變によし本である。保険法に關する雜誌としては

- Journal des assurance, fondée en 1830, Paris.
- Journal International des assurances, fondée en 1876, Paris.
- La Prime, fondée en 1907, Paris.
- Recueil périodique des assurance, fondée en 1883, Paris.
- Revue gén. ral des assurance et des resp. nsabilités, fondée en 1929, Bruxelles.
- Revue général des assurances terrestres, fondée en 1930, Paris.

である。

(三) 海大保論

- Vivante, C., Del contratto di assicurazione, 1936.
- Mossa, L., Compendio del diritto di assicurazione, 1936.
- Muschart, R., Commentaire de la loi du 11 juin 1874 sur les assurances, 1932.

である。

(四) 総論

- J. B. Porter, The law of insurance, 1925.
- Patterson, Essentials of insurance law, 1935.
- G. Richards, A treatise on the law of insurance, 1921.
- Macgillivray, Insurance Law, 1912.
- Bunyon, Law of Life Insurance.
- Phillips, Treatise on the Law of Insurance.
- May, Law of Insurance. vol. 2, 1900.
- Joyce, Treatise on marine, fire, life, accident and all other Insurances. vol. 5, 1917—8.
- Vance, W. R., Handbook of the Law of Insurance, 1930.
- Emanuel, M. R., Insurance law, theory and practice, 1931.
- Amrhen, G. L., The Liberalization of the Life Insurance Contract.
- Bisschop, General Average and the York-Antwerp Rules, 1924.
- (Stockholm Conference 1924) Paper, 1925.
- Col, Sanford, D., General Average Law and Rules. An Introductory Handbook on the York-Antwerp Rules, 1924, 1928.

- Cole, Insurance Law : A Practical Study of Principles in Marine, Fire, Life and Accident Business, 2nd ed. 1929.
- Crew, A. & Others, The Unemployment Insurance Acts, 1920—30, 1930.
- Emmerson, H. C. & Lascelles, E. C. P., Guide to the Unemployment Insurance Acts, 3rd ed. 1931.
- Houseman, D., The Law of Life Assurance. With a Foreword by H. M. Troncker. (Butterworth, London, 1932).
- Hurd, H. B., Law and Practice of Marine Insurance Relating to Collision Damages and Other Liabilities to Third Parties, 1930.
- Jones, F. H., Law of Accident and Contingency Insurance, 1928.
- Lowndes, General Average, 6th ed. 1922.
- Patterson, Edwin, W., Cases and other Materials on the Law of Insurance. (Univ. Casebook Ser.) 1932.
- Shawcross, C. N., The Law of Motor Insurance, 1935. Incorporating the Road Traffic Act, 1934. (Part 11) the Law Reform (Miscellaneous Provisions) Act, 1934, and other Recent Important Legislation. With an Intro. by D. P. Maxwell Fyfe, 1935.
- Svenson-Taylor, A. J., Industrial Assurance Law. 1934.

- Unemployment Insurance Acts : Decisions given by the Umpire Respecting Claims for Benefit. selected Decisions given during the Calendar Year 1934, together with Index. Vol. XI 1 : 1934 (Ministry of Labor) 1935.
- Welson, J. B., The Law Relating to Insurance Agents and Brokers, 1931.
- Appleman, E., Inland Marine Insurance : An Interpretation of the Policies. (McGraw-Hill Insurance Ser.) 1934.
- Banfield, G. E., Principles and Practice of Accident Insurance, 1929.
- Borden, Albert, G., Investment Trust Services of Life Insurance, 1930.
- Crawford, W. S., The Background of Fire Insurance, 1932.
- Dawson, Miles, M., Practical Lessons in Actuarial Science, an Elementary Text-Book. 2nd ed. 2 Vols. 1924.
- Dover, Victor, A Handbook to Marine Insurance : Being a Text-Book on the History, Law and Practice of an Integral Part of Commerce, for the Business Man and the Student. 3rd ed. 1929.
- Dowling, L. W., Mathematics of Life Insurance, 1925.
- Dunn, Ray, A., Aviation and Life Insurance : A Study of the Death Rate and the Hazard of Flying in Relation to Policy Underwriting. Paper. 1930.

- Ganse, W. F., *What Bankers and Trust Men should know about Life Insurance*. Kart. 1932.
- Gephart, W. F., *Principles of Insurance*. Vol. I : *Life*. 1927. Vol. II : *Fire*. 1929.
- Gilbert, G. W., *Motor Insurance*, 1933.
- Godwin, Frank, *Principles and Practice of Fire Insurance in U. K.* 1933.
- Gow, W., *Marine Insurance : A Handbook*. 5th ed. Revised. 1931.
- Huebner, S. S., *Life Insurance*. A Text-Book, 1931.
- Huebner, S. S. & McCahn, D., *Life Insurance as Investment*, 1934.
- Insurance Almanac and Who, What, Where and When in Insurance*. Comp. by the Weekly Underwriter. 23rd Annual ed. 1935. 1935.
- Insurance Blue Book and Guide*. Being a Handy Book of Reference, containing a large amount of Information Useful to Insurance Officials, Brokers, Agent, Bankers, Financiers & Others. 1933. 60th Year, 1933.
- Lovelace, Griffin, M., *Life Insurance Fundamentals*, 1925.
- Maclean, Joseph, B., *Life Insurance*. 3rd ed. 1932.
- Menge, W. O. & Glover, J. W., *An Introduction to the Mathematics of Life Insurance*, 1935.
- Moir, Henry, *Life Assurance Primer*. A Text Book 3rd ed. Rev. & Enlarged, 1925.
- Raynes, H. E., *Insurance Companies' Investments*, 1935.
- Readings in Life Insurance*. A Compendium. Compiled by the Life Office Management Ass. 2 Vols. 1934.
- Remington, Bernard, C. (ed. by), *Dictionary of Fire Insurance*, 1927.
- Sanborn, Ralph, *Business Life Insurance : When and How to Use It*, 1930.
- Schnitman, L. S., *How Safe is Life Insurance ?* 1933.
- Scully, C. A. & Ganse, F. W., *Business Life Insurance Trusts*, 1930.
- Shenkman, E. M., *Insurance against Credit Risks*, 1935.
- Sheriff, F. H., *Insurances as a Career*, 1931.
- Stephenson, C. T., *What a Life Insurance Man Should Know about Trust Business*, 1932.
- Stevenson, John A., *Education and Philanthropy*.
(*Life Insurance : Its Economic and Social Religions.*) 1927.
- Templeman, F. & Greenacre, C. T., *Marine Insurance ; its Principles and Practice*. New ed. 1934.
- Welson, J. B. (ed. by), *Dictionary of Accident Insurance*. 1928.
- Wightman, E. C., *Life Insurance Accounts*. (Institute Ser.) 1934.

- Willard, C. E., *The A B C of Life Insurance*. Revised, Enlarged and Rewritten by M. Keys. 6th ed. 1921.
- Buechner, R. F., *Municipal Self-Insurance of Workmen's Compensation*. 1931.
- Carr, A. S. Comyns, *Escape from the Dole. Unemployment Insurance or Employment Assurance*. (Criterion Miscellany No. 19) Paper, 1930.
- Carroll, M. R., *Unemployment Insurance in Germany*, 1930.
- Chegwidden, T. S. & Myrddin-Evans, G., *The Employment Exchange Service of Great Britain: An Outline of the Administration of Placing and Unemployment Insurance*. With a Foreword by the Rt. Hon. W. S. Churchill, 1934.
- Cohen, P., *The British System of Social Insurance*. Introduction by Neville Chamberlain. 1932.
- Davison, R. C., *What's Wrong with Unemployment Insurance*, 1930.
- Dinnage, R. & Hills, T., *Industrial Assurance Organization and Routine*, 1934.
- Douglas, P. H., *Standards of Unemployment Insurance*, 1933.
- Ewing, J. B., *Job Insurance*, 1933.
- Forsberg, Allen Bennett, ed., *Selected Articles on Unemployment Insurance*. (Handbook Series.) 1926.

- Gilson, M. B., *Unemployment Insurance*. (Public Policy Pamphlets, 3) Paper. 1933.
- Gilson, M. B., *Unemployment Insurance in Great Britain. National System and Additional Benefit Plans with Diagrams*, 1931.
- Hansen, A. H. & Murray, M. G., *A Program of Unemployment Insurance and Relief for the United States*, 1934.
- Historical Basis for Unemployment Insurance*. (Industrial Relations Counselors. Inc.) 1934.
- Hohman, Mrs. H. Fisher, *The Development of Social Insurance and Minimum Wage Legislation in Great Britain; a Study of British Social Legislation in Relation to minimum Standard of Living*, 1933.
- Horsefield, L. G., *Practical Methods in Industry Assurance*. Paper. 1933.
- Kulp, C. A. (ed. by), *Social Insurance. (A Consideration of the Principles, Practicability, and Effects of Social Insurance, with Additional Papers Presented before the Academy of World Economics.)* (Annals, v. 170) Paper. 1933.
- Low, S. P. & Coules, St. V. F., *Unemployment Insurance and Unemployment Assistance*. Ochsner, E. H., *Social Insurance and Economic Security*, 1934.
- Prengowski, P., *Workers' Family Allowances*, 1931.
- Hayes, E. C. (ed. by), *Recent Developments in the Social Science*. (Lippincott's Ser. in

保険判例集

四 次に、保険判例集の文献としては、左の如きものがある。

(一) 総論

- Entscheidungen des eidenössischen Vers-gerichts aus dem Jahr. 1927.
- Entscheidungen u. Mitteilungen des Reichsversicherungsamtes.
- Jahrbuch f. Entscheidungen des Reichsgerichts, des Reichsversicherungsamtes.
- Jahrbuch des Krankenvers.-rechts.

(二) 判例

Entscheidungen schweizerischer Gerichte in Privaten Versicherungstreitigkeiten.

(三) 著書

- Bonneville de Marsangy, M. L., *Jurisprudence générale des assurances terrestres*, 1906.
- Simonin, A., *Jurisprudence générale des assurances terrestres de 1880 a 1905*, Vol. 1—2, 1906.

(四) 総論

- Digest of insurance Cases*, By Finch & Deitch, Vol. 1—22.
- The law journal Insurance*.
- Stone & Groves, *Stone's insurance cases*. Vol. 1—2. 1914.
- George J. Couch, *Cyclopadia of Insurance law* 9 Vols. 1931.

保険犯罪

五 最後に、保険政策の中主要部分を占める保険刑事政策に関するものは頗る多い。蓋し、この政策の重要性とこれが解決の至難が窺われる。保険犯罪が経済犯に關するものだけに、その解決のむづかしいことは、左記の數多き文献によつても知られるのである。左の中、ネルケン、グラーヌベルゲル、カムペル、オーベルンメルガー等は、その著名のものを挙ぐる。

- Antrag an den Lantag der k. k. österreichischen Kronländer auf Ernennung eine Ausschusses zur schleunigen Berathung und Vorschlagung energischer Massregeln, respektive legislativer Vorkehrungen gegen das höchst beklagenswerthe Überhandnehmen von Feuerbrunsten. September 1863.
- Aschaffenburg, G., *Das Verbrechen und seine Bekämpfung*. Heidelberg 1923.
- Babstber, Dr. Otto, *Die Übersicherung*, Zeitschr. f. d. ges. Vers.—wissensch. 1903, S. 66 ff.
- Bark, Dr. Ministerialrat, *Das Institut der Brandstiftungsfahn der in Baden*. Kriminal-Monastshette, I. Jahrg., S. 35.
- Baschy, J. R., *Der strafrechtl. Charakter der Täuschungshandlungen im Vers.-wesen*. Diss. Zür. 1914.
- Bauer, Dr. Richard, *Betrachtungen über das Verbrechen der Brandlegung*. Grass, Archiv. Bd. 20, S. 134 ff.
- Baumann, Heinrich, *Der Vers.-betrug im Sinne des § 265 R. St. G. B.* Diss. Erlangen 1911.

文

- Blenek, C. J. Emil, Bedeutung und Aufgaben der Brandstatistik. Berlin 1903.
- Borkiewitsch, L. v., Das Gesetz der kleinen zahl. Leipzig. 1898.
- Bruck, Ernst, Die Österreichische Versicherungsverordnung, den Grundtügen nach verglichen mit dem deutschen Vers.-vertragsgesetz. Zeitschr. f. Handelsrecht, Bd. 79 u. 80.
- Campbell, Alexander Colin, Insurance and Crime. New York and London. 1902.
- Clausewitz, General von, Vom Kriege. 10 Aufl. Berlin 1915.
- Conrad, Dr. R., Feuerversicherung und Neuregelung des Strafrechtes in Deutschland und der Schweiz Mittell. ö öffentl. Feuervers.-Anst.-1914. S. 451 ff.
- Czuber, Dr. Emanuel, Die statistischen Forschungsmethoden. Wien 1921.
- Derselbe, Kriminalpolitische Proben im Lichte der Massenbeobachtung. Staat. Monatschr., XXII. Jahrg. Brünn 1917.
- Derselbe, Wahrscheinlichkeitsrechnung und ihre Anwendung auf Fehlerausgleichung, Statistik und Lebensversicherung, 4 Aufl. Leipzig-Berlin 1924.
- Ferselbe, Über die Erforschung der Verbrechensursachen. Zeitschr. f. d. ges. Strafr.-wiss. August. 1927.
- Derselbe, Versicherungswesen. 2. Aufl. Leipzig-Berlin 1913.
- Derselbe, Handbuch für das Untersuchen von Brandstiftungen. Leipzig 1895.

- Dietz, A., Das Delikt des Vers.-betrugs (§ 265 R. St. G. B.) Diss. Mainz 1911.
- Dörlich, A., Der Vers.-betrug im Reichsstrafges. und in der neuen deutsche und ausserdeutsche Gesetzgebung. Diss. Breslau 1914.
- Ehrenzweig, Dr. A., Die Verordnung über den Vers.-vertrag.
- Erläuterungen zur Versicherungsordnung samt dem Wortlaut der kaiserlichen Verordnung vom 22. November 1915, R. G. Bl. Nr. 343 (Versicherungsordnung). Herausg. v. k. k. Justizministerium. Wien 1915.
- Exner, Dr. Felix, Über die Korrelationsmethode. Jena. 1913.
- Fechner, Gustav Theodor, Kollektivmasslehre. Herausg. v. Gottlieb Friedrich Lipps Leipzig 1897.
- Finger, August, Das österreichstrafrecht. Systematisch dargestellt. 3 Aufl. 1912—1914.
- Forcher, Dr. Hugo, Die statistische Methode. Leipzig 1913.
- Frank, Dr. Reinhard, Das Str. G. B. f. d. deutsches Reich nebst Einführungsgesetz, 17 Aufl. Tübingen 1925.
- Fürth, Reinhold, Schwankungsercheinungen in der Physik, Sammlung Viehweg. 1920.
- Geill, Dr. Christian, Brandstiftungsmotive. Monatsschr. f. krim-psych. und Strafrechtsreform, Bd. 13, S. 321 ff.

- Geyer, Dr. C. V., Brandstiftung und Versicherungsbetrug nach dem Vorentwurf zu einem deutschen Strafgesetzbuch. Zeitschr. f. d. ges. Versicherungswiss. 1911, S. 599 ff.
- Giесе, Das Wesen der Brandstiftung in geschichtlicher Entwicklung. Diss. Rostock. 1911.
- Gleispach, Dr. W. Graf, Der Rücktritt von der Gefährdung. Jurist. Vierteljahrsschr., herausg. v. d. Geschäftsleitung d. deutsch. Juristenvereines in Prag. Bd. 46. Wien 1914.
- Grassberger, Roland, Die Brandlegungskriminalität, Wien 1928.
- Gross-Höpler, Handbuch für Untersuchungsrichter. München-Berlin-Leipzig 1922.
- Hansen, J., Brandstiftungsseuche. Neumanns Zeitschr. f. d. Vers.-wesen, S. 183. Berlin 1925.
- Hegler, Dr., Der Betrug. Vergleichende Darstellung des Deutschen und Ausländischen Strafrechtes. Besonderer Teil. Bd. 7. Berlin 1907.
- Heimberger, Dr. Josef, Der Vers.-betrug im künftigen deutschen Strafgesetzbuch. Zeitschr. f. d. ges. Versicherungswiss. Bd. 26, H. 3. 1926.
- Heintzmann, O., Der Vers.-betrug nach geltenden und zukünftigen deutschen Strafrecht. Diss. Heidelberg 1930.
- Hercher, M., Die Anwendung des § 273 B. G. B. auf. das Verhältnis des Vers.-nehmer zum Versicherer nach dem Reichsges. üb. den Vers.-vertrag. Diss. Berlin 1912.

- Hönig, Strafrechtsreform und Vers.-wesen. Mittell. f. öffentl. Feuervers.-Aust. 1921.
- Hupka, Dr. Josef, Gegenentwurf eines Gesetzes über den Vers.-vertrag. Wien-Leipzig 1908.
- Jenssen, S. Tage, Beziehung von Sachverständigen in Brandsachen. Gross, Archiv, Bd. 77 S. 202 ff.
- Johannsen, Dr. W., Elemente der exakten Erblichkeitslehre mit Grundzügen der biologischen Variationsstatistik. II. Deutsche Avfl. Jena 1913.
- Julier, Die Anwendung militärischer Kampfgrundsätze in der Kriminalistik. Kriminal. Monatsheft, 1. Jahrg. S. 154.
- Kallbrunner, Hermann, Der Wiederaufbau der Landwirtschaft Österreichs. Wien 1926.
- Kalmann, Heinrich, Ein merkwürdiger Brandlegungsapparat. Gross, Archiv, Bd. 60, S. 88 ff.
- Kitzinger, Dr., Gemeingefährliche Verbrechen und Vergehen. Vergleichende Darstellung des deutschen und ausländischen Strafrechts, Besonderer Teil. Bd. 9. Berlin 1906.
- Kleinfeller, Brandstiftung und Vers.-betrug. Versicherung und Geldwirtschaft, S. 2. 5. ff. Berlin 1926.
- Krause, Friedrich A., Die Überversicherung im Privatversicherungsrecht. Diss. Leipzig,

- Glauchau 1909.
- Krekeler, E., Der Vers.-betrug. Diss. Cassel 1912.
- Lammach-Rittler, Grundriss des österreichischen Strafrechtes. Wien 1926.
- Lang, Arnold, Die experimentelle Vererbungslehre in der Zoologie seit 1900. Mit einem Abschnitt über Anfangsgründe der Biometrie, der Variation und Korrelation. Jena 1914.
- Lenz, A., Grundriss der Kriminalbiologie. Wien 1927.
- Manes, Alfred, Versicherungsexikon.
- Müller, Dr. J., Selbstentzündung von Heustöcken. Gross, Archiv, Bd. 80, S. 160 ff.
- Muralt, Dr. Robert, Die Brandstiftung im schweizerischen Strafrecht. Berlin 1906.
- Nelken, Ingenieur S., Die Brandstiftung, ihre Ursachen, Feststellung und Verhütung. Berlin 1925.
- Nelken, Ingenieur S., Verbrechen und Versicherung, 1928. — mit einem Vorwort von Dr. Robert Heindl, wickl. Legationsrat, Vortrag. Rat z. D., Berlin und einer Erläuterung der rechtlichen Grundsätze von Rechtsanwalt, Dr. Max Alsbarg.
- Oberhausberg, Heinrich, Der Vers.-betrug und sein Verhältnis zu Betrug, Brandstiftung und Sachbeschädigung nach geltenden und künftigen Recht. Diss. Köln 1930.
- Österreichs Land- und Forstwirtschaft. Herausg. v. Bundesministerium f. Land- u. Forstwirtschaft. Wien 1927.

- Östertag, Dr. F., Das (Schweizer) Bundesgesetz über den Vers.-vertrag. Zürich 1915.
- Pape, Ernst, Versuch und Vollendung bei der Brandstiftung. Diss. Halle 1839.
- Prange, Dr. Otto, Kritische Betrachtungen zu dem Entwurf eines Gesetzes über den Vers.-vertrag. Leipzig 1904.
- Prohaska, Beobachtungen gewitter in Steiermark, Kärnten und Krain im Jahre 1904. Mittell. d. Zentralanst. f. Meteorol. und Geodynamik in Wien. Wien 1905.
- Rech, H., Der Vers.-betrug im geltenden und zukünftigen deutschen Strafgesetzbuch, in Zeitschrift für die gesamte Vers.-wissenschaft, 34 Bd. 1934.
- Roelli, Prof. Dr. H., Entwurf zu einem Schweizer Bundesgesetz über den Vers.-vertrag. Leipzig 1896.
- Rommel, Der Betrug, 1894.
- Schneider, Konrad, Das deutsche Gesetz über den Vers.-vertrag. München 1909.
- Sighele, Le crime à deux 1893
- Speershardt, Dr. H. v., Der Vers.-betrug im Reichsstrafgesetzbuch, unter Berücksichtigung der wichtigsten ausländischen Gesetzgebungen. Marburg 1895.
- Statistisches Handbuch für die Republik Österreich. Herausg. v. Bundesamt. Statistik.

Wien 1918 ff.

- Stenglein, Die Reform des Reichsstrafgesetzbuches und das Versicherungswesen Zeitschr. f. d. ges. Versicherungswiss., Bd. III (1903), S. 216.
- Stooss, Dr. Carl, Lehrbuch des österreichischen Strafrechtes, 2 Aufl. Wien 1913.
- Thiemann, Das Delikt des Vers.-betruges in der Reichsstrafgesetzgebung. Diss. Breslau, 1915.
- Thiel, Willy. Der Vers.-betrug im Reichsstrafgesetzbuch. Diss. Leipzig 1910.
- Thier, Dr. Fritz, Brandstiftung und Brandversicherungsbetrug und ihre Bekämpfung. Beiheft der Versicherung und Geldwirtschaft. Berlin 1927.
- Thiel, W., Der Vers.-betrug im Reichsstrafgesetzbuch. Diss. Borna-Leipzig 1910.
- Ullmann, Dr. v., Die Brandstiftung. Vergleichende Darstellung des deutschen und ausländischen Strafrechtes. Besonderer Teil. Bd. 9. Berlin 1906.
- Verband und Vereinigung öffentlicher Feuerversicherungsanstalten in Deutschland. Eingaben an den Reichstag wegen Änderung der Bestimmungen über Brandstiftung und Brandversicherungsbetrug im Entwürfe eines allgemeinen deutschen Strafgesetzbuches. Berlin Mai 1927 und August 1927.
- Weck, Hermann, Brandstiftung und Brandversicherungsbetrug. Beiheft der Versicherung

und Geldwirtschaft. Berlin 1926.

Weingart, Dr. Albert, Über das Besichtigten von Brandstellen. Sonderabdruck a. d. Mitteil. f. öffentl. Feuerversicherungsanst., Jahrg. 1900. Nr. 8 Merseburg 1900.

Wirtschaftsstatistisches Jahrbuch. Herausg. v. d. Kammer f. Arbeiter und Angestellte. Wien.

Zacher, Dr. Emil, Versicherung und Strafrecht. Schweizer Zeitschr. f. Strafrecht, 17 Jahre. 1904.

Byloff, Dr. Fritz, Zur Psychologie der Brandstiftung. Gross, Archiv, Bd. 59, S. 41.

Mönkemöller, Zur Psychologie des Brandstifters. Gross, Archiv. Bd. 48, S. 193 ff.

Pella, V., La Criminalité collective des Etats et le droit Pénal de l'avenil, 2e éd., gr. in-8°, 1926.

著者はハーヴァード大学教授であり、群衆心理・集團犯罪の世界的権威とみなされてゐる。本書は、その著者の示唆を導きし書である。

Töffen, Dr. Heinrich, Beiträge zur Psychologie und Psychopathologie der Brandstifter. Berlin 1917.

Allfeld, Lehrbuch des deutschen Strafrechts, 8. Aufl., 1922.

Binding, Grundriss des deutschen Strafrechts, 8 Aufl. 1913.

- Binding, Handbuch des deutschen Strafrechts, 1885.
- Binding, Die Normen und ihre Uebertretung, 1. Bd., 3. Aufl., 1916 ; 2. Bd., 2. Aufl., 1914—1916 ; 3. Bd., 1918 ; 4. Bd., 1919.
- Ebermayer-Löbe-Rosenberg, Reichs-Strafgesetzbuch, 4. Aufl., 1929.
- Faustin Hélie et Depjiges, Pratique criminelle des cours et tribunaux, 4e éd., 1928.
- Frank, Das Strafgesetzbuch, 18. Aufl., 1931.
- Garraud, Précis de droit criminel, 14e éd., 1926.
- Garraud, Traité théorique et pratique du droit Pénal, 3e éd., tomes 1—5, 1913—1924.
- Garçon, Code pénal annoté, 1901—1930.
- Häfer, Lehrbuch des schweizerischen Strafrechts, 1926.
- Harris, Principles of the criminal law, 14th ed., 1926.
- Hippel, Deutsches Strafrechts, 1. Bd., 1925 ; 2. Bd., 1930.
- Kenny, Outlines of criminal law, 13th ed., 1929.
- Kohler, Leitfaden des deutschen Strafrechts, 1912.
- Liszt, Lehrbuch des deutschen Strafrechts, 21—22. Aufl., 1919.
- Liszt-Schmidt, Lehrbuch des deutschen Strafrechts, 26. Aufl., Allg. Teil, 1932 ; 25. Aufl. Beson. Teil, 1927.

- Lucas-Ebermaeyer, 4. Aufl., 1929.
- Max Ernst Mayer, Der allgemeine Teil des deutschen Strafrechts, 2. Aufl., 1923.
- Mezger, Strafrecht, 1931.
- Oshausen, Kommentar, II. Aufl., 1927.
- Prins, Science Pénale et droit positif, 1899.
- Roux, Cours de droit criminel et de eprocédure pénal, 2e éd., 1927.
- Vidal-Magnol, Cours de droit criminel, 7e éd., 1928.
- Wachenfeld, Lehrbuch des deutschen Strafrechts, 1914.
- Karl Siegert, Deutsches Wirtschaftsstrafrecht, 1939.
- H. Meeske, Die Ordnungstrafe in der Wirtschaft, 1937.
- J. Goldschmidt, Das Verwaltungsstrafrecht, 1903.
- K. E. Gruhl, Grundfragen des nationalsozialistischen Wirtschaftsstrafrechts, 1940.
- Hedemann, Wirtschaftsstrafrecht, 1939.
- Alsberg, Arbeits- und Finanzstrafrecht, die strafrechtliche Nebengesetze, 1931.
- Gelsszler, Arbeitsstrafrecht, 1933.
- Maurach, Grundlagen des raterussischen Strafrechts, 1933.
- Henri Welter, Le controle Juridictionnel de la morale administrative, Paris, Sirey, 1929.

513 p.

- Leon Rabinowicz, *La lutte moderne contre le crime*, Bruxelles, Lareier, 1930, 285 p.
- Prisoners in State and Federal Prison and Reformatories, 1929 and 1930 U. S. Department of Commerce, Bureau of Census, Washington, 1932.
- Bruce Smith, *Rural Crime Control*, New York, Institute of Public Administration, 1933, 306 p.
- Dr. Werner Spohr, *Das Strafrecht der Sozialversicherung*. 1932.
- Frank, *Kommentar zum Strafgesetzbuch*.
- Frank, *das Strafgesetzbuch*, 18, Aufl. 1931.
- Olshausen, *Kommentar zum Strafgesetzbuch für d. d. Reich*. 1916.
- Liszt, *Lehrbuch des deutschen Strafrechts*, 21—22. Aufl. 1919.
- Liszt-Schmidt, *Lehrbuch des deutschen Strafrechts*, 26. 1927.
- Ebermayer-Lobe-Rosenberg, *Reichs-Strafgesetzbuch*, 4, Aufl. 1929.
- Allfeld, *Lehrbuch des deutschen Strafrechts*, 8, Aufl. 1922.
- Wachenfeld, *Lehrbuch des deutschen Strafrechts*, 1914.
- Kohler, *Leitfaden des deutschen Strafrechts*, 1912.
- Max Ernst Mayer, *Der allgemeine Teil des deutschen Strafrechts*, 2 Aufl. 1923.

- Hafter, *Lehrbuch des Schweizerischen Strafrechts*, 1926.
- Ducas-Ebermayer, 4 Aufl. 1929.
- Hippel, *Deutschen Strafrechts*, 1. Bd. 1925, 1930.
- Mezger, *Strafrechts*, 1931.
- Binding, *Grundriss des deutschen Strafrechts*, 1913.
- Binding, *Die Normen und ihre Uebersetzung*.
- R. Frank, *Das Strafgesetzbuch für das Deutsche Reich*, 18. neubearbeitete Aufl. 1931. Tubingen Mohr. 891. s.

Garraud

vol. 5.

- Vidal-Magnol, *Cours de droit criminel* 7e ed. 1928.
- Roux, *Cours de droit criminel et de procédure penal*, 1927.
- Garçon, *Code penal annoté*, 1930.
- G. Renard, *La Theorie de l'institution ('Essai d'antologie juridique')* 1930, Paris, Sirey, 639. p.
- Paoli, G., *Il diritto penale italiano. Vol. I. Parte Primo : I fondamenti*. 1936. (CEDAM, Milano)
- Manzini, V., *Istituzioni di diritto penale italiano. secondo il Codice penale del 1930. 5e*

ed. 1935. (CEDAM)

Mazini, V., Trattato di diritto penale, secondo il Codice del 1930. 1936. (Torino, Unione Tip. Editrice Torinese)

Les codes et les lois spéciales les plus usuelles en vigueur en Belgique, avec des notes de concordance et de jurisprudence utiles à l'interprétation des textes de J. Servais, E. Mechelynek, par P. Servais. 23^e édit. 1937. (Bruxelles, Bruylant)

Garraud, R., Traité théorique et pratique du droit pénal français. (Tomes I, II, III, IV, et VI.) 5 vols.

Strafgesetzbuch für das Deutsche Reich.....von J. Straudinger, neubearb. v. H. Schmitt. 20. Aufl. 1935. (Beck)

Strafgesetzbuch für das Deutsche Reich von E. Kohlrausch. 32 Aufl. 1936. (Gruyter)

Amtlicher Entwurf eines Einführungsgesetzes zum Allgemeinen Deutschen Strafgesetzbuch und zum Strafvollzugsgesetz nebst Begründung. 1: ENTWURF (Beck) 1929.

Strafgesetzbuch der Russischen Sozialistischen Föderation Sowjet-Republik vom 22. November 1926 mit den Aenderungen bis zum 1. August 1930. Uebersetzt von Wilhelm Gallas. (Gruyter) 1931.

Italienischer Vorentwurf zu einem neuen Strafgesetzbuch. Uebers. v. K. Bunge. (Gruyter)

1928.

Das Türkische Strafgesetzbuch vom 1. März 1926. Uebers. v. Kurt Ziemke. (Gruyter) 1927.

Spanisches Strafgesetzbuch. Vom 17. Juni 1870. Uebers. v. Alfredo Hartwig. (Gruyter) 1909.

Das Portugiesische Strafgesetzbuch. Uebers. v. F. Zander. (Gruyter) 1903.

Strafgesetzbuch der Republik Chile. Amtl. Ausg. Uebers. v. Alfredo Hartwig. (Gruyter) 1900.

Das bulgarische Strafgesetzbuch vom 2. Februar 1896. (Gruyter) 1897. Anderson, Criminal Law of Scott.

Best, H. Criminal and the Criminal Law in United States, reissue 1934.

Cahill's New York Criminal Code. Supplement pa.

Chinese Criminal Code and Special Criminal and Administrative Laws. 1935.

Crankshaw's Criminal Code of Canada. 6th ed. 1935.

Criminal Code of the Republic of China. 1936.

Jerome, E. C. & T. J., Criminal Code and Digest of North Carolina. 5th ed. 1934.

Lansdown, A. V., Outline of South African Criminal Law and Procedure. 1931.

Penal Code of the Kingdom of Italy. 1931.

次

編

11
四

- Penal Code of the State of California, Approved Feb. 14, with Amendments up to the
End of Regular Sess. of the 51st Legislature, 1935.
Ranchhoddas, R. & D. K. Thakore, Indian Penal Code, 14th ed. 1933.
Straits Settlements.
Criminal Procedure code, 2nd. ed. 1935.
Woodruffe, Criminal Procedure in British India.

附 錄

一 各國保險契約法條文比較對照表

二 索 引

二 索 引

ア

暗黙の更新 ……………(佛5)

イ

一部保険 ……………(日636, 獨56,

瑞西69, ソ370, 瑞典40, 中54, ア40)

異議申立期間 ……………(獨109)

違約金 ……………(埃16)

一定の事實に依る承認の默示

……………(佛17)

一部損害 ……………(瑞西42, 中63)

一定の無能力者を被保険者と

する死亡保険の禁止 ……(佛58)

遺言に依る處分……………(中83)

委付

委付をなし得べき場合 ……(海保

船舶約款10, 海保貨物約款13)

委付の要件……………(海保

船舶約款11, 海保貨物約款14)

委付せられた保険の目的の上に存

する物權及び賃借權……………(海

保船舶約款12, 海保貨物約款15)

保険者の委付 ……………(獨145)

委付をなさんとする時以後要すべ

き救助費・共同海損の分擔額及

び修繕費……………(海保船舶約款13)

保険委付……………(佛38)

委付の承認及び權利の放棄とみな

し得ざる場合……………(海

保船舶約款14, 海保貨物約款16)

印紙税及びその他の費用……………

……………(獨アリアンツ約款養老12)

ウ

運送保険

混合運送 ……………(獨147)

運送保険における保険者の責任…

……………(日669)

運送保険の保険價額 ……(日670)

運送保険の保険事故 ……(獨129)

運送保険契約の内容 ……(埃111)

海上保険でない運送保険……………

……………(瑞典77, フ77)

運送保険の保険利益 ……(中8)

運送保険の責任の範圍……………

……………(運保約款1)

運送保険に関する特別規定……………

……………(瑞西10)

運送の変更 ……………(獨137)

指定外の航路による運送の責任…

……………(瑞典68, フ68)

運送保険契約の変更……………(日672)

失いたる利益に対する保険及び

同一物に関する數箇の利益に

對する保険……………(埃77)

エ

營業責任保険 ……………(獨151)

營業許可の取消された場合にお

ける保険 ……(瑞西36)
営業費用 ……(中70)
営業手数料 ……(獨生保會社約款ア
リアンツ4, ドイツチアー4, フェ
ヤアイニグテ4, ヴイクトリア4)
延長定期拂済保険 ……
(メトロポリタン生保約款8のC)
延長保険への適用 ……(埃169)
英國會社又は外國會社に對する
訴訟 ……(カナダ標準約款11)

オ

埃太利保險契約法の施行(埃170)

カ

火災保險 ……(ア79)
火災損害とみなされる場合 ……
……………(瑞典82)
火災保險における保險者の責任…
……………(日665, 中65)
火災保險契約の申込の拘束力 ……
……………(獨81)
火災保險の保險事故 ……(獨82)
火災保險の内容 ……(埃73)
火災保險の填補額 ……(瑞西63)
火災保險に關する特別規定 ……
……………(瑞西10)
火災保險の責任の範圍 ……(佛40)
火災の意義 ……(瑞典79)
火災中における目的物の滅失又は
喪失 ……(佛43)
火災損害とみなされる程度(ア82)
天災に因る火災 ……(佛45)

貨物保險

貨物保險における危險増加及び變
渡 ……(獨142)
貨物保險における填補 ……(埃117)
貨物運送保險の保險期間 ……
……………(獨134, 埃115)
貨物保險の保險價額及び損害額
……………(獨140)
家畜保險 ……(瑞典89)
家畜保險の保險事故(獨116, ア89)
家畜の讓渡 ……(獨128)
家畜保險契約の内容 ……(埃96)
家畜の虐待及び管理の懈怠 ……
……………(埃102)
家畜死亡保險の復活 ……(佛49)

會社

會社が危險増加を知つた場合の措
置 ……(ア48)
會社の代位權 ……(火保約款21)
會社の負擔する危險(火保約款1)
會社の給付 ……(獨生保約
款11, 獨アリアンツ約款養老8)
會社の責任及び填補額 ……
……………(海保船舶約款17)
會社への船舶の名稱の通知 ……
……………(海保貨物約款8)
會社への積出數量の通知 ……
……………(海保貨物約款9)

解除

契約の解除・受取人の指定變更及
び貸付 ……
(生保約款16, 生保約款草案16)
一方的解除の效果 ……(瑞西25)
契約解除の效果 ……(日645)
詐欺に因る解除 ……(瑞西26)

事故發生による解除(獨21, 96, 113)
解除の方式 ……(佛5)
解除の効力發生 ……(佛16)
解除と新保險料率請求との選擇
……………(佛17)
一部解除・解約給付義務免脱 ……
……………(獨30)
解除の意思表示・保險料の歸屬
……………(埃6)
契約を解除し得べき場合 ……
……………(火保約款9)
契約の解除變更 ……
……………(メトロポリタン生保約款8)
契約締結前の告知義務違反による
解除 ……(獨163)
船舶の航海中における契約の解除
……………(瑞典76, ア76)
保險者の責任開始前の解除 ……
……………(日653)
契約者の解除 ……(運保約款15)
特約の解除 ……(カナダ特約4)

解除權

増加保險料請求權及び告知の瑕疵
に因る保險者の解除權 ……(埃30)
保險事故發生後における解除權…
……………埃61, 93, 105)
保險契約者の解除權 ……
……………(獨165, 埃137, 瑞西89)
保險者の解除權(獨25, 埃30, ア47)

解約

保險者の解約に因る變更(獨175)
解約の場合における保險料 ……(海
保船舶約款21, 海保貨物約款24)
保險契約の讓渡による解約(獨70)

保險事故に因る解約 ……(獨158)
一部の解約・給付義務の免脱 ……
……………(獨30)
解約價格 ……
(英生保會社約款ブルデンシヤ
ル約款9, サン約款9, リーガル約
款9, パール約款9, ノリツチ約款
9, レフユーシ約款9, 加生保會社
約款カナダ・サン約款4, カナダ
約款4, グレート約款4, マニユフ
アグチユアラース約款4, ミュー
チニアル約款4, ロンドン約款4)
責任の免除と解約返戻金の返還…
……………(ア101)
解約返戻金 ……
……………(メトロポリタン生保約款
8のa, 獨アリアンツ約款養老4)
解約返戻金及び貸付 ……
(獨生保會社約款アリアンツ11,
ドイツチアー11, フェヤアイニ
グテ11, ヴイクトリア11, 紐育
生保約款5, カナダ標準約款8)
保險加入者の解約權・解約返戻金
……………(獨生保約款6)

各種保險に共通する當事者の基
本的なる義務 ……(獨1)
管轄裁判所 ……(海保船舶約款24)
買い戻し得べき保險 ……(獨173)
買戻 ……(佛77)
海難救助に因る損害 ……
……………(瑞典69, ア69)
回復不能程度の損害と填補額
……………(瑞典70)

簡易生命保険……(佛83, 埃152)

簡易生命保険の定義 ……………
……………(紐育生保約款83の2)

海上保険

海上保険の危険…(瑞典60, ア60)

海上保険における商品の價額……
……………(瑞典75)

海上保険に非ざる運送保険……
……………(瑞典77, ア77)

海上保険の保険事故(瑞典59, ア59,
海保船舶約款1, 海保貨物約款1)

確定期保険の黙示の延長及び繼
續保険 ……………(埃18)

甲板上, 無蓋貨車に積み込まれ
た貨物に付生じた損害填補…
……………(海保貨物約款11)

貸付(生保約款16, 生保約款草案16)

貨物の全部又は一部毀損の場合
における会社の責任……
……………(海保貨物約款29)

瑕疵擔保請求權の移轉…(埃106)

外國居住又は旅行(英生保會社約
款ブルデンシヤル約款5, ブルデン
シヤル營業1, レフユーヅ約款5, サ
ン約款5, リーガル約款5, パール約
款5, パール營業1, ノリツチ約款5)

海難遭遇の通知(海保船舶約款18)

キ

危険の変更又は増加

契約者又は被保険者の責に歸すべ
き事由に因る變更又は増加……
……………(日656)

契約者又は被保険者の責に歸すべ
からざる事由に因る變更又は増
加……………(日657, 瑞西30)

主觀的危険の増加……………(獨23)

主觀的危険の増加の効果…(獨24)

主觀的危険増加の場合の適用範圍
……………(獨26)

客觀的危険の増加……………(獨27)

客觀的危険増加の告知…(獨28)

重要ならざる危険の増加…(獨29)

危険減少・危険増加防止義務……
……………(獨32, 瑞西29, 運保約款9)

危険増加……………(獨
164, 埃34, 135, 瑞西28, 瑞典45,
121, ア45, 99, 海保船舶約款6, 7)

危険増加の際の保険料の歸屬……
……………(埃35)

危険増加に関する準用規定(埃37)

危険増加及び讓渡 ……(埃119)

危険増加及びその適用範圍……
……………(ア121)

包括保険の危険増加…(瑞西31)

船舶保険における危険増加……
……………(獨143)

危険増加の効果なき場合……
……………(瑞西32, 中24)

危険増加の通知義務……………
……………(佛17, ソ385, 中
22, 生保約款草案21, 運保約款13)

危険増加の場合の保険料の増額…
……………(ソ386)

被保険者の同意なくして事情變更
し・危険の増加せる場合……
……………(瑞典46)

危険増加に因る解除…(瑞典47)

危険増加の喪失……………(瑞典49)

一定状態の變更に因る危険増加…
……………(瑞典99)

危険増加事項の消滅したる場合の
措置……………(佛20)

危険増加の効果……………(中23)

危険増加の消滅……………(ア49)

会社が危険増加を知つた場合にお
ける措置……………(ア48)

会社の負擔する危険(火保約款1)

危険の發生……………
……………(火保約款13, 海保貨物約款19)

危険事故の招致…(瑞西14, ア124)

危険負擔と認められざる事項…
……………(埃36)

危険の範圍……………(瑞西33)

毀損・滅失したるものの價額…
……………(瑞典37)

救護

救護義務……………(獨122, 183)

救護費用より除外されたる費用…
……………(獨123)

強行規定……………(佛2)

緊急屠殺……………(獨126)

共同保險……………(佛30)

義務保險

義務保險の保險事故…(獨158の3)

義務保險の責任の範圍(獨158の4)

義務保險に適用せず…(ソ398)

企業者責任の保險……………(埃123)

企業に對する團體保險…(埃156)

救助費用(瑞西70, 海保貨物約款17)

救助又は防止手段による措置…

……………(佛42)

救濟金庫又は鐵夫救濟金庫の保
險……………(獨191)

共同海損……………(獨133)

共同海損精算の特約……………
……………(瑞典65, ア65)

共同海損における海損精算……
……………(瑞典64, ア64, 海保貨物約款18)

共同海損における損害額の填補…
……………(瑞典66, ア66)

期待利益の保險利益……………(中7)

虚偽の陳述……………

……………(英生保會社約款ブルデン
シヤル約款13, レフユーヅ約款13)

禁酒者(英生保會社約款サン營業1)

給付義務の免脱……………(獨30)

ク

組合員共有者に依る保險…(中4)

組合員共有者の保險における權
利讓渡……………(中12)

軍人以外の者の軍務……………

……………(英生保會社約款ブルデンシヤル
約款4, サン約款4, リーガル約款4,
ノリツチ約款4, パール約款4, レ
フユーヅ約款4, レフユーヅ附記4)

軍人及び船員……………

……………(英生保會社約款パール營業2)

ケ

權利

權利保護費用の負擔……………(獨150)

權利の讓渡……………(瑞典108, 中1)

權利の善意取得……………(瑞典113)

権利の移轉・買入……………(中78)
 権利の譲渡・受取人の指定又は變更……………
 ……(生保約款21, 生保約款草案24)
輕過失に因る保險事故の招致……………(瑞典20, ア20)
經過規定及び效力發生の時期……………(塊167)
繼續保險料拂込と保險の繼續……………(ア98)
繼續保險の解除……………(塊18)
繼續保險……………(塊18)
現物填補……………(火保約款18)
現行規定の廢止……………(瑞西103)
決算……………(英
 生保會社約款ブルデンシヤル約款
 8, ブルデンシヤル附記6, ブルデン
 シヤル營業2, サン約款8, リーガル
 約款8, パール約款8, パール營業3,
 ノリツチ約款8, ノリツチ營業1, レ
 フユージ約款8, レフユージ附記5)
外科手術給付……………(英生
 保會社約款ブルデンシヤル附記7)
減額拂濟保險……………
 ……(メトロポリタン生保約款8のb)

コ

告知義務
 各種の保險に適用ある告知義務……………(獨16, 瑞
 西4, 瑞典4, 佛21, 中27, ア4, 5)
 不實の告知……………(獨17)
 質問表……………(獨18)
 代理に依る契約の締結と告知義務……………

……………(獨19, 瑞西5)
解除權の行使……………(獨20)
保險事故發生後の解除……………(獨21)
保險事故の告知義務……………
 ……(獨33, 34, 92)
 重要事實の告知……………(塊3)
 告知並びに意思表示……………(塊13)
 告知せらるべき事項に関する保
 險者の知了……………(塊14)
 他人の爲にする契約の場合の告
 知義務……………(瑞西5)
 包括契約の告知義務違反の効果
 ……(瑞西7)
 告知義務違反の効果なき場合……………(瑞西8)
 善意無過失に因る告知義務……………(瑞典5)
 告知義務違反の場合の保險料の
 増額……………(獨41)
 誤れる告知……………(塊47)
 危險増加の告知義務……………(佛17)
 善意無過失に因る告知義務……………(瑞典5, 佛22)
團體保險・包括保險の告知義務……………(佛23)
 告知事項の懈怠……………(中20)
 過失に因る告知の懈怠……………(瑞典7)
 客觀的危險増加の告知……………(獨23)
損害保險の告知義務
 告知義務違反の効果……………(日644)
 告知義務違反による契約解除の
 効果……………(日645)
 被保險物譲渡の告知義務……………(獨71)
生命保險の告知義務

告知義務違反の効果……………
 ……(日678, 瑞西6, 生保約款12, 生
 保約款草案17, 獨生保約款8)
 保險事故の告知義務……………(獨171)
 契約締結前の告知義務違反によ
 る解除……………(獨163)
財産保險の告知義務……………(ソ382)
 告知義務違反の効果……………(ソ383)
傷害保險の告知義務
 保險事故の告知義務……………(獨110)
家畜保險の告知義務
 保險事故の告知義務……………(獨121)
火災保險の告知義務
 告知義務及び裏書事項……………
 ……(火保約款7)
運送保險の告知義務
 保險事故の告知義務……………(獨146)
 告知義務違反……………(運保約款7)
責任保險の告知義務
 保險事故の告知義務……………(獨153)
義務保險の告知義務
 保險事故の告知義務……………(獨158の5)
 保險事故の告知義務に對する違
 反……………(獨158の6)
傷害保險の告知義務
 保險事故の告知義務……………(獨182)
故意過失
 故意過失に因る保險事故の招致……………(塊55, 瑞典18, ア18)
 故意重過失に因る傷害……………(塊158)
 故意又は認識ある過失の場合の不
 填補……………(佛12)
抗辯事項……………(中16)
公課及び手数料……………(獨生保約款16)

公營保險施設の保險……………(獨132)
遺失救済金庫の保險……………(獨191)

サ

再建約款……………(獨97, 塊80)
再建規約に反する支拂……………(塊99)
裁判管轄……………(獨94, 佛3, 塊12)
財産保險契約の意義……………(ソ367)
詐欺
 詐欺に因る取消……………(獨22)
 詐欺に因る解除……………(瑞西26)
 詐欺に因る證據資料の黙秘隠蔽と
 保險者の責任……………(瑞典23, ア23)
 詐欺に因る超過……………(中56)
 詐欺に因る無効……………
 ……(生保約款11, 生保約款草案15)
差押
 差押處分……………(瑞西56)
 差押及び差押質權の内容……………(塊148)
 差押禁止……………(瑞典123, 瑞西80)
 取立差押……………(塊149)
 差押權者の權利……………(瑞典116)
再保險
 再保險における原保險者の責任……………(佛4)
 ……(佛4)
 再保險の意義……………(中48)
 再保險者へ轉告……………(中50)
殺人條項……………(佛79)
差別待遇の禁止(紐育生保約款89)……………九
災害及び保險契約の標準約款……………
 ……(紐育生保約款107)
**災害若しくは健康保險の下にお
 ける差別待遇の禁止**……………

..... (紐育生保約款108)

酒を飲む習癖 (英生保會社約款ブルデンシヤル約款16, サン約款15, リーガル約款15, ベール約款15, ノリッチ約款15, レフユーシ約款16)

シ

時効

請求權の時効..... (埃19)

訴權に關する時効..... (佛85)

消滅時効..... (日663, 獨12, ッ396, 瑞典29, 佛25, 中25, ア29)

時効と期間..... (瑞西46)

時効停止・時効中斷..... (佛27)

合意に依る時効期間の短縮..... (瑞典30)

特約に依る時効期間の短縮禁止..... (佛26)

住所

住所の変更及び通知の効力..... (獨10, 埃15)

住所変更の通知義務..... (獨104)

住所及び旅行..... (獨生保會社約款アリアンツ1, ドイツター1, フェヤアイニグテ1, ヴイクトリア1, 加生保會社約款カナダ・サン約款11, カナダ約款11, グレート約款11, マニユフアクチュアラーズ約款11, ミューチュアル約款11, ロンドン約款11)

州法に依る再建義務..... (獨193)

州法の規定の除外..... (瑞西58, 82)

消防又は避難に必要な處分に因り生じたる損害..... (日666)

消息不明となれる船舶に對する損害填補..... (瑞典71, ア71)

事故發生

電害保險における電害以外の事故に因る事故發生..... (佛47)

事故發生に依る保險金額及び保險料の減額..... (獨95)

事故發生の通知期間..... (佛46)

事故發生後の保險金額の減額..... (獨112, 119)

事故發生の通知義務..... (瑞西38)

他人の行爲に因る事故發生 (佛13)

傷害保險

傷害保險の保險事故..... (獨179)

傷害保險契約の内容..... (埃154)

傷害及び發疾保險..... (瑞西8, 瑞典119, ア119)

傷害保險における期間經過後の告知に對する責任..... (瑞典120)

集合物保險..... (中66)

人保險

人保險・その讓渡及び買入..... (瑞西73)

人保險は定額保險なり..... (佛54)

人身保險の種類..... (中73)

質權

建物の上に存する質權の範圍..... (埃79)

建物に對する質權の通知の費用..... (埃85)

再築條款と質權の地位..... (埃81)

質權の設定..... (佛65)

質入の効力..... (瑞典112, ア112)

質入及び讓渡..... (獨アリアンツ約

款英老14, 獨アリアンツ終身6)

質權者

質權者の保險者へ移轉の..... (埃96)

質權者又は保險金受取人の爲す支拂..... (埃26)

質權者に對する保險者の義務..... (埃82)

質權者の權利..... (瑞典112)

質權者に對する保險者の通知..... (埃93)

自殺..... (埃138, 獨生保約款10, 佛62, 獨生保會社約款アリアンツ12, ドイツター12, フェヤアイニグテ12, ヴイクトリア12, メトロポリタン生保約款5, 英生保會社約款ブルデンシヤル約款2, サン約款2, リーガル約款2, ベール約款2, ノリッチ約款2, レフユーシ約款2, 加生保會社約款カナダ・サン約款9, カナダ約款9, グレート約款9, マニユフアクチュアラーズ約款9, ミューチュアル約款9, ロンドン約款9, 瑞典100, ア100)

失權約款の無効..... (佛24)

自己又は他人の生命保險 (佛56)

商人が妻の爲になせる契約には破産の見定の適用なし (佛72)

受益者

他人の爲にする保險契約の受益者..... (中5)

受益者の權利の性質..... (瑞西78)

受益者の故殺..... (中92)

受益者の解釋..... (瑞西83)

受益者の確定及び持分..... (瑞西84)

受益者の指定..... (中84)

受益者の指定なき場合..... (中84)

死亡保險における受益者..... (中85)

受益者の權利讓渡..... (中86)

受益の引受・取消..... (佛64)

生命保險における受益者の權利..... (紐育生保約款55の2)

受益權の歸屬..... (瑞典104)

承認約款..... (獨5)

將來の事項の特約..... (中31)

承諾和解..... (中71)

小兒の保險 (紐育生保約款55, 加生保會社約款カナダ・サンその他3)

證明資料の提出..... (ア22)

證據資料の提出..... (瑞典22)

死亡保險における受益者 (中85)

死亡保險と發疾附加保險との關係..... (獨アリアンツ約款發疾2)

女子保險..... (英生保會社約款ブルデンシヤル附記3, サン附記3, リーガル附記3, ノリッチ附記3, レフユーシ附記3, 加生保會社約款カナダ・サンその他2, カナダその他3, グレートその他3, マニユフアクチュアラーズその他3, ミューチュアルその他3, ロンドンその他3)

持參債務..... (埃24)

持參拂條項..... (獨生保約款13)

指定外の航路に依る運送の責任..... (瑞典68, ア68)

使用人に因る損害..... (中42)

出航停止・捕獲停止 (瑞典72, ア72)

時間的適用範圍..... (佛84)

失効

- 保険契約の失効には警告を要す…
……………(紐育生保約款92)
- 契約の失効……………(生保約款草案4, カナダ標準約款6)
- 契約失効の場合における保険料…
……………(海保船舶約款21, 海保貨物約款24)
- 小社団の保険・小額生命保険……………
……………(獨189)
- 自動的消滅……………(カナダ特約3)
- 施行期日……………(瑞西104, 7125)
- 剩餘金分配……………(紐育生保約款3)
- 自動的不沒收……………(加生保會社約款カナダ・サン約款6, カナダ約款6, グレート約款6, マニユフアクチュアラーズ約款6, ミューチュアル約款6, ロンドン約款6)
- 人道の犠牲……………(瑞西15)
- 種別品の危険……………(瑞西66)
- 職業……………(英生保會社約款ブルデンシャル約款3, サン約款3, リーガル約款3, バール約款3, ノリッチ約款3, レフユージ約款3)
- 弱體保險……………(加生保會社約款カナダ・サンその他4, カナダその他4, グレートその他4, マニユフアクチュアラーズその他4, ミューチュアルその他4, ロンドンその他4)
- 二
- ス
- 數回海損を受けた場合と超過保險……………(瑞典74, 74)

セ

請求權

- 保險の目的の殘存物に對する請求權……………(瑞典73)
- 増加保險料請求權……………(塊30)
- 保險契約上生ずる請求權……………
……………(獨64, 184)
- 保險者の償還請求權……………(瑞西72)
- 保險料減額請求權……………
……………(塊31, 瑞西23, 中37)
- 請求權の讓渡禁止……………(獨15, 98)
- 請求權の時効……………(塊19)
- 他人の物を保險に付したる場合における所有者の損害填補請求權……………
……………(日667)
- 第三者に對する損害賠償請求權の移轉……………(塊62)
- 謄本請求權……………(塊10)
- 利息及び一部支辨請求權……………
……………(獨94, 124)

生命保險

- 生命保險契約の意義(日673, 中76)
- 生命保險取扱人の契約の承繼……………
……………(711)
- 生命保險の保險事故……………
……………(獨159, 瑞典97, 797)
- 生命保險契約の内容……………(塊130)
- 生命保險金と社會保險金との關係……………
……………(ソ375の3)
- 生命保險の保險利益……………(中9)
- 生命保險契約における債權者及び受益者の權利……………
……………(紐育生保約款55の2)
- 配偶者の一通の證券に依る相互の

生命保險契約……………(佛73)

責任

- 責任の承認又は和解……………(佛52)
- 責任の除外……………(獨117, 131, 132)
- 責任の伸張……………(獨127)
- 責任の範圍……………(塊74, 97, 113, 121, 7120, 獨158の4)
- 責任の限定……………(塊114)
- 責任の免除と解約返戻金の返還……………
……………(7101)
- 責任期間……………(獨7, 塊159)
- 責任開始……………(瑞典11, 711, 生保約款1, 生保約款草案1)
- 責任免除の範圍の通知……………(瑞典48)
- 責任免除と責任準備金の返還……………
……………(瑞典101)
- 責任開始期及びその終期……………
……………(選保約款3, 海保船舶約款9, 海保貨物約款7)
- 責任準備金の返還……………(中87)
- 貨物の全部又は一部の毀損の場合における會社の責任……………
……………(海保貨物約款29)
- 企業者責任の保險……………(塊123)
- 保險者の責任……………(瑞典23, 723)
- 原保險者の責任……………(佛4)
- 期間經過後の告知に對する責任……………
……………(瑞典120)
- 抵當權者に對する責任……………
……………(獨100, 101)
- 責任保險……………(瑞西50)
- 責任保險の範圍……………(792)
- 責任保險に對する強制執行(793)
- 責任保險の保險事故……………

- ……………(獨149, 瑞典91, 佛50, 791)
- 責任保險契約の内容……………(塊120)
- 責任保險における被害第三者の權利……………
……………(瑞西60)
- 責任保險においては訴訟費用は填補金に包含す……………(佛51)
- 責任保險の意義……………(中68)
- 責任保險契約の標準約款……………
……………(紐育生保約款109)

占有者條款

- ……………(獨アリアンツ約款養老15)
- 善意取得……………(瑞典113)

船舶保險

- 船舶保險の保險期間……………
……………(獨138, 塊116)
- 船舶保險の延長……………(獨139)
- 船舶保險の保險價額及び損害額……………
……………(獨141)
- 船舶保險における危険増加及び讓渡……………
……………(獨143)
- 船舶保險における填補……………(塊118)
- 船舶の衝突に因る事故の範圍……………
……………(瑞典61, 761)

戰爭

- 戰爭その他の變亂に因りて生じたる損害……………(佛34)
- 戰爭危險……………(ソ394, 獨アリアンツ約款養老7, 獨生保會社約款アリアンツ7, ドイツチア-7, フェヤアイニグテ7, ヴィクトリア7)
- 戰爭保險……………(獨生保約款9)
- 三

損害

- 物の固有の瑕疵に基づく損害……………(佛33, 44)
- 落雷に因る損害…(瑞典81, 781)
- 損害額の鑑定……………(獨64)
- 損害減少義務……………(瑞西61, 海保貨物約款21)
- 損害の範囲……………(獨3, 佛41)
- 損害額査定上の協力義務…(ソ392)
- 損害額と保険金額の過少なる場合……………(中58)
- 戦争その他の變亂に因りて生じたる損害……………(佛34)
- 爆發物に因る損害……………(瑞典81)

損害の發生

- 損害發生の通知義務……………(日658)
- 損害發生後目的物が他の危險の發生に因り滅失せる場合(日659)
- 損害發生狀態の變更禁止…(獨59)

損害の調査……………(瑞西67)

- 損害調査の代理……………(獨65)
- 損害調査費用の負擔(獨66, 獨58)

損害保険契約

- 損害保険契約の目的……………(日630, 瑞西48, 中53, 735)
- 損害保険契約の内容……………(獨48)
- 損害保険及び生命保険に關する規定の準用……………(獨162)
- 損害保険の對象……………(瑞典35)
- 損害保険の性質……………(佛28)
- 損害保険契約の意義(日629, 中52)
- 損害保険の規定の相互保險への準

- 用……………(日664)
- 損害保険契約の無効……………(日642)
- 損害防止(瑞典52, 海保船舶約款15)
- 損害發生防止義務……………(日660, 獨62, 獨56, 101, 160, ソ391, 752, 火保約款16)
- 損害防止義務の制限…(獨93, 111)
- 損害防止費用……………(獨57, 101, 瑞典53, 753)
- 損害防止義務の懈怠…(瑞典124)
- 損害防止費用の補償……………(獨63)
- 損害賠償……………(瑞西27)
- 損害賠償額填補の除外の場合……………(796)
- 第三者に對する損害賠償請求權の移轉……………(獨62)
- 損害賠償額の填補……………(瑞典94, 95, 794, 95)
- 賠償額……………(中55, 790)
- 賠償義務の範囲……………(獨73, 739)
- 契約者の家族に對する損害賠償請求權は移轉せず……………(獨126)
- 損害填補
- 分損不擔保の場合における損害の填補……………(運保約款4, 海保貨物約款27)
- 損害填補の態様……………(獨49)
- 損害填補の限度……………(獨50, 55, 海保貨物約款22)
- 共同保險における損害額の填補……………(瑞典66, 766)
- 損害填補及びその時期……………(火保約款17, 獨154)
- 損害填補の義務……………(日638)
- 填補せざる損害……………(火保約款5,

- 海保船舶約款3, 海保貨物約款3)
- 分損擔保の場合における損害の填補(運保約款5, 海保貨物約款26)
- 他人の物を保險に付したる場合における所有者の損害填補請求權……………(日667)
- 他人の行爲に因る事故發生の場合における損害填補……………(佛13)
- 重複保險の場合における保險者の填補義務……………(瑞西71)
- 超過保險の場合における填補義務……………(獨72)
- 契約者の有する填補請求權(獨70)
- 損害填補額……………(瑞西62, 69, 瑞典90, 火保約款14)
- その他の保險の填補額…(瑞西64)
- 填補額の合意……………(瑞西65)
- 填補額の減少……………(ソ369)
- 填補金額が填補義務總額より少い場合……………(742)
- 被保險物の移轉と填補額……………(瑞典83, 733)
- 損害填補給付……………(獨76, 90, 104)
- 填補給付の履行期……………(獨92)
- 填補給付の時期及び分割支拂……………(獨161)
- 喪失利益……………(獨53)
- 遡及保險……………(獨2)
- 存在せざる危險に對する保險……………(獨7)
- 総合保險……………(獨38)
- 總則の規定……………(獨生保約款1)
- その他の不動産上の權利(獨88)
- その他の特典及び約定……………

- ……………(紐生保約款7)
- 増加契約……………(瑞西94)
- 相殺の拋棄……………(瑞西85)
- 相続人・讓渡人の權利……………(中11)
- 訴訟・裁判管轄・時効……………(獨生保約款18, カナダ標準約款11)
- 訴訟期間・裁判籍・時効……………(獨アリアンツ約款養老18, 獨アリアンツ終身9)
- 訴訟費用……………(瑞典92, 中69)
- 訴權に關する時効……………(佛35)

タ

他人の爲にする保險契約

- 各種の保險に適用する規定に依る保險契約……………(瑞西16, 17, 中2)
- 他人の爲にする契約の場合の告知義務……………(瑞西5)
- 他人の爲にする保險契約の受益者……………(中5)
- 損害保險契約……………(日647, 648, 獨69, 瑞典54, 754)
- 他人の爲にする保險契約の成立……………(獨74)
- 他人の爲にする保險契約における契約者の地位と第三者の地位……………(瑞典56, 756)
- 生命保險契約……………(日675, 676, 677, 獨132)
- 他人の爲にする保險契約における契約者の權利……………(瑞西77)
- 他人の爲にする保險契約における受益者の權利の性質……………(瑞西78)

他人の爲にする保険契約の消滅
(瑞西79)
 他人の爲にする保険契約の差押
 の禁止.....(瑞西80)
 他人の爲にする保険契約と相續
 法との關係.....(佛68)
 他人の爲にする保険契約におけ
 る契約者の地位.....(佛69)
 人保險契約.....(瑞西76)
 火災保險契約
 同居人の物に対する他人の爲に
 する保險.....(獨35)

第三者
 第三者に対する權利義務.....
(日662, 瑞西96)
 第三者の爲にする保險.....
(獨157, ヲ374, 佛63, 中77)
 第三者の利益享受.....
(瑞典57, ㊦57, 獨生保約款15)
 第三者に適用せざる條文.....
(獨158の8)
 第三者に対する給付.....(獨128)
 第三者の損害の補償.....(中72)
 第三者に対する會社の回復權.....
(㊦25)
 正當なる第三者(獨アリアンツ約
 款養老13, 獨アリアンツ終身5)
 第三者の爲にする資金保險.....
(瑞典102)

團體保險.....(瑞西87)
 團體生命保險の意義.....(紐101の2)
 團體生命保險標準約款.....
(紐1(1)の3)
 企業に対する團體保險.....(獨156)
 團體保險の告知義務.....(佛23)

代理人に依る契約締結.....(中3)
 代理店の行爲に関する責任.....
(瑞西34)
 代位.....(中64,75,火保約款21)
 代位の禁止.....(佛55)
 他の保險の存在の告知(瑞典44)
 他人の生命の保險契約.....
(日674, 獨131, 155, 瑞西74)
 他人の知了.....(獨161)
 他人の行爲に因る事故發生の場
 合における損害填補.....(佛13)
 擔保物の保險.....(瑞西57)
 脱退權なき場合.....(獨4)

子

重複保險.....(日632, 獨59,
 60, 瑞典41, 佛30, 獨54, 瑞西53, ヲ
 371, 372, ㊦41, 海保貨物約款23)
 契約締結が同時の場合.....
(日632, 瑞典42)
 契約締結が異時の場合.....
(日633, 瑞典43)
 重複保險を認めらるる例外の場合
(日634)
 重複保險の保險者の一人に対する
 權利の拋棄.....(日635)
 重複保險のときの保險者の填補義
 務.....(瑞西71)
 重複保險の意義.....(中44)
 重複保險の効果.....(㊦43)

超過保險.....(日
 631, 獨51, 瑞西51, 獨50, ヲ368,
 瑞典39, 佛29, 中34, 運保約款8)
 超過保險及び一部保險の場合の填

補義務.....(獨52)
 超過保險の正當價額への減額.....
(瑞西52)
 數回海損を受けたる場合と超過保
 險.....(瑞典74, ㊦74)
 善意の超過.....(中47)
 詐欺に因る超過.....(中56)
 調査費用の負擔.....(獨185)
 調停の特約.....(㊦32)
 仲裁裁判所.....(獨11)

ツ

通知.....(瑞典33, ㊦33)
 通知すべき期間.....(佛17)
 住所變更の通知義務.....(獨104)
 通知義務.....(中25, 26, 45, ㊦21
 44, 46, 生保約款5, 運保約款10, 海
 保船約款7, 海保貨物約款8, 9)
 通知の懈怠.....(中46)
 通知義務及び裏書事項.....
(火保約款8)
 海難の通知.....(海保船約款18)
 危險増加の通知義務.....(ヲ385
 中22, 生保約款21, 運保約款13)
 通知義務.....(獨104, 瑞西38)
 通知の効力.....(獨10, 獨15)
 損害發生の通知義務.....(日658)
 被保險物移轉の通知.....(ヲ387)
 被保險者よりの通知宛所(瑞西44)
 兵役及びその通知.....
(カナダ標準約款2)
 危險引受の範圍の通知.....
(瑞典8, ㊦8)
 保險者よりの通知宛所.....(瑞西43)
 債權者に対する保險者の通知.....

.....(獨83)
 契約者等の通知義務.....(日681)
 契約者・受取人の死亡通知.....
(生保約款草案7)
 保險料不拂の通知.....(獨103)
 會社への船舶の名稱の通知.....
(海保貨物約款8)
 積立金の還付.....
(生保約款18, 生保約款草案18)

テ

抵當權者
 抵當權者に対する責任.....
(獨100, 101)
 抵當權者に依る保險料の支拂.....
(獨105)
 抵當權者の權利.....(瑞典86, ㊦58)
 被保險物の上に存する抵當權.....
(瑞典86)

手数料.....(火保約款24)
 鐵道貨物運送保險.....(獨135)
 適用範圍.....(㊦1)

ト

特約
 特約と異りたる船舶に依る運送危
 險.....(瑞典67, ㊦67)
 特約條項の意義.....(中28)
 特約條項を以て規定し得べき場合
(中29)

特別の危險を斟酌して保險料を
 定めた場合の危險の消滅.....
(日646)

特別料率.....

(英生保會社約款リーガル附記4)
特種申込關係……………(瑞西2)
特定人の爲にする契約……………(佛6)
道徳上の義務履行……………(中41)
當事者の履行……………
……………(獨生保約款12, 獨アリアンツ
約款養老11, 獨アリアンツ終身2)
當事者の意思表示……………
……………(獨生保約款14, 獨アリアンツ
約款養老16, 獨アリアンツ終身7)
同業組合扶助金庫の保險(獨190)
動産保險の範圍……………(瑞典55, 755)
土地の從屬物の移轉……………(埃109)
土地又は作物讓渡の場合におけ
る効果……………(佛48)

ナ

内國航行に對する保險……………(埃112)
仲立人・代理店の發行する假證
券交付の効力……………(佛8)

ネ

年金
年金責任の場合の特例……………(獨155)
年金契約……………(瑞典118)
年金減額……………(中87)
年金契約における債權者及び受益
者の權利……………(紐55の4)
年金及び生存保險契約の標準約款
……………(紐101の7)
年金保險の適用範圍及び年金受取
人の地位……………(7118)
年齢
年齢の不實の告知……………

……………(獨162; 埃134)
年齢の錯誤……………(瑞西75, 佛
81, 中93, 生保約款草案23, メトロ
ポリタン生保約款3, 加生保會社
約款カナダ・サン約款7, カナダ
約款7, グレート約款7, マニユフ
アクチュアラーズ約款7, ミュー
チュアル約款7, ロンドン約款7)
年齢證明……………(獨アリアンツ約
款養老10, 獨アリアンツ終身4)
年齢制限……………
(英生保會社約款ブルデンシヤ
ル附記1, サン附記1, リーガル附
記1, ノリツチ附記1, レフユージ
附記1, 加生保會社約款カナダ・
サンその他1, カナダその他1, グ
レートその他1, マニユフアクチ
ユアラーズその他1, ミューチュ
アルその他1, ロンドンその他1)
年齢更正……………(生保約款14)
年齢の計算……………(生保約款草案22)
年齢の過少陳述……………
……………(カナダ標準約款5)

ハ

場所の変更……………(埃98)
爆發に因る損害……………(瑞典81)
配偶者又は子孫の權利……………(瑞西81)
配偶者の一方の保險金請求權と
夫婦財産制との關係……………(佛71)
配偶者の一過の證券に依る相互
の生命保險契約……………(佛73)
販賣する爲に生産した物件に對

する補償……………(738)

癩疾附加保險

癩疾附加保險の範圍……………
……………(獨アリアンツ約款癩疾1)
癩疾附加保險に基く請求權の喪失
……………(獨アリアンツ約款癩疾7)
傷害及び癩疾保險……………
……………(瑞西88, 瑞典119, 7119)

癩疾

……………(獨生保會社約款ア
リアンツ6, ドイツチアー6, フェ
ヤアイニグテ6, ヴィクトリア6)
癩疾特典……………紐育生保
約款1, 加生保會社約款カナダ・
サンその他7, カナダその他6, グ
レートその他7, マニユフアクチ
ユアラーズその他7, ミューチュ
アルその他7, ロンドンその他7)
癩疾の確定・醫員會……………
……………(獨アリアンツ約款癩疾4)
癩疾の程度の變化……………
……………(獨アリアンツ約款癩疾5)
癩疾の證明……………
……………(獨アリアンツ約款癩疾3)
癩疾保險は強制執行しない……………
……………(紐55の3)
癩疾保險(瑞西88, 瑞典119, 7119)

ヒ

被保險物

被保險不動産の讓渡……………(埃64)
被保險不動産の讓渡ありたる場合
の措置……………(埃66)
被保險動産の讓渡……………(埃67)
被保險物の相讓に因る移轉(埃68)

被保險物の所有者が後見に付せら
れたる場合の規定……………(埃34)
被保險生産物と共にする土地の讓
渡……………(埃94)
被保險物の讓渡……………(獨114)
被保險物移轉の通知……………(7387)
被保險物移轉の不同意の効果……………
……………(7388)
被保險物の移動と填補額……………
……………(瑞典83, 783)
被保險物の上に存する抵當權……………
……………(瑞典86)
被保險物の強制讓賣……………(獨73)

被保險者

被保險者損害賠償請求權の剝奪……………
……………(瑞典96)
被保險者の地位……………(獨75)
被保險者の知了……………(獨79)
被保險者の不確實なる保險(獨90)
被保險者の優先……………(獨157)
被保險者の同意……………(佛57)
被保險者の配偶者の事故招致……………
……………(瑞典85)
被保險者よりの通知宛所(瑞西44)
被保險者の査問……………
……………(紐92の2)
被保險者に對する保險金の支拂……………
……………(獨156)
被保險者の通知義務(生保約款5)
被保險者の失權……………(火保約款22)
被保險者の傷害……………
……………(獨生保會社約款アリア
ンツ13, ドイツチアー13, フェヤ
アイニグテ13, ヴィクトリア13)

被保険者の爲に積み立てた金額の
拂戻……………(日680)
被保険者の同意のない事情變更…
……………(瑞典46)
被保険者の行爲知了……………(埃71)
未成年者・妻を被保険者とする場
合の制限……………(佛59)
被保険者の過失に因りて生じたる
滅失損害の填補……………(佛12)
被保険者の同意なき保険の禁止…
……………(紐55)
被保険者の陳述は告知にして条件
でない……………(紐58)
被保険者に対する損害賠償額填補
の除外の場合……………(テ96)
原契約の被保険者……………(中49)
被保険利益……………(ソ373)
被保険利益の缺如……………(獨68, 埃63)
被保険家畜の譲渡……………(埃108)
被害物についての会社の権利…
……………(火保約款15)
被害者
被害者に対する賠償額の填補…
……………(瑞典95, テ95)
被害者の保険者に対する直接請求
……………(佛53)
費用の償還……………(中35, 60)
費用の填補……………(獨144)
標準約款……………(紐101)
飛行危険……………(獨生保
會社約款アリアンツ3, ドイツチ
ア-3, フェヤアイニグテ3, ヴィクト
リア3, 加生保會社約款カナダ・サ
ン約款12, カナダ約款12, マニユフ

アクチュアラーズ約款12, ミニ
チュアル約款12, ロンドン約款12)
評價……………(中57)
評價の爲の必要費用……………(中59)
評價の遅延……………(中67)
評價人……………(火保約款20)
評價價額……………(獨37, 87)
電害保険
電害保険の保険事故……………(獨108)
電害保険における電害以外の事故
に因る事故發生……………(佛47)
フ
不作爲に因る告知……………(テ7)
不動産保険……………(テ87)
不當と解釋せらるる約款の効力
……………(瑞典34)
不没收……………(英生保
會社約款ブルデンシヤル約款11,
ブルデンシヤル營業5, サン約款11,
リーガル約款11, パール約款11, ノ
リツチ約款11, レフニュージ約款11)
不可抗爭…(英生保會社約款ブルデ
ンシヤル約款7, サン約款7, リーガ
ル約款7, パール約款7, ノリツチ約
款7, レフニュージ約款7, 埃136, 加生
保會社約款カナダ・サン約款1, カ
ナダ約款1, グレート約款1, マニ
ユフアクチュアラーズ約款1, ミニ
チュアル約款1, ロンドン約款1, カ
ナダ標準約款3, 獨アリアンツ約款
養老6, メトロポリタン生保約款4)
不特定人の爲にする契約…(佛6)

不特定人の爲にする契約におけ
る保険料支拂義務……………(佛6)
不利益變更禁止……………(獨31,
42, 72, 158の2, 172, 178, 埃22, 42,
72, 87, 95, 110, 129, 153, 163, 瑞西
68, 98, 瑞典10, 50, 中6, テ10, 50)
不利益なる特約の禁止…(テ34)
不足保険……………(佛31)
物保険の場合における保険價額
及び物の總體に対する保険…
……………(埃51)
普通保険約款の變更…(瑞西35)
船隻使用の保険……………(獨136)
分損不擔保の場合における損害
の填補……………
……………(運保約款4, 海保貨物約款27)
分損擔保の場合における損害の
填補(運保約款, 海保貨物約款26)
複数の船舶又は車輛に積み込ま
れた場合の保険……………
……………(海保貨物約款12)
復活…メトロポリタン生保約款9, 英
生保會社約款ブルデンシヤル約款
12, サン約款12, リーガル約款12,
パール約款12, ノリツチ約款12, レ
フニュージ約款12, 埃145, 佛16, 中19,
生保約款15, 生保約款草案5, 獨生保
會社約款アリアンツ15, ドイツチ
ア-15, フェヤアイニグテ15, ヴイ
クトリア15, 加生保會社約款カナ
ダ・サン約款3, カナダ約款3, グレ
ート約款3, マニユフアクチュアラ
ーズ約款3, ロンドン約款3, ミニ
チュアル約款3, カナダ標準約款10)

辨済期に関する特約……………(獨11)
併存保険……………(獨58, 90)
變更・解約拂戻を除外する場合
……………(埃143)
變更價額……………(佛76)
變更…(メトロポリタン生保約款8)
返戻金
返戻金の計算……………(瑞西91)
返戻金計算の説明の義務(瑞西92)
契約變更・解約返戻金…(瑞西90)
變更・解約返戻金計算の基礎…
……………(埃144)
返還手数料……………(日655)
兵役及びその通知……………
……………(カナダ標準約款2)

ホ
保險契約
保險契約の延長・變更・復活の申込
の効力……………(佛7)
保險契約締結後保險の目的の存せ
ざるに至れる場合……………(佛35)
保險契約上生ずる請求權又は損害
額の鑑定……………(獨64)
保險契約上生ずる請求權又は傷害
の範圍の鑑定……………(獨184)
保險關係の移轉……………(獨69)
保險契約の申込……………(埃1, 瑞西1)
保險契約の成立……………(獨74)
保險契約の内容……………(埃89)
保險契約の意義……………(中1)

保険契約に付遺族の有する特権…
……………(瑞西86)
保険契約の受益者……………(中5)
契約延長の保留……………(瑞典31)
契約の延長……………(瑞典
84, 74, 獨生保會社約款アリア
ンツ14, ドイツチアー14, ヴイク
トリア14, フェヤアイニグテ14)
保険契約の消滅……………(726)
保険契約消滅の効果……………(727)
契約の形式……………(中14)
契約の方式……………(中16)
契約の種類……………(中17)
契約締結前の告知義務…(獨163)
契約消滅の場合の経過保険料の歸
屬……………(瑞典16, 716)
保険契約の無効……………
…(瑞西9, 火保約款6, 運保約款
6, 中18, 海保船舶約款2, 海保貨
物約款2, 獨生保會社約款アリア
ンツ10, ドイツチアー10, フェヤ
アイニグテ10, ヴイクトリア10)
保険契約法の適用範囲……………
…(獨186, 187, 塊164, 165, 166)
契約以外の事故……………(中62)
保険契約の更新……………(731)
保険契約の繼續……………(火保約款25)
保険契約の開始…(獨アリアンツ
約款養老1, 獨アリアンツ終身1)
保険契約の譲渡……………
(メトロポリタン生保約款7, 英生
保會社約款プルデンシヤル約款
14, サン約款13, リーガル約款13,
パール約款13, ノリツテ約款13,
レフニュージ約款14, 加生保會社

約款カナダ・サン約款8, カナダ
約款8, グレート約款8, マニユフ
アクチニアラズ約款8, ミュー
チニアル約款8, ロンドン約款8)
高額契約……………(英生保
會社約款プルデンシヤル附記4)
少額契約……………(英
生保會社約款レフニュージ附記6)
自己の爲にする保険契約…(中2)
保険契約の変更
運送保険契約の変更 ……(日672)
契約変更の證明……………(佛8)
保険契約の自動変更……………(塊142)
契約の解除・変更……………
…(メトロポリタン生保約款8)
保険者
保険者の危険引受の程度と不正告
知……………(瑞典6, 76)
保険者の知了と危険引受の範囲の
通知……………(瑞典8, 78)
保険者の主たる義務……………(佛14)
保険者の知了又は黙秘事項の輕微
若しくは重要性の喪失……………
……………(瑞典9, 79)
保険者よりの通知宛所…(瑞西43)
保険者の相殺權……………(獨78)
保険者の支拂免責……………(獨34)
保険者の代位……………(獨67, 102, 118,
158の7, 佛36, 73, 86, 7395)
保険者の検査權…(獨120, 塊100)
保険者の委任……………(獨145)
保険者の代位の規定の適用排除…
……………(獨148)
保険者の解約に因る變更(獨175)

保険者の控除權……………(塊27)
保険者の償還請求權……………(瑞西72)
保険者の給付時期……………(瑞典24)
詐欺に因る保険者の責任……………
……………(瑞典23, 723)
保険事故發生後における保険者の
責任……………(塊60, 中40)
質権者に対する保険者の義務……………
……………(塊32)
質権者に対する保険者の通知……………
……………(塊33)
虐待・等閑に因る保険者の免責…
……………(獨125)
保険者・保険契約者の支拂不能…
……………(瑞典26)
保険者の内國における事業經營權
の喪失・保険者の清算(瑞典27)
保険者との交渉……………(瑞典32)
保険者の破算……………
…(日651, 獨13, 瑞西37, 中38, 94)
保険者の破産又は清算の場合……………
……………(佛32)
保険者の破産及び和議手續の効果
……………(塊21)
保険者破産の場合における契約の
消滅……………(726)
保険者破産の場合における契約消
滅の効果……………(727)
保険契約者
契約者の地位の承繼……………(7110)
保険契約者等の通知義務(日681)
保険契約者の義務……………(獨6)
保険契約者の地位……………(獨76)
保険契約者の留置權及び優先權…

……………(獨77)
保険契約者の物權……………(獨107)
保険契約者被保険者の行爲知了…
……………(塊71)
保険契約者の代理人による契約の
締結……………(塊5)
保険契約者の有する填補請求權と
保険証券の引渡……………(塊70)
保険契約者の家族に対する損害賠
償請求權は保険者に移轉せず…
……………(塊126)
保険契約者の故殺……………(塊139)
保険契約者の義務違反免責……………
……………(瑞西45)
契約者及び受取人に対する權利行
使……………(7116)
契約者の地位の移轉…(瑞典110)
契約者の地位の承繼に伴う不確定
受取人の指定の効力(瑞典111)
契約者及び配偶者の生命保険に對
する權利行使……………(瑞典116)
保険契約者の死亡又は目的物の讓
渡に伴う契約上の權利義務の移
轉……………(佛19)
契約締結當時における保険契約者
の義務……………(佛15)
契約者・被保険者の權利は訴訟の
目的とならない……………(7123)
契約者貸付……………
……………(生保約款17, 生保約款草案
20, 瑞西95, 中91, 獨生保約款7)
契約者・受取人の死亡通知 ……
……………(生保約款草案7)
保険契約者の破産(日662, 獨14, 瑞
西55, 瑞典117, 佛18, 中39, 7117)

保険契約者の破産・支拂不能 ……
……………(瑞典28, 中94, 95)
契約者破産の契約に及ぼす効果…
……………(デ28)
保険料(獨生保約款3, カナダ特約5)
保険料を返還する場合……………(日
643, 654, 中36, 海保船舶約款22)
保険料の請求……………(中87)
保険料立替拂……………(中90)
保険料の相殺規定……………(獨35の3)
保険料取立の慣行……………(獨37)
保険料滞納の効果……………
……………(獨38, 39, 瑞典13, デ13, 14)
解除・解約・破産の場合の保険料…
……………(獨40)
告知義務違反の場合の保険料の増
額……………(獨41)
保険料不拂の通知……………(獨103)
保険料拂済保険(獨174, 生保約款
草案19, 獨生保約款5, 獨生保會
社約款アリアンツ8, ドイツチ
アー8, フェヤアイニグテ8, ヴイ
クトリア8, 英生保會, 約款ブル
デンシヤル營業3, パール營業4)
割増保険料……………(火保約款10)
保険料の返還・無効・失効の場合…
……………(火保約款11, 運保約款16)
保険料の返還・解除の場合……………
……………(火保約款12)
危険増加の場合の保険料の増額…
……………(ソ386)
繼續保険料……………(獨18)
保険料減額請求權……………
……………(獨31, 瑞西23, 中37)
一時拂保険料の場合の例外……………

……………(獨177)
保険料の不可分……………(瑞西24)
保険開始前又は開始に際し生ずる
保険料の遅滞……………(獨28)
保険開始後の保険料の遅滞(獨29)
保険期間……………(獨9)
契約失効後の延滞保険料の請求…
……………(瑞典15)
契約消滅と経過保険料の歸屬…
……………(瑞典16, デ16)
保険料債務の法性……………(佛16)
保険料免除保険・解約返還金 ……
……………(獨アリアンツ約
款養老4, 獨アリアンツ終身12)
分割保険料……………(加生保會
社約款カナダ・サソその他5, グ
レートその他5, マニユファクチ
ユアラーズその他5, ミューチュ
アルその他5, ロンドンその他5)
保険料積立金の返還……………
……………(日683, 獨176, 獨146)
解除の場合の保険料の歸屬(獨6)
危険の増加と保険料の歸屬(獨35)
増加保険料請求權及び告知の瑕疵
に因る保険者の解除權……………(獨30)
保険料の歸屬……………(獨35)
保険料の拂込……………(ソ389)
保険料の拂込時期……………
……………(獨35, 瑞西19, 瑞典12, デ
12, 生保約款2, 生保約款草案2)
保険料の拂込場所(獨35の2, 36, 瑞
西22, 生保約款3, 生保約款草案3)
保険料の拂込期日及び保険料の追
徴……………(獨23)

保険料の拂込遅滞の効果……………(獨
28, 瑞西21, 獨75, 獨生保約款4)
保険料の拂込義務者……………(瑞西18)
保険料の拂込につき裁判上の強制
手段をとらない場合の効果……………
……………(デ15)
保険料拂込猶豫期間……………(生保約
款4, 生保約款草案4, メトロポリ
タン生保約款1, 英生保會社約款
ブルデンシヤル約款6, サン約款
6, リーガル約款6, パール約款6,
ノリツチ約款6, レフニュージ約款
6, 加生保會社約款カナダ・サン
約款2, カナダ約款2, グレート約
款2, マニユファクチユアラーズ
約款2, ミューチュアル約款2, ロ
ンドン約款2, カナダ標準約款1)
保険料の前拂……………
……………(獨アリアンツ約款養老5)
保険料拂込義務……………
……………(獨アリアンツ約款養老6)
保険料分割拂(獨生保會社約款ア
リアンツ9, ドイツチアー9, フェ
ヤアイニグテ9, ヴイクトリア9)
繼續保険料拂込と保険の繼續……………
……………(デ98)
抵當權者による保険料の支拂……………
……………(獨105)
郵便に依る 保険料 支拂の時期・支
拂の確認……………(獨25)
不特定人の爲にする契約における
保険料支拂義務……………(佛6)
保険料拂込期間……………
……………(佛16, 獨生保會社約款アリア

ンツ16, ドイツチアー16, フェヤ
アイニグテ16, ヴイクトリア16)
保険料拂済保険及び解約(獨141)
保険料拂込猶豫期間及び遅滞に付
する方式……………(佛16)
利益關係人の保険料拂込……………(中88)
保険料拂込方法の変更……………
……………(メトロポリタン生保約款2)
保険料支拂の催告……………(瑞西20)
保険料支拂の懈怠に関する合意…
……………(瑞典14)
保険料支拂懈怠の特殊的效果……………
……………(瑞典17, デ17)
利害關係者の保険料支拂……………(佛74)
保険料不拂の場合・拂済保険買戻
の認められざる場合の生命保険
……………(佛78)
繼續保険料の拂込……………
……………(獨アリアンツ約款養老
2, 獨アリアンツ終身10, 瑞典98)
保険料拂込遅滞効果の排除・不消
滅……………(獨アリアンツ約
款養老3, 獨アリアンツ終身11)
**保険料拂済保険に変更の場合の
計算方法**……………(佛76)
保険の目的……………(佛32)
保険の目的の譲渡……………(日650)
保険の目的に関する權利取得…
……………(日661)
保険の目的の所有者の変更……………
……………(瑞西54)
保険の目的の殘存物に對する請求
權……………(瑞典73)
保険の目的の固有の瑕疵に基く損

害……………(佛33)
保険の目的の変更……………(中61)
保険の目的の範囲…(火保約款3)
保険の目的の検査……………(火保約
款4,運保約款14,海保船舶約款5)
保険の目的の不存在に因る無効…
……………(佛39)

保険金

保険金額……………(塊49,中74)
保険金の性質……………(ソ375,375の2)
保険金及び返戻金の支拂契約變更
手續……………(瑞典114)
保険金に対する物上代位…(佛37)
保額減額條項……………(中89)
最高保額……………
…(英生保會社約款ブルデンシ
ヤル附記2,サン附記2,リーガル
附記2,ノリツチ附記2,レフユー
ジ附記2,加生保會社約款カナ
ダ・サンその他1,カナダその他2,グ
レートその他2,マニユファクチ
ユアラーズその他2,ミューチュ
アルその他2,ロンドンその他2)
殘存保険金額……………(火保約款23)

保険金の支拂……………(中43,海
保貨物約款20,英生保會社約款ブ
ルデンシヤル約款1,サン約款1,リ
ーガル約款1,バール約款1,ノリツ
チ約款1,レフユージ約款1,生保約
款6,生保約款草案3,運保約款11)
保険金支拂免責條項……………
……………(日680,ソ393,デ
19,生保約款13,生保約款草案14)
保険金の一部支拂……………(塊41)

保険金の支拂期……………
……………(瑞西41,中32,生保約款9)
保険金支拂期間の指定……………(獨91)
保険金支拂遲滞の効果……………(中33)
保険金支拂請求の時期に関する制
限……………(デ20)
保険金の支拂義務……………(デ24)
保険金支拂方法の選擇……………
……………(メトロポリタン生保約款12,
英生保會社約款ブルデンシヤ
ル約款15,サン約款14,リーガル
約款14,バール約款14,ノリツチ
約款14,ノリツチ營業3,レフユ
ージ約款15,加生保會社約款カ
ナダ・サン約款10,カナダ約款10,
グレート約款10,ミューチュ
アラーズ約款10,ロンドン約款10)
被保険者に対する保険金の支拂…
……………(獨156)
保険金の便宜支拂……………
……………(生保約款10,生保約款草案11)
保険金よりの控除支拂……………
……………(生保約款20,生
保約款草案12,海保船舶約款20)
保険金支拂の方法…(火保約款19)
倍額支拂……………
……………(紐育生保約款2,加生保會社約
款カナダ・サンその他3,カナダ
その他7,グレートその他8,マニ
ユファクチユアラーズその他8,
ロンドンその他8,カナダ特約1)
保険金の分割拂の妻……………
……………(カナダ標準約款9)

保険償額……………(瑞典36,デ36,
90,運保約款12,海保貨物約款10)
保険償額の推定…(獨52,瑞西49)
保険償額の著しき減少……………
……………(日637,瑞西50,海保船舶約款8)
動産の保険償額……………(獨36)
建物の保険償額……………(獨38)
喪失利益の保険償額……………(獨39)
保険償額の評價……………(デ37)
保険償額・超過保険・保険償額の確
定……………(塊50)
製造品・商品の保険償額(瑞典38)
船舶の保険償額……………(デ75,獨141)

保険金受取人

受取人の権利讓渡……………
……………(瑞典109,佛70,デ108,109)
保険者の破産又は清算の場合にお
ける保険金受取人の権利(佛32)
保険金受取人が権利を有せざる場
合の受取権の歸屬……………(獨168)
保険金受取人及び契約者の配偶者
並びに子の有する介入權……………
……………(塊150)
保険金受取人の法定……………(ソ374)
保険金受取人の資格……………(ソ375)
保険金受取人の義務……………(ソ376)
保険金受取人に対する抗辯……………
……………(ソ377)
保険金受取人のなす支拂…(塊26)

保険金の請求

保険金請求の原因……………(瑞西39)
死亡保険金の請求……………
……………(生保約款7,生保約款草案3)
満期保険金の請求……………

……………(生保約款8,生保約款草案9)
保険金の支拂請求……………
……………(海保船舶約款19)
保険金請求権に対する強制執行…
……………(塊147)
不當の保険金請求……………(瑞西40)
保険金受取人の指定……………
……………(獨166,180,塊133,デ102)
保険金受取人の指定の解釋……………
……………(獨167,瑞典105,デ105)
保険金受取人の指定又は指定の取
消……………(瑞典103,デ103)
受取人の指定は死亡事故の場合に
限り有効……………(瑞典107)
受取人無指定の場合の保険金の歸
屬……………(佛66,デ104)
受取人有指定の場合の保険金の歸
屬……………(佛67)
遺言に依る保険金受取人の指定…
……………(佛30)
受取人の指定は死亡保険の場合に
限り有効……………(デ107)
受取人の指定變更……………
……………(メトロポリタン生保約款6,
生保約款16,生保約款草案16)
保険給付請求權……………(瑞典25)
保険給付請求權の行使期間(塊20)
保険給付請求權の履行期…(塊40)
保険給付請求權の上に存する第三
者の法定質權……………(塊127)
保険給付の履行期……………(塊125)
会社の給付……………(獨生保約
款11,獨アリアンツ約款營業8)
会社の責任及び填補額……………

.....(海保船舶約款17)

保険事故

保険事故発生後の解除.....
.....(獨21, 塊61, 93, 105)

海上保険の保険事故(瑞典59, 59,
海保船舶約款1, 海保貨物約款1)

生命保険の保険事故.....
.....(獨159, 瑞典97, 597)

義務保険の保険事故... (獨158の3)

故意過失に因る保険事故の招致...
.....(塊55, 瑞典18, 518)

保険事故の通知..... (塊
78, 91, 124, 140, 瑞典21, 390,
中21, 獨アリアンツ約款養老9)

家畜保険の保険事故(獨116, 589)

保険事故の招致.....
... (獨61, 130, 152, 181, 瑞典19)

輕過失に因る保険事故の招致.....
..... (瑞典20, 520)

保険事故発生後の保険契約者の義務・不當なる證據抗辯及び履行抗辯..... (塊39)

保険事故・罹病・傷害の場合における通知義務..... (塊99)

保険事故発生の際の豫防義務... (51)

保険事故の告知義務に對する違反..... (獨158の6)

保険事故発生前の受取人の死亡...
..... (瑞典106, 5106)

保険事故の告知義務.....
..... (獨33, 34, 92, 110
121, 146, 153, 158の5, 171, 182)

責任保険の保険事故.....
..... (獨149, 瑞典91, 佛50, 591)

電害保険の保険事故..... (獨108)

保険事故発生後の保険者の責任...
..... (塊60, 中40)

傷害保険の保険事故..... (獨179)

保険期間..... (佛5, 火保約款2)

貨物運送保険の保険期間.....
..... (獨134, 塊115)

船舶保険の保険期間.....
..... (獨138, 塊116)

保険期間の計算..... (塊17)

保険期間の延長(海保船舶約款16)

保険契約期間

契約期間を超えて責任を負担する場合..... (塊107)

契約期間と保険料期間... (ソ378)

保険約款

普通保険約款の変更..... (瑞西35)

保険約款の改正の効力... (5114)

保険約款の認可..... (ソ397)

普通保険約款の効力 (瑞典3, 53)

延期約款..... (獨9)

保険証券..... (獨3, 瑞西11)

保険証券の譲渡..... (ソ381)

保険証券の記載事項.....
(日649, 668, 671, 679, 塊8, ソ
380, 佛9, 60, 中15, 80, 96, 紐58)

証券所持人に對する支拂の効力...
..... (瑞典115, 5115)

保険証券記載禁止事項.....
..... (紐59)

記名式保険証券..... (獨4)

保険証券の失効宣告及び証券の再發行(塊9, 瑞西13, 獨生保約款17)

所持人又は持参人拂の保険証券...

..... (塊151)

保険証券の訂正..... (瑞西12)

申込書と保険証券との相違 (塊?)

証券中の無効又は失權條項の記載の効力..... (佛9)

記名式・指圖式・持参人式保険証券の發行..... (佛10)

保険証券記載されない約款の効力..... (5113)

保険証券は引換証券である.....
(生保約款19, 生保約款草案13)

保険証券の書換又は再交付.....
(生保約款22, 生保約款草案25)

仲立人・代理店の發行する假証券交付の効力..... (佛3)

保険証券の無効の意思表示.....
..... (獨アリアンツ約
款養老17, 獨アリアンツ終身8)

保険証券の流通方式.....
..... (佛61, カナダ標準約款4)

証券作成費... (獨生保會社約款ア
リアンツ2, ドイツチアー2, ヴイ
クトリア2, フェアアイニグテ2)

保険証券擔保貸付.....
(佛77, 紐育生保約款4, メトロホ
リテン生保約款10, 英生保會社
約款ブルデンシヤル約款10, ブ
ルデンシヤル營業4, サン約款10
リーガル約款10, パール約款10,
パール營業5, ノリツチ約款10,
ノリツチ營業?, レフニュージ約款
10, 加生保會社約款カナダ・サン
約款5, カナダ約款5, グレート約
款5, マニユファクチュアラーズ

約款5, ミニユチアル約款5, ロ
ンドン約款5, カナダ標準約款7)

保険証券擔保貸付の場合における
定期保険..... (紐育生保約款6)

保険代理商..... (塊43)

代理商の共通的法定權限... (獨43)

媒介代理商の知了と保険者の知了
..... (獨44)

締結代理商の法定權限.....
..... (獨45, 塊44)

地域代理商の法定權限.....
..... (獨46, 塊45)

代理商の法定權限の制限.....
..... (獨47, 塊46)

代理商の裁判管轄..... (獨48)

代理商の知了並びに誤れ告知...
..... (塊47)

代理店の發行する假証券交付の効
力..... (佛8)

保険保護の開始... (獨生保約款2)

保険關係の変更.....
..... (獨アリアンツ約款養老19)

保険税及びその他の費用.....
..... (獨アリアンツ約款終身3)

保険法と債權法との關係.....
..... (瑞西100)

**保険法規は宗教的組合には適用
がない**..... (紐64)

保険關係者の定義... (瑞典2, 52)

保證金の提供..... (瑞典93)

保全規定..... (瑞典51)

保管者の責任保険..... (日667)

沒收の禁止..... (瑞西93)

包括物の保険..... (獨54)

包括保険の危険増加……(瑞西31)
 包括保険の告知義務……(佛23)
俸給振替保険… (加生保會社約款
 カナダ・サンその他9, カナダその
 他8, グレートその他9, マニユファ
 クチュアラーズその他9, ミューチ
 ヲアルその他9, ロンドンその他9)
法律施行前の契約……………
 ………………(瑞西104, デ126)
捕獲停止……………(瑞典72, デ72)

ミ

自らの前者に対し自ら有する権
 利以上のものを移轉するを得
 ず……………(佛11)
 未成年者・妻を被保険者とする
 場合の制限……………(佛79)

ム

無効
 保険の目的の不存在に因る無効…
 ………………(佛39)
 保険証券の無効の意思表示……
 ………………(瑞西9, 獨アリアンツ
 約款養老17, 獨アリアンツ終身8)
 保険契約の無効……………
 ………………(火保約款6, 運保約款6
 中18, 海保船舶約款2, 海保貨物
 約款2, 獨生保會社約款アリア
 ンツ10, ドイツチアー10, フェヤ
 アイニグテ10, ヴィクトリア10)
 契約の無効・失効又は解除の場合
 における保険料……………(海

保船舶約款21, 海保貨物約款24)
 財産保険契約無効……(ソ384)
 無効なる合意……………(塊122)
 詐欺に因る無効……………
 ………………(生保約款11, 生保約款草案15)
 損害保険契約の無効……(日642)
無診査保険… (英生保會社約款サ
 ン營業2, 加生保會社約款カナダ・
 サンその他10, カナダその他9, グレ
 ートその他10, マニユファクチュ
 アラーズその他10, ミューチユア
 ルその他10, ロンドンその他10)
 無保険利益の場合の効果(中10)
 無能力者・未成年者を被保険者
 とする保険……………(中79)
 無配當……………(運保約款17)

メ

**命令に基く契約自由の制限の排
 除**……………(獨188)
免責抗辯……………(塊32)
免責事項……………(瑞典62, 63, 80, 中
 81, デ62, 63, 80, 運保約款2, 海
 保船舶約款4, 海保貨物約款4, 5, 6)

モ

申込の生律上の性質……………(佛7)
申込書……………(瑞西3)
黙示の更新……………(瑞西47)
物の固有の瑕疵に基く損害……
 ………………(佛44)
物の總體に對する保険の範圍及

び場所の変更……………(塊75)

ユ

**郵便に依る保険料支拂の時期・
 支拂の確認**……………(塊25)
有効契約に依りて生ずる利益…
 ………………(中13)
有色人に對する差別の禁止……
 ………………(紐90)

ヨ

用益權小作契約其他への準用
 ………………(獨115)
要書契約……………(ソ379)
要式行爲……………(佛8)
豫備診査……………(獨160)

ラ

落雷に因る損害…(瑞典81, デ81)

リ

利益金分配に與る権利のない者
 ………………(海上船舶保險23)

[註] 各法令、約款の略稱は、下記によつた。たとえば、佛5は、佛
 蘭西保險契約法第五條、生保約款1は、日本模範普通保險約款(生命)
 第一條を意味するが如きこれである。

日	本	商	法	日
獨	逸	保	險	獨
瑞	西	保	險	瑞
英	太	利	保	英
		險	契	
		約	約	
		法	法	

**利益配當契約を締結する會社は
 無配當契約をしてはならない**
 ………………(紐102)
利益配當……(生保約款23, 獨生保
 約款19, 獨生保會社約款アリアン
 ツ5, ドイツチアー5, フェヤアイニ
 グテ5, ヴィクトリア5, メトロポリ
 タン生保約款11, 加生保會社約款
 カナダ・サンその他6, カナダその
 他5, グレートその他6, マニユチア
 クチュアラーズその他6, ミューチ
 ヲアルその他6, ロンドンその他6)
陸海軍人……………(英生
 保會社約款ブルデンシヤル附記5)
略稱及び適用……………(紐1)

レ

聯邦の特別の命令……………(瑞西99)
例外……………
 ………………(カナダ標準約款12, カナダ特約2)

ワ

割引及び差別的取扱の禁止……
 ………………(紐65)

ソヴェット・ロシヤ民法
 瑞 典 保 險 契 約 法
 佛 蘭 西 保 險 契 約 法
 中 華 民 國 保 險 契 約 法
 紐 育 州 保 險 法
 デ ン マ ー ク 保 險 契 約 法
 日 本 模 範 普 通 保 險 約 款 (生 命)
 日 本 模 範 普 通 保 險 約 款 草 案 (生 命)
 日 本 火 災 保 險 普 通 保 險 約 款
 日 本 運 送 保 險 普 通 約 款
 日 本 海 上 保 險 普 通 保 險 約 款 (船 舶)
 日 本 海 上 保 險 普 通 保 險 約 款 (貨 物)
 獨 逸 生 命 保 險 模 範 普 通 保 險 約 款
 獨 逸 ア リ ア ン ツ ・ ウ ン ト ・ ス ツ ツ ガ ル
 タ ー 保 險 會 社 普 通 約 款
 貯 蓄 及 び 養 老 保 險 普 通 約 款
 終 身 年 金 保 險 普 通 約 款
 癩 疾 附 加 保 險 の 範 圍
 獨 逸 主 要 生 命 保 險 會 社 普 通 保 險 約 款
 ア リ ア ン ツ ・ ウ ン ト ・ ス ツ ツ ガ ル
 タ ー 生 命 保 險 會 社 普 通 保 險 約 款
 ド イ ツ チ ア ー ・ ヘ ヤ ア ル ド 埋 葬
 生 命 保 險 相 互 會 社 普 通 保 險 約 款
 フ エ ヤ ア イ ニ グ テ ・ ベ ル リ ニ ツ シ エ ・ ウ ン ト ・ プ
 ロ イ ツ シ エ 生 命 保 險 株 式 會 社 普 通 保 險 約 款
 ヴ イ ク ト リ ア ・ ツ ウ ・ ベ ル リ ン 生
 命 保 險 株 式 會 社 普 通 保 險 約 款
 紐 育 生 命 保 險 會 社 普 通 保 險 約 款
 メ ト ロ ホ リ タ ン 生 命 保 險 會 社 普 通 保 險 約 款
 英 國 主 要 生 命 保 險 會 社 普 通 保 險 約 款
 ブ ル デ ン シ ャ ル 保 險 會 社 普 通 保 險 約 款
 サ ン 生 保 會 社 普 通 保 險 約 款
 リ ー ガ ル ・ エ ン ド ・ ジ エ ネ ラ ル 保
 險 會 社 普 通 保 險 約 款
 バ ー ル 保 險 會 社 普 通 保 險 約 款
 ノ リ ツ チ ・ ユ ニ オ ン 生 保 會 社 普 通 保 險 約 款
 レ フ ユ ー ジ 保 險 會 社 普 通 保 險 約 款
 加 奈 陀 主 要 生 命 保 險 會 社 普 通 約 款
 カ ナ ダ ・ サ ン 生 命 保 險 會 社 普 通 保 險 約 款

ソ
 瑞 典
 佛
 中
 紐
 デ
 生 保 約 款
 生 保 約 款 草 案
 火 保 約 款
 運 保 約 款
 海 保 船 舶 約 款
 海 保 貨 物 約 款
 獨 生 保 約 款
 獨 ア リ ア ン ツ 約 款
 獨 ア リ ア ン ツ 養 老
 獨 ア リ ア ン ツ 終 身
 獨 ア リ ア ン ツ 癩 疾
 獨 生 保 會 社 約 款
 ア リ ア ン ツ
 ド イ ツ チ ア ー
 フ エ ヤ ア イ ニ グ テ
 ヴ イ ク ト リ ア
 紐 育 生 保 約 款
 メ ト ロ ホ リ タ ン 生 保 約 款
 英 生 保 會 社 約 款
 ブ ル デ ン シ ャ ル 約 款
 サ ン 約 款
 リ ー ガ ル 約 款
 バ ー ル 約 款
 ノ リ ツ チ 約 款
 レ フ ユ ー ジ 約 款
 加 生 保 會 社 約 款
 カ ナ ダ ・ サ ン 約 款

カ ナ ダ 生 命 保 險 會 社 普 通 保 險 約 款
 グ レ ー ト ・ ウ エ ス ト 生 命 保 險 會 社 普 通 保 險 約 款
 マ ニ ユ フ ア ク チ ニ ア ラ ー ズ 生 命
 保 險 會 社 普 通 保 險 約 款
 カ ナ ダ ・ ミ ユ ー チ ユ ア ル 生 命 保
 險 會 社 普 通 保 險 約 款
 ロ ン ド ン 生 命 保 險 會 社 普 通 保 險 約 款
 カ ナ ダ 保 險 法 の 標 準 約 款
 カ ナ ダ 倍 額 支 拂 特 約

カ ナ ダ 約 款
 グ レ ー ト 約 款
 マ ニ ユ フ ア ク チ ニ ア ラ ー
 ズ 約 款
 ミ ユ ー チ ユ ア ル 約 款
 ロ ン ド ン 約 款
 カ ナ ダ 標 準 約 款
 カ ナ ダ 特 約

昭和二十三年八月二十五日印刷
昭和二十三年八月三十日發行

編者 簡易保險局

東京都千代田區神田神保町三ノ二五

印刷者 柳 澤 榮 助

東京都千代田區神田神保町三ノ二五

印刷所 日海印刷株式會社







